

3 監査の結果及び意見

3.1 消防事業における一般的な経営課題

消防行政においては、人口が減少していく中であっても、災害等に即時に対応するために体制を維持し続けることが不可欠であり、人員、車両、資機材等の限られた消防資源を最大限に有効活用していくことが求められている。また、多様化・複雑化する災害への対応力を確保するために、消防業務の高度化・専門化も課題となっている。

これらの問題意識のもと、消防庁では、平成 27 年 8 月から「人口減少社会における持続可能な消防体制のあり方に関する検討会」を開催し、人口減少が消防に与える影響や小規模な消防本部の抱える課題、持続可能な消防体制の確保の手段とその推進方策等について議論され報告書が提出されている。

(1) 人口減少等の今後の消防に影響を与える要素とその影響

ア. 人口減少・高齢社会の進展

人口の減少や高齢化は、全国一律に進むのではなく、進行の状況は地域によって異なる。急激な人口減少により人口一人当たりの行政コストが割高になるものと考えられ、これは消防需要に対しても大きく影響する。例えば高齢者独居世帯の増加に伴い、災害時要援護者の数が増加していくことが想定されるほか、救急業務については、高齢化の進行によって、全国の救急搬送人員数は 2035 年まで増加することが予想されている。

イ. 我が国の消防体制の課題

(ア) 消防の体制（これまでの広域化の推進）

消防庁では平成 6 年に都道府県に対し、消防広域化基本計画の策定を要請するなど、消防の広域化⁹の推進に取り組んできた。平成 18 年には消防組織法の改正を行い、以降、消防組織法に基づく消防の広域化が進められ、全国で 40 地域において消防の広域化が実現した。令和 2 年 4 月 1 日で、消防本部数は 726 本部とピーク

⁹ 二以上の市町村が消防事務を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。

時の2割減¹⁰となっている。これら広域化の実現した地域においては、住民サービスの向上、専門的人材の育成、高度な消防設備・施設の整備のほか、施設等の整備に関しての財政負担の効率化等の成果が上がっている。

(イ) 人員数・署所数

消防吏員数は、近年、地方公務員全体の総職員数が減少する中で、一貫して増加を続けている。これは救急搬送などの需要増を反映した人員配置が行われている結果と考えられる。署所数は、即応性を確保するため、市町村の合併や消防の広域化が進んでも維持している。

(ウ) 予防体制の確保

昭和から平成にかけて出火件数や火災による死者数は長期的に減少傾向にあるが、これはこれまでの予防業務を着実に実施してきた結果である。今後とも適切な予防業務の実施は、火災から地域住民の生命、財産を守るために不可欠であり、予防体制の充実も図っていく必要がある。

(2) 持続可能な消防体制を確保するための施策

ア. 消防の広域化と消防機関間の柔軟な連携・協力等の推進

消防の広域化は、それが実現し適正な規模で円滑な消防業務が実施されれば、消防体制を充実・強化するために極めて有効な手段であることは明白である。今後、人口減少、人口の低密度化が進む中で、これまで以上に消防の広域化の必要性が高まっていることを認識し、まずは関係者が消防の広域化の実現に向け、これまで以上に真摯に向き合い、課題解決に積極的に取り組んでいかなければならない。

一方で、消防業務全体を一括して一元的な組織で処理する消防の広域化は、組織の一元化に向けた調整が著しく困難である事情があるなど、その実現にはなお時間を要する地域があることも現実である。そのため、消防の広域化の次善の策として、また、消防の広域化へ向けたステップとして、消防機関間のより柔軟な連携・協力等を進める手段も検討すべきである。

具体的には、地域の実情を踏まえながら、例えば、複数の消防機関の間で消防業

¹⁰ 広域化が実現することで、複数の市町村で一つの消防本部が置かれるため、消防本部の数は減ることになり、この減少率が広域化の推進の一つの指標となる。

務のうち一部の業務分野ごとにその業務の性質に応じて具体的な連携・協力等の手法を選択するといった、スケールメリットを享受しつつより柔軟な形での連携・協力等を進めることが有効である。特に消火・救急・救助の警防活動については、一定規模以上の圏域において、指令の共同運用による災害情報の即時共有と近隣消防本部との応援、連携・協力等を進めることが、消防力の向上に極めて有効である。

イ．消防業務の執行体制の見直し

今後、24時間365日の即応体制を維持することが困難となることが予想される過疎地域等においては、求められるサービス水準を維持確保することを前提にしつつ、消防業務の具体的な執行体制について、地域の実情を踏まえた対応ができるように、法令上の基準を緩和することも一つの解決策となる。

例えば、救急について、救急業務の充実が図られるような場合や、搬送件数等に鑑みて体制の維持が困難であるようなやむを得ない場合に、人口の低密度化が特に進行する地域に限定した上で、救急隊員3人以上という現行の基準を緩和し、計3人以上のうち1人は一定の訓練を経た消防職員以外の者での編成によって救急業務を実施できるようにすることが考えられる。ただし、消防業務の執行体制の見直しを検討する際には、消防行政の場合、各種災害への備えを確保する観点から体制の合理化には困難性が伴うことにも留意が必要である。

ウ．多様な方法による人材の幅広い確保等

今後、過疎化が進行する地域等においては、若年者のさらなる減少により、消防機関の業務を担う人材の確保が難しくなる。一方で、多様化・複雑化する災害へ対応するためには、これまで以上に幅広く人材を活用して、総合的な対応力を強化していかなければならない。

エ．消防団員の加入促進について

人口減少社会において消防団員の確保が一層困難となる中であっても、住民がいる限り消防団は必要であることから、女性や若者、退職消防職員などの活躍の幅の弾力化等により加入を促進する必要がある。

オ．地域防災力の強化

消防団、自主防災組織、女性（婦人）防火クラブなど多様な主体の参画による地

域防災力の充実強化が必要である。

カ．女性の活躍推進

消防・防災体制の向上を図るためには、これまで以上に女性消防職員・消防団員の活躍を推進していくことが重要である。

キ．人材育成の充実

都道府県・政令指定都市の消防学校での消防吏員・団員の消防活動の基礎となる教育や、消防庁の消防大学校での幹部教育や緊急消防援助隊の活動を想定した高度な訓練において、人材育成の充実による質の確保を図っていく必要がある。

ク．警察、海上保安庁、自衛隊等他機関との連携強化

極めて大規模な災害やテロ等による特殊な災害など、消防機関だけでは十分に対応できない事態も想定すると、消防以外の機関との連携についても、進めていく必要がある。その際、平時から大規模災害を想定した訓練の実施や、関係者間の顔の見える関係づくりなどによって、連携を強化していく必要がある。

ケ．民間の対応力等の活用

消防業務は原則として公務員が担うべきだが、今後、人的資源が限られていく中、例えば転院搬送や緊急性の低い患者の搬送などの業務、防火管理者講習等については、消防機関以外の主体がより役割を担っていく可能性があり、今後の検討課題となる。

(3) 持続可能な消防体制確保のための推進方策

ア．国の役割

国は、これまでも消防制度や消防準則の企画・立案のほか、消防事務に係る基準や人員及び施設の基準等の基本的な指針を策定、提示することにより、消防体制の確立・強化に努めてきた。今後とも、市町村、都道府県が持続可能な消防体制を確立する取組を進めるにあたっては、国がその基本的な指針を定めるとともに、中核的な消防本部が中心的役割を果たすインセンティブを持たせることも必要である。

イ．都道府県の役割

広域自治体としての都道府県は、地域の実情を踏まえ、市町村が将来にわたり持続可能な消防体制を確保するために必要な助言や連絡調整を行うとともに、人的・財政的な支援をより積極的に行うなどリーダーシップを発揮することが求められている。また、過疎化が進行する地域等において何らかの補完機能を果たすことも検討課題となる。現状でも、都道府県が航空隊を設置し消防・防災ヘリコプターを運用することにより、実態上、市町村の消防事務の一部を代替補完しており、補完的な役割を果たしている側面もある。

ウ．中核的な消防本部の役割

人口が減少する社会においても、各地域の消防の即応体制を維持しつつ、高度かつ専門的な消防体制を確保する必要があり、中核となる消防本部と近隣の消防本部との広域的な連携による「集約とネットワーク化」を図ることが求められる。中核的な消防本部は、一般的に災害対応能力が高いだけでなく、業務の高度化・専門化が進んでいる。

例えば、救助については、高度救助隊が中核市等に整備され、大規模災害に加えて高度なNBC災害（核、生物、化学物質による特殊災害）対応のできる特別高度救助隊が政令指定都市等に整備されている。救急については、管轄人口30万以上の本部になると救急救命士の再教育の実施体制が充実している。さらに、予防事務については、主に大都市の消防本部において行政手続きや訴訟対応に係る専門知識等を有する職員の育成が図られている。

現状においても、中核的な消防本部は、はしご自動車や特殊車等の車両を有しない消防本部の災害対応を自身が持つ車両の運用によって応援するケースなど、地域全体の消防力の向上に非常に重要な役割を果たしていると言える。今後、消防業務の高度化・専門化に対応できる中核的な消防本部が果たす役割は、より一層重要になる（出典：消防の動き ‘16年4月号）。

札幌市消防局は、北海道の中核的な消防本部として重要な役割を担っており、上記と同様の検討課題に取り組んでいる。

3.1.1 女性消防吏員の活躍の場の拡大について

(1) 概要

消防本部においては、昭和44年（1969年）に川崎市が12人の女性消防吏員を採用したことに始まり、以降、横浜市、越谷市、日立市、所沢市、東京都などが採用を開始した。平成6年（1994年）には女子労働基準規則の一部改正により、消防分野における深夜業の規制が解除され、女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事できるようになり、現在、救急業務のほか警防業務を含む交替制勤務を行う女性消防吏員の割合は全女性消防吏員の約5割となっている。

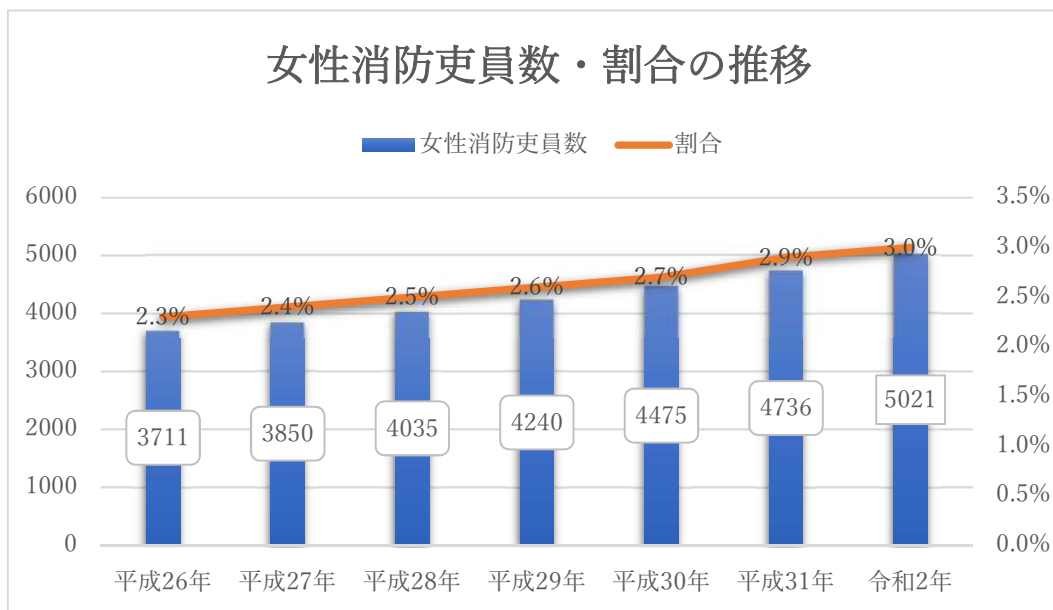
このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきたところであるが、令和2年4月1日現在、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合は3.0%であり、警察官10.2%（地方警察官に占める女性警察官の割合）、自衛官7.4%、海上保安庁7.4%といった他分野と比較しても少ない状況である（自衛官は令和元年度末現在）。女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、令和2年4月1日現在、全国726本部中154本部（21%）あり、その約8割が消防吏員数100人未満の消防本部である。消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることを期待される。

住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織に多様なニーズに対応できる柔軟性が備わっていくことが挙げられる（出典：令和2年版消防白書）。

(2) 女性消防吏員数の推移及び取組の状況

ア. 全国的女性消防吏員数及び全体に占める割合

令和2年4月1日現在で、消防吏員全体に占める女性の割合は約3.0%と、まだまだ少ない状況だが、住民サービスの向上などの観点から、更なる活躍が期待されている。



(出典：令和2年版消防白書)

イ．市町村及び各消防本部の取組

消防庁は「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成27年7月29日付け消防消第149号消防庁次長通知）を発出し、以下の取組を市町村及び各消防本部に対し要請した。

ウ．女性消防吏員の計画的な増員の確保

(ア) 数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度当初までに5%に引き上げることを共通目標とする。この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じて、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこと。実態調査によると、令和2年11月までに数値目標を設定又は設定予定の消防本部は722本部（99%）である。

(イ) 女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

a．積極的なPR活動の展開

女性消防吏員を増加させるためには、まずは消防を自らの職業として選択肢に含める女性を大幅に増やすことが喫緊の課題であることから、各消防本部は、これから社会人になる年齢層の女性に対し、具体的な業務内容や勤務条件等を含め、

消防の仕事の魅力について、より積極的にPRするとともに、消防は女性が活躍できる職場であることの理解を深めるための説明会等を行うこと。

b. 採用試験における身体的制限について

採用募集に際し、身長・体重等の身体的制限を設けている消防本部においては、こうした制限が消防の職務の遂行上、必要最小限かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかどうか、検証の上、必要に応じて見直しを検討すること。

c. 女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

消防は、市町村長部局の業務とは異なり、一定の隊員数で現場での部隊活動を行うため、現場活動従事者に長期の休暇や休業を取得する職員が生じた際に、必ずその欠けた1人を代替として補充しなければ部隊活動に支障を来すという職務上の特殊性を有する。今後、消防本部が行う女性消防吏員の採用の大幅拡大に合わせ、市町村においては、消防における職務上の特殊性を理解のうえ、適切な措置を検討すること。具体的には想定される休業等に際し、消防力を継続的に維持できるような代替職員の確保等が考えられること。

(ウ) 適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適性に応じた人事配置を行うこと。なお、各隊の活動水準について一定レベルを確保することは必要不可欠であり、性別を問わず、各隊員がその活動に必要な能力を満たさなければならない点に留意すること。

(エ) ライフステージに応じた様々な配慮

現状においては、女性消防吏員が極端に少ないこと、妊娠・出産といった母性保護に係る配慮や、子育て期における配慮が必要であることから、女性についてライフステージに応じた人事上の様々な配慮が必要であること。

エ. 消防長等消防本部幹部職員の意識改革

消防長は、消防本部のトップとして消防事務を統括し、全ての消防職員を指揮監督するなど、市町村の他の幹部職員と比較しても特に重い責任・権限を有している。

そのため、消防長には、女性消防吏員の活躍推進を組織的に実施していくための強いリーダーシップの発揮が求められる。各消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。また、消防本部幹部職員に対しても、研修等により女性の活躍推進について理解を深めるよう取組を行うこと。

オ. その他

(ア) 施設・装備の改善

各消防本部においては、女性消防吏員の活躍の場を広げるために、消防本部・消防署・支所（出張所）等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。なお、消防署所等における女性専用施設の整備に要する経費について、平成 28 年度から特別交付税措置を講じている。また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めること。

(イ) 女性の活躍情報の「見える化」の推進

各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数、女性の管理職の割合及び女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載するなど「見える化」を推進すること。

(3) 札幌市の女性消防吏員

ア. 札幌市における女性消防吏員の人員数

消防庁によれば、消防全体、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和 8 年度当初までに 5%に引き上げることを共通目標としているが、市においては、令和 2 年 4 月 1 日現在で消防吏員は 1,823 名、うち女性消防吏員は 68 名で女性消防吏員の割合が 3.7%となっており、消防庁の目標は未達である。

イ. 札幌市の取組

市では、職員を対象に、仕事と子育ての両立と女性の活躍をより効果的に推進することを目的として「札幌市子育て・女性職員応援プラン」が策定されており、以下の具体的な内容について令和 8 年 3 月 31 日までの期間を計画期間としている。

- 妊娠中及び出産後における配慮

- 子育て支援に関する取組み・制度の周知および利用促進
- 男性職員の家庭での活躍推進
- 時間外勤務の縮減
- 年次休暇の取得推進
- ワークライフバランスを実現するための環境づくり
- 女性職員のキャリア形成支援

ウ. 平日の日中のみ活動する日中勤務の救急隊（デイトタイム救急隊）

市では、市内の救急需要に応じて、日中（土日祝を含む）のみ活動する日勤救急隊2隊を増隊している。子育てや介護中の隊員が仕事を続けられる環境をつくり、現場でのキャリア維持が可能となっている。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・発 足 年：平成30年10月1日 ・配 置 署：北消防署、東消防署 ・勤務体制：各1隊5名の計10名、4週8休による日中時間帯（8時45分～17時15分） |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

エ. 女性消防吏員の活動の場の拡大のための現在の消防署・出張所の設備の状況

令和3年12月現在の状況は次のとおりである。

札幌市消防局における女性消防吏員の職場環境等

1 施設・設備の状況(令和3年12月1日現在)

消防局庁舎(中央消防署)			うち、女性職員専用として整備している設備等状況						
			更衣室	仮眠室	浴室	トイレ	洗面室	洗濯機	乾燥機
女性 吏員	いる	女性施設あり	1	1		1	1		1
		女性施設なし			1		1	1	
	いない	女性施設あり							
		女性施設なし							
小計			1	1	1	1	1	1	1

各消防署		消防署数	うち、女性職員専用として整備している設備等状況							
			更衣室	仮眠室	浴室	トイレ	洗面室	洗濯機	乾燥機	休憩室
女性 吏員	いる	9	9	8	3	9	5	1	1	9
				1	6		4	8	8	
	いない									
小計		9	9	9	9	9	9	9	9	

※あり施設 全 厚別以外 白石、豊平、南 全 厚別、豊平、西、手稲以外 南 南 全

各出張所		出張所数	うち、女性職員専用として整備している設備等状況							
			更衣室	仮眠室	浴室	トイレ	洗面室	洗濯機	乾燥機	休憩室
女性 吏員	いる	41								
	いない		2	2	2	12	2	1	1	2
			39	39	39	29	39	40	40	39
小計		41	41	41	41	41	41	41	41	

※あり施設 北郷、定山溪 北郷、定山溪 北郷、定山溪 北郷、定山溪 北郷、定山溪 定山溪 定山溪 北郷、定山溪

※あいの里、幌北、里塚、藤野は来客用女子トイレと兼用

※豊水、山鼻、篠路、北栄、苗穂、美園は身障者用と兼用

学校、ワークステーション、ヘリポート		3	うち、女性職員専用として整備している設備等状況							
			更衣室	仮眠室	浴室	トイレ	洗面室	洗濯機	乾燥機	休憩室
女性 吏員	いる	女性施設あり	1	1	1	1	1	1	1	1
		女性施設なし								
	いない	女性施設あり	2	1		2				
		女性施設なし		1	2		2	2	2	2
小計		3	3	3	3	3	3	3	3	

※あり施設 全 学校、ワーク ※ヘリポートは仮眠室自体なし 学校 全 学校 学校 学校 学校

(出典：局作成資料)

ここ数年で新設された出張所（北郷、定山溪）については、女性職員専用とした施設・設備が整備されているが、上記の通り、ほとんどの出張所では、女性消防吏員の配置がされていないこともあり、現状は女性用の施設の整備は進んでいない。

消防庁のアンケートによれば、女性消防吏員を配置できない理由として、庁舎に女性用施設が整備されていないことが挙げられている。また、施設に不満を感じている女性消防吏員が多数いることも明記されている。

(4) 監査手続

女性消防吏員の活動の場の拡大のための現在の消防署・出張所の設備の状況入手し、また、消防署や出張所の往査時に設備の状況を確認した。

(5) 監査の結果（意見）

上記の通り、女性消防吏員が交替勤務職場で勤務するにあたり、既存施設の改修や新築の消防庁舎に女性専用スペース（仮眠室、更衣室、洗面所など）を設けるなどしているが、設備の更新等に伴う環境整備はまだまだ進んでいない。全ての消防署及び出張所に女性専用スペースを設けるとなると、相当の期間を要することと思われるが、計画的に推進することが望まれる。

また、女性消防吏員の要望に応じて、女性用の被服・装備品の導入を積極的に進めることが望まれる。

3.1.2 ハラスメント防止に関する研修について

(1) 事業の概要

消防職員の人材育成のため、必要とされる知識や技術の向上を図るため研修を行う。

(2) 規程等

消防職員の研修については、札幌市消防職員研修規程および札幌市消防職員研修規程実施要綱を設け、必要な事項を定めている。

具体的な目的としては、職員の資質および職務遂行能力の向上を図ることである（規程第1条）。

研修の区分は次の通りとされている（規程第3条）

(a) 所属研修

(b) 部研修

- | |
|---------------------------------------------------|
| (c) 学校研修
(d) 救急救命士養成研修
(e) 委託研修
(f) 派遣研修 |
|---------------------------------------------------|

(3) 監査手続

消防職員に対する研修に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問及び視察等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(4) 監査の結果(意見)

消防職員に対する研修のうち、ハラスメント防止に関する研修について、本来であれば全職員を対象にした研修会を実施すべきところであるが、コロナ禍の影響から研修会を実施することができず、令和2年度についてはハラスメント啓発用のDVDを各消防署に回覧する方法で研修を実施したとのことである。局からの回答では、集合研修などの多人数での視聴は避けており、係単位以下による少人数の研修または個人学習として視聴するようアナウンスしたとしている。

これに対し、各消防署への回覧については、消防署一箇所あたり約10日間の回覧期間が設けられているものの、少人数または個人学習での視聴とすると、署内の全職員が視聴するには日数が足りないと考えられる。

ハラスメント防止については特定の役職者だけが研修を受けるだけでは不十分であり、ハラスメントの加害者となり得る者、被害者となり得る者として、全職員が研修を受講する必要があると考えられる。

そのため、啓発用のDVD回覧の日数を増やすか、回覧するDVDの数を増やすなどして全職員に研修受講を徹底し、さらに少人数での事例検討などのグループミーティングを通してハラスメント防止を徹底すべきであると考えられる。

これに対し、局からは、

・ハラスメントの防止については、特定の役職者だけが研修を受ければ良いというわけではなく、全職員が当事者意識を持ち、取り組んでいく必要があるものと認識している

- ・研修用DVDは令和2年度に初めて購入し回覧したが、今後は、回覧日数を増やすなど、研修受講の徹底を図っていく

- ・研修用DVDの回覧の他、所属研修を通じて、引き続き、全職員のハラスメントに関する知識、意識の向上を図り、ハラスメントの撲滅に、より一層取り組んでいく

との回答がなされた。

局、特に警防課はチームワークが非常に重要であり、良好な職場環境の構築は局の職務の円滑な実施のためには必要不可欠であると考えられ、ハラスメントを防止すること、そのための研修の実施は極めて重要なものであると考えられる。

今後も全職員にハラスメント防止の徹底と、そのために必要な研修の定期的な実施を徹底する必要がある。

3.1.3 救急車の出動件数が年々増加していることについて

(1) 出動件数の概況

令和2年度は、全国及び市とも新型コロナウイルス感染症の影響¹¹による出動件数の減少が見られたが、令和元年度まで救急車の出動件数は年々増加している。

¹¹ 全国の救急出動件数が対前年比で減少したのは12年ぶりのことだが、その理由として消防庁は、令和3年3月26日の報道資料（「令和2年中の救急出動件数等（速報値）」の公表）において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生意識の向上や不要不急の外出自粛といった国民の行動変容により、急病、交通事故及び一般負傷等の減少に繋がったことなどが考えられるとしている。

ア. 全国

救急自動車、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出動件数					搬送人員				
	全出動件数			増減数		全搬送人員			増減数	
	うち 救急自動車に よる 件数	うち 消防防災ヘリに よる 件数	増減率 (%)	うち 救急自動車に よる増減数	増減率 (%)	うち 救急自動車に よる 人員	うち 消防防災ヘリに よる 人員	増減率 (%)	うち 救急自動車に よる増減数	増減率 (%)
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	341,456 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	296,546 (6.3)
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	243,973 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	203,192 (4.1)
平成24年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 (1.7)	94,800 (1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 (1.3)	67,573 (1.3)
平成25年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238 (2.0)	113,228 (2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796 (1.8)	95,785 (1.8)
平成26年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438 (1.2)	69,238 (1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012 (1.1)	59,830 (1.1)
平成27年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813 (1.2)	69,894 (1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617 (1.3)	72,453 (1.3)
平成28年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438 (2.6)	155,149 (2.6)	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782 (2.6)	142,848 (2.6)
平成29年	6,345,517	6,342,147	3,370	131,889 (2.1)	132,183 (2.1)	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630 (2.0)	114,868 (2.0)
平成30年	6,608,341	6,605,213	3,128	262,824 (4.1)	263,066 (4.1)	5,962,613	5,960,295	2,318	223,949 (3.9)	224,209 (3.9)
令和元年	6,642,772	6,639,767	3,005	34,431 (0.5)	34,554 (0.5)	5,980,258	5,978,008	2,250	17,645 (0.3)	17,713 (0.3)
令和2年	5,935,694	5,933,277	2,417	▲707,078 (▲10.6)	▲706,490 (▲10.6)	5,295,727	5,293,830	1,897	▲684,531 (▲11.4)	▲684,178 (▲11.4)

(出典：令和3年版救急・救助の現況)

イ. 札幌市

	出動件数		搬送人員	
	件数(件)	前年比	人員(人)	前年比
平成22年	75,575	+4,105	67,240	+3,795
平成23年	79,247	+3,672	69,843	+2,603
平成24年	83,277	+4,030	72,500	+2,657
平成25年	85,707	+2,430	73,850	+1,350
平成26年	88,162	+2,455	75,831	+1,981
平成27年	88,507	+345	76,634	+803
平成28年	91,426	+2,919	79,383	+2,749
平成29年	93,614	+2,188	81,411	+2,028

平成 30 年	98,182	+4,568	85,999	+4,588
令和元年	102,309	+4,127	88,898	+2,899
令和 2 年	90,783	-11,526	77,284	-11,614

※新型コロナウイルス感染症患者の移送に係る出動件数及び搬送人員は除いている。

(出典：市公式ホームページ)

令和 2 年中の救急出動件数は 90,783 件で、前年より 11,526 件減少した。これは、約 5.8 分に 1 回出動し、市民約 22 人のうち 1 人が救急車を要請したことになる。

また、令和 2 年中の搬送人員は 77,284 人で、前年より 11,614 人減少した。これは、市民約 25 人のうち 1 人を救急車により医療機関へ搬送したことになる。

なお、令和 2 年中の救急出動件数及び搬送人員は、平成 21 年以降初めて前年より減少した。

(2) 監査手続

救急車の台数及び消防職員の人員数について、大都市や道内主要都市との比較を行い、市の救急車の台数及び消防職員の人員数について相対的に不足しているかあるいは過剰か否かを検討するため、令和 3 年版消防現勢から、救急車の台数、消防職員の人員数、人口、面積等の情報を抽出し、市と他の都市との比較を行う。

ア. 救急車の台数比較

(ア) 大都市との比較

都 市	台 数	人口 (人)	1 台当たりの カバー人口	面積 (Km ²)	1 台がカバー している面積
札幌市	34	1,961,575	57,693	1,121	32.97
仙台市	27	1,065,932	39,479	786	29.11
さいたま市	30	1,324,589	44,153	217	7.23
千葉市	26	975,508	37,520	272	10.46
横浜市	80	3,760,048	47,001	438	5.48
川崎市	29	1,521,104	52,452	143	4.93
名古屋市	45	2,327,723	51,727	327	7.27
京都市	33	1,400,720	42,446	828	25.09
大阪市	69	2,730,420	39,571	225	3.26

神戸市	33	1,515,590	45,927	557	16.88
広島市	40	1,268,494	31,712	1,457	36.43
北九州市	23	943,793	41,034	492	21.39
福岡市	31	1,603,043	51,711	343	11.06
東京都 (東京消防庁)	270	13,726,337	50,838	1,769	6.55

(出典：令和3年版消防現勢を基に監査人が作成)

上記の通り、1台あたりのカバー人口では、札幌市が一番大きい。また、1台がカバーしている面積では、一番の広島市に続いて、札幌市が2番目に大きく1台で広範囲に渡ってカバーしなければならないことが分かる。

(イ) 道内主要都市との比較

道内の主要都市の1台あたりのカバー人口数は以下の通りである。

都市	台数	人口(人)	1台あたりのカバー人口	(参考)面積(Km ²)
札幌市	34	1,961,575	57,693	1,121
小樽市	5	112,433	22,487	244
函館市	9	251,891	27,988	678
旭川市	14	341,566	24,398	1,937
苫小牧市	6	170,206	28,368	562
帯広市(とちち広域)	26	334,568	12,868	10,832
釧路市	8	173,206	21,651	2,136

(出典：令和3年版消防現勢を基に監査人が作成)

イ. 救急隊員の数は適正に確保されているか。

各市の救急業務に従事する職員数は把握していないため、消防職員定員数で比較した。

(ア) 大都市との比較

都 市	消防職員定員	救急件数	職員 1 人あたりの救急件数	(参考) 年間火災件数
札幌市	1,733	92,255	53.23	376
仙台市	1,096	48,649	44.39	251
さいたま市	1,357	62,457	46.03	264
千葉市	946	53,641	56.7	204
横浜市	3,625	194,639	53.69	624
川崎市	1,433	66,951	46.72	321
名古屋市	2,413	118,402	49.07	516
京都市	1,816	79,014	43.51	204
大阪市	3,615	245,105	67.8	704
神戸市	1,460	77,568	53.13	385
広島市	1,350	55,383	41.02	229
北九州市	1,050	51,265	48.82	248
福岡市	1,103	81,447	73.84	261
東京都 (東京消防庁)	18,661	720,965	38.63	3,694

(出典：令和3年版消防現勢を基に監査人が作成)

職員一人当たりの救急件数は、福岡市が1番多く、札幌市は横浜市に次いで5番目に多くなっている。

(イ) 道内主要都市との比較

道内の主要都市の比較は、以下の通りである。

都 市	消防職員定員	救急件数	職員 1 人あたりの救急件数	(参考) 年間火災件数
札幌市	1,733	92,255	53.23	376
小樽市	252	5,864	23.27	39
函館市	394	14,404	36.56	68

旭川市	405	16,006	39.52	91
苫小牧市	268	7,536	28.12	50
帯広市（とちち広域）	701	13,352	19.05	168
釧路市	320	9,403	29.38	57

（出典：令和3年版消防現勢を基に監査人が作成）

（3）救急車の適正利用についての消防庁の取組

消防庁では、地域の限られた救急車が緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く到着できるようにするため、全国版救急受診アプリ「Q助(きゅーすけ)」、緊急度判定プロトコルVer. 2救急受診ガイド、電話相談「救急安心センター事業（#7119）」の全国展開などを推進しているところである。

ア. 「Q助(きゅーすけ)」

住民による緊急度判定を支援する全国版救急受診アプリ「Q助(きゅーすけ)」を作成し、平成29年5月から提供している。「Q助」は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWEB版・スマートフォン版アプリであり、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が、緊急性をイメージした色とともに表示される仕組みとなっている。

スマートフォン版は、最も緊急度の高い赤の場合には、そのまま119番通報ができる。また、自力で受診する場合には、医療機関の検索（厚生労働省の「医療情報ネット」にリンク）、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）が行えるようになっている。

イ. 緊急度判定プロトコルVer. 2救急受診ガイド（家庭自己判断）

この『救急受診ガイド』は、急な病気やけがをした際に「いつ病院を受診したらいいか?」「救急車を呼んだ方がいいか?」と迷った際に自身の判断の一助になることを目的に『東京版救急受診ガイド』をもとに消防庁の「緊急度判定体系に関する検討会」が作成したもので、ダウンロードして使う。

(4) 救急車の適正利用についての市の取組

ア. 電話相談「救急安心センター事業(#7119)」

救急医療相談に看護師が24時間・365日対応する電話による相談窓口である。(サービス対応地域：札幌市、石狩市、新篠津村、栗山町、当別町、南幌町) 急な病気やけがの時に、病院に行ったほうがいいのか、救急車を利用したほうがいいのかなど看護師が相談に応じ、緊急性が高い場合には、119番に電話を転送する。

「救急安心センターさっぽろ」の利用促進は、救急車の適正利用に繋がる可能性があることから、局でも同センターを設置運営する保健福祉局と連携の下、広報や利用促進に取り組んでいる。

同センターの広報や利用促進には開設以来鋭意取り組んでおり、現在はY o u T u b eの市公式アカウントで紹介しているほか、市公式ツイッターなどSNSでも適宜紹介している。特に新型コロナウイルス感染症の相談窓口に位置付けられて以降、様々な機会を通じて広報や利用促進が一層図られ、令和4年1月からは新たに「WEB7119」(救急安心センターさっぽろのWEB版)も開設されるなど利便性の向上も図られている。

また、保健福祉局が年度ごとにまとめている相談実績をみると、令和2年度の相談件数は203,477件にのぼり、令和元年度の83,794件の約2.5倍に増加するなど社会的認知度の高まりに合わせて利用者も着実に増えている。

なお、令和2年度に市が行った市民アンケートでは、救急安心センターを知っていたと回答した方は56.4%とのことであり、引き続き保健福祉局と連携し、更なる認知度の向上に努めている。

イ. 緊急度自己判定(セルフトライージ)

緊急度を自分で判定したい場合は、市のホームページで、いくつかの症状について緊急度を自己判定することができる。

(5) 監査の結果(意見)

救急車の適正利用のためには、まず救急車を呼ぶ段階で救急車が必要か必要でないかを判断するための相談窓口である「救急安心センターさっぽろ」の利用促進が

重要である。

市では、市ホームページや広報さっぽろの誌面等での呼びかけ、動画の作成のほか、救急車適正利用ステッカーを作成し、公共施設や大型集客施設の、休憩室やトイレへの掲出もしている。

上記の通り、保健福祉局が年度ごとにまとめている相談実績をみると、相談件数は年々増加してきており、令和2年度の市民アンケートでは、救急安心センターを知っていたと回答した方は56.4%である。

新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる人の電話相談を受け付けるようになってからは、休日明けの朝に電話が集中し、つながらない状態も続いていると聞く。

新型コロナウイルス感染症に関連する医療相談を受け付けるようになったため、救急安心センターの認知度が高くなったのではないかと感じている他の導入地域もある。また、ニュースあるいは市内の病院のホームページ上でも「救急安心センターさっぽろ」に相談できると宣伝されており、認知度が高まったのではないかと思われる。

前述のように、「WEB7119」（救急安心センターさっぽろのWEB版）も開設され、緊急度自己判定（セルフトライアージ）もホームページからアクセスできるようになっている。これらも含め「救急安心センターさっぽろ」のさらなる認知を高めるようYouTube、ツイッター、LINEなど主にSNSを通じて特に若年層への認知を高めるべきである。

3.1.4 消防団員数の減少について

(1) 全国の状況

(令和2年版消防白書より)

火災の発生に加え、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生した際に、多くの消防団員が出動してきた。消防団員は、災害防御や住民の避難支援、被災者の救出・救助等の活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待が寄せられている。

また、将来的に、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生が懸念され、消防団を中核とした地域防災力の向上が求められている。さらに、テロ災害等の発生時には、消防団は避難住民の誘導等の役割を担うこととされている。

このように、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために消防団が果たす役割はますます大きくなっている。消防庁においては、平成25年12月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。）を受け、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等に取り組んでいる。

(1) 消防団員数の減少

上記の通り地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保のために消防団が果たす役割はますます大きくなっているにもかかわらず、消防団員数は年々減少しており、令和2年4月1日現在、前年に比べ13,504人減少し、818,478人となっている。消防団は地域の消防防災体制の中核であり、消防団等充実強化法等を踏まえ、今後更に、消防団員の確保に向けた取組を推進する必要がある。

(2) 被雇用者である消防団員の割合の増加

被雇用者である消防団員の全消防団員に占める割合は、令和2年4月1日現在、前年に比べ0.2ポイント上昇し73.9%となっており、高い水準で推移している。

◆消防団員数及び被雇用者である消防団員の割合の推移

(各年4月1日現在)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(3) 消防団員の平均年齢の上昇

消防団員の平均年齢は、令和2年4月1日現在、前年に比べ0.3歳上昇し、41.9歳となっており、毎年少しずつではあるが、消防団員の平均年齢が上昇している。

◆消防団員の年齢構成比率の推移

(各年4月1日現在)



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 昭和40年、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

(4) 女性消防団員の増加

近年、消防団活動が多様化する中で、災害での消火活動や後方支援活動、避難所の運営支援等をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導等、広範囲にわたり、女性消防団員の活躍が期待されている。

こうした状況において、女性消防団員の数は、令和2年4月1日現在、前年に比べ575人増加し、27,200人となっている。消防団員の総数が減少する中、女性消防団員の数は年々増加しており、女性消防団員がいる消防団の割合は、同日現在で、75.1%となっている。

◆女性消防団員数の推移

(各年4月1日現在)



(5) 学生消防団員の増加

大学生、大学院生、専門学校生等の消防団員（以下「学生消防団員」という。）の数は、令和2年4月1日現在、前年に比べ215人増加し、5,404人となっている。消防団員の総数が減少する中、学生消防団員の数は年々増加している。

長期的に消防団員を確保していくためには若い人材の確保が重要である。大学生等の若者が消防団活動に参加し、消防や地域防災に関心を持つことにより、大学等の卒業後も地域防災の担い手となることが期待されている。

◆学生消防団員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(6) 機能別消防団員の増加

機能別消防団員とは、基本団員とは異なり、入団時に決めた特定の活動・役割を担う消防団員である。例えば、一般的な消防団員のみでは人員不足が生じるような大規模災害に限り、避難誘導や避難所の運営支援等の活動のみを担う「大規模災害団員」や、事業所の従業員が当該事業所の勤務時間中に、火災や災害が発生した場合に、消防団員として後方支援活動に携わる場合が挙げられる。

令和2年4月1日現在の機能別消防団員の数は、前年に比べ2,559人増加し、26,095人となっている。基本団員の数が減少する中、機能別消防団員の数は年々増加している。社会環境の変化や災害の大規模化等を踏まえ、機能別消防団員制度を地域の実情に応じ採用し、基本団員を補完することが期待されている。

◆機能別団員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

東日本大震災で消防団員は、津波の迫りくる中でも逃げ遅れた人や高齢者などの避難誘導や、水門の閉鎖、被災地の夜間の見回りなど、地域住民への献身的な活動があった上で多くの殉職者を出している。

また平成30年北海道胆振東部地震においては、消防団は、地震発生直後から、地域の安心・安全を守るため、救助活動や行方不明者の搜索活動にあたりとともに、巡回活動や土砂災害のおそれがある危険箇所の警戒活動、避難所運営の支援等を実施している（出典：消防の動き'19年1月号）。

(2) 札幌市の現状

ア. 自然災害への脅威の増大

(ア) 大規模災害の脅威

市内に3か所ある伏在活断層による直下型の地震が懸念されている。実際に平成30年北海道胆振東部地震により、東区において震度6弱を観測したほか、市内の広い範囲で震度5弱以上の強い揺れに見舞われ、死者3名、負傷者295名もの人的被害が発生し、清田区の液状化現象による多くの住宅被害や、市内各地において、多くの箇所で道路の隆起や陥没、断水などが発生した。

さらに、地震に起因して道内全域の約295万戸が停電するブラックアウトが発

生じたことは、想定の範囲を大きく超える事態となった。

(イ) 風水害の脅威

近年、ゲリラ豪雨などの局地的な風水害や豪雪など、異常気象による自然災害が北海道内で増加傾向にある。

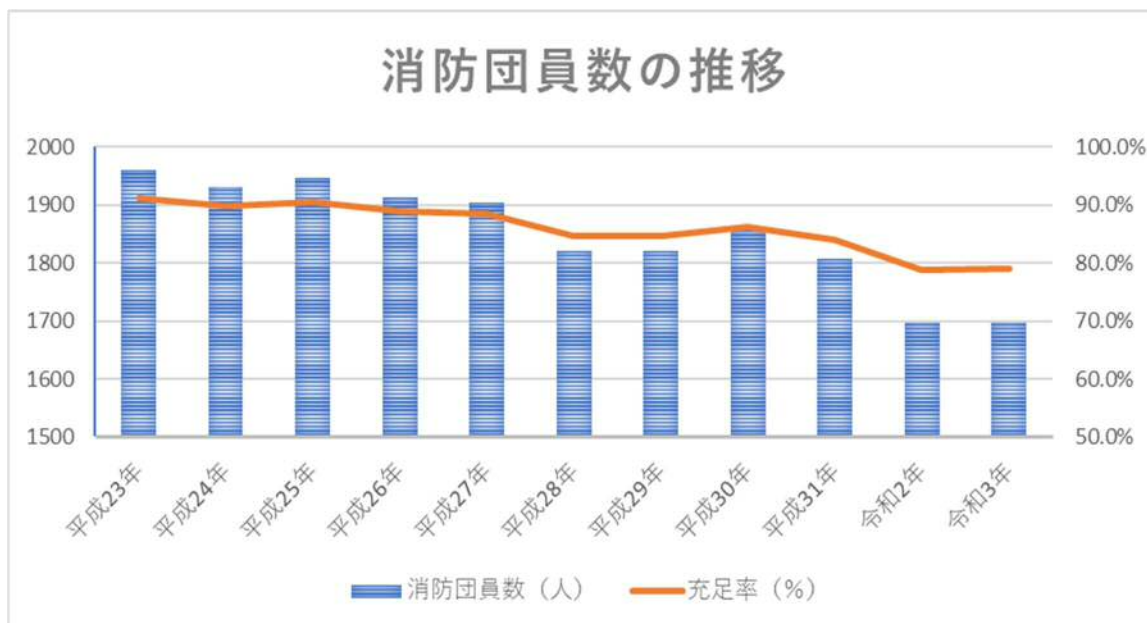
イ. 社会経済情勢の変化－札幌市の人口

2015年の国勢調査結果をもとに独自に推計した将来推計人口では、市の人口は、2060年には155万人になり、2015年の195万人から40万人減少することが見込まれている（第2期さっぽろ未来創生プラン）。

ウ. 札幌市における消防団の状況

(ア) 消防団員数

平成11年をピークに減少の一途をたどっている。令和2年には、人員約1,700名、令和3年4月も同程度となっている。



(出典：市消防局発行消防年報を基に監査人が作成)

(イ) 消防団員充足率の推移

市における、消防団員の必要人員に対する実員の割合の推移は以下の通りであ

る。

なお、全国での充足率は令和2年で89.8%であるが、市はそれよりも11%も低い状況となっている。

	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	令和3年4月
実員(人)	1,820	1,820	1,856	1,807	1,696	1,697
充足率(%)	84.7%	84.7%	86.3%	84.0	78.9	78.9

(出典：札幌市消防団概要(令和3年4月1日現在)を基に監査人が作成)

また、各地域別充足率は以下のとおりである。

充足率90%台を確保しているのは、西及び清田消防団のみであり、手稲及び豊平消防団は60%台である。

(令和3年4月1日)

	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
定員(人)	2,150	279	298	299	210	130	210	130	250	200	144
実員(人)	1,697	200	252	241	173	104	135	117	188	187	100
充足率(%)	78.9	71.7	84.6	80.6	82.4	80.0	64.3	90.0	75.2	93.5	69.4

(出典：札幌市消防団概要(令和3年4月1日現在)を基に監査人が作成)

(ウ) 消防団員の平均年齢の上昇

全国の消防団員の平均年齢は、41.9歳であり平均年齢の上昇が問題となっているが、市の消防団員の平均年齢は、令和2年4月1日現在50.9歳となっている。全国よりも9歳も平均年齢が高く、全国よりも高齢化、若年者の加入が問題となっている。

(エ) 女性消防団員の増加

女性消防団員推移は以下の通りである。一時400名を超えたが、390名前後で推移している。

(各年基準日4月1日)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
人数	391	392	408	410	385	390

(出典：局提供資料)

(オ) 学生消防団員の増加

(各年基準日 4月1日)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
人数	38	45	90	92	68	59

(出典：局提供資料)

大学生、大学院生、専門学校生等の消防団員（以下「学生消防団員」という。）の数は、令和 2 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 24 人減少し、68 人となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の場が減ったことによると思われる。新型コロナウイルス感染症の影響がなければ、消防団員の総数が減少する中、学生消防団員の数は年々増加していたあるいは微減にとどまっていたと思われる。

(カ) 機能別消防団員

市では機能別消防団員制度を採用していない。

エ. 札幌市の取組

市では、札幌市 10 消防団連合協議会において平成 28 年 11 月に「札幌市消防団ビジョン」を策定している。これは、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の目的及び理念を反映し、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」「札幌市消防局運営方針」の基本的な方向に沿って策定する消防団についての中長期的な指針として位置付けている。また、その中では、消防団を取り巻く状況の変化の中で、消防団員の高齢化となり手不足から、将来的な消防団組織の維持継続及び更なる発展を考えると、20 代～30 代を中心とした新入団員の確保が急務であると認識しており、消防団組織の活性化を基本方針の 1 つとしている。

「札幌市消防団ビジョン」基本方針 5

方向性 10

若年層の入団促進を積極的に推し進め、持続可能な消防団組織を目指す。

具体的な取組例

①市内に所在する大学や専門学校と連携し、学園祭などのイベントへ消防団ブースを出展。また、入学時のオリエンテーリングなどを捉えて消防団の活動紹介を

実施

②幼稚園や小学校の父母の会といった、主に 20 代から 40 代の世代で構成する地域の団体へ働きかけるなど、若年層をターゲットとした入団促進活動の実施

方向性 11

団員が活動しやすい環境づくりを推し進め、魅力的な消防団組織を目指す。

具体的な取組例

①業務の選択と集中、活動の効率化により、消防団員の負担軽減に配慮した活動計画の策定

②消防団協力事業所の拡充を図るため、地域の事業所等に消防団活動への理解と協力について積極的な働きかけを実施

③消防団員が広く情報交流することができる機会として、他の区及び他の市町村の消防団と合同研修会などを開催

また、平成 31 年度札幌市消防局運営方針・事業実施プランにおける消防団を中核とした地域防火・防災力の向上の施策として消防団組織の活性化・消防団の活動環境向上を事業としている。

消防団組織の活性化は、消防団が高齢化・なり手不足の傾向にあることから、入団促進活動を重点的に行い組織体制の一層の充実を図ることとしている。そのひとつとして、大学生などの若年層の加入促進を図るため、平成 29 年に制度を開始した札幌市学生消防団活動認証制度の周知及び同制度に基づく認証状の交付を推進している。

消防団の活動環境向上は、消防団活動に協力してくれる地域の事業所を消防団協力事業所として認定し、地域における消防団活動への理解を深め、消防団員が活動しやすい環境づくりを進めている。また、女性消防団員の活動環境向上のため、各消防団間の垣根を超えた情報交換や幅広い意見の集約を目的とした会議を行い、活動意欲の向上や活動しやすい環境づくりを進めている。

市の消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、3 人以上入団した事業所や災害活動時等における資機材の提供、訓練場所又は施設用地の提供等、消防団活動を支援している事業所などを消防団協力事業所として認定しており、令和 3 年 4 月時点で 40 カ所が登録されている。

(3) 監査の結果（意見）

市の消防団員の状況であるが、女性消防団員や学生消防団員の数は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮すれば、微増あるいは微減にとどまっていると思われるが、消防団員全体としては、高齢化も含めて団員の減少の傾向は変わらないものと思われる。

消防庁による消防団員確保に係るアンケート調査結果によれば、団員数を確保するための課題・問題点について、

- ・ 土日・夜間の活動が多い。
- ・ サラリーマン団員が勤務する事業所等、理解不足と協力を得る取組みの不足
- ・ 団員の処遇改善（団員報酬、出動手当）に魅力が乏しい。
- ・ 消防団活動及び関係行事がマンネリ化し、消防団の魅力が薄れている。
などが挙げられている。

また、その課題・問題点はどうすれば改善できるかという問いには、

- ・ 消防団活動に対する国及び市町村の財政支援の充実
- ・ 消防団員の負担軽減（行事、訓練回数の軽減）
- ・ 入団に対するメリットを作る。（資格取得など）
- ・ 装備・制服等の充実による魅力の向上
などを挙げている。

国全体及び市の消防団員数が年々減少しているのに対し、いくつかの都市の消防団では消防団員数が増加しているところもある。

例えば、横浜市では消防局運営方針において「消防団員の充足率 100%の達成に向けた取組強化」を掲げ、あわせて市内 20 消防団長で構成される横浜市消防団長会においても、改めて年度中に条例定数の消防団員を確保するべく積極的な募集活動を展開していくこととして意思統一を図り、市内 20 消防団が消防署との連携のもと、各区のイベントでの入団募集チラシ及びアンケートの配布、事業所や専門学校等へ往訪し入団募集広告を実施するなど、それぞれの地域実情に即した消防団員募集活動を積極的に実施したことにより、平成 31 年 1 月 1 日に充足率 100%を達成している。

消防団のイメージアップも重要である。テレビCMやインターネットを通じて、消防団の紹介等をテレビ・インターネット放送することにより、若年層、家族等に対し消防団の認知度を高め、消防団の必要性、重要性についての理解を深め、入団

や、活動への参加を促す必要がある。

また、体験型イベントによる消防団啓発イベントを実施すべきである。テレビ・インターネット放送による消防団のイメージだけでなく、実際に消防団がどのようなことをするのかを実際に体験するというのは重要である。

さらに、入団の手続きが簡単にできることも重要である。現在は、局あるいは管轄消防署に電話連絡することとなっている。これを、ウェブサイトを見て興味を持った人がそのままオンラインで加入申請ができるようになれば効果的であると思われる。

また、機能別団員（特定の活動のみ参加する団員）の導入も検討が必要と思われる。サラリーマンの増加により消防団活動に参加しにくい住民層にも個々人の事情に対し、より配慮した参加の機会を拡げるため、全ての消防団活動に参加できない人が、特定の活動・役割に従事する制度である。

機能別消防団員は特定の活動に特化したグループをつくることで消防団としての専門的な技能集団を形成したり、自主防災組織のリーダーを団員として迎えたりと、災害時のみ限定的に参加する団員を確保することなどの方策も検討されており、今後、地方分権社会の中で住民参加型の防災まちづくりへの課題が重視されつつある中では、具体的なビジョンの骨格をつくる土台としても注目されている。

最後に休団制度の導入の検討も必要である。本業が多忙等の理由により退団が見込まれる者については、「大規模災害団員」等への移行や休団制度の活用等により、消防団活動を継続しやすい環境を整備すべきである。

3.1.5 消防音楽隊の中長期計画について

(1) 概要

局は音楽隊を有し、市内で開催される公共的なイベントに出演し、火災や災害等から市民生活の安全を確保するための広報活動を行っている。

ア．音楽隊の日本での歴史－東京消防庁音楽隊

東京消防庁音楽隊は、旧海軍軍楽隊出身者により編成された「東京都吹奏楽団（団長・内藤清五）」を母体として、昭和 24（1949）年 7 月 16 日、23 人の隊員に

よって誕生しました。

その誕生経緯は、次のようなことでした。

自治体消防が発足したことを機に、戦後の荒廃した社会に音楽演奏を通じて、都民の情操を豊かにするとともに、防火思想を普及させる手法を模索していたところ、前記の東京都吹奏楽団に、運営上の問題が生じていました。

そこで東京消防庁では、昭和 24 年 5 月 1 日、内藤清五団長以下東京都吹奏楽団を、消防職員の欠員補充という形で採用し、東京消防庁音楽隊を創設することとしました。採用した団員は、消防学校において特別教習生としての教育を受け、同年 7 月 15 日に卒業式を迎え、7 月 16 日に音楽隊が編成され、ここに東京消防庁音楽隊が誕生しました。誕生当時の隊員数は、内藤清五隊長以下 23 人でした。

音楽隊が誕生して 2 カ月後の昭和 24 年 9 月 15 日「音楽隊は、奏楽によって消防の諸式典を崇高厳粛ならしめるとともに、消防職員の情操教育ならびに東京都民の意気を鼓舞して、広く文化の向上と発展を図り以って首都消防の使命達成に、寄与せしめることを目的とする」という東京消防庁音楽隊規定が制定され、この規定に基づいて演奏活動が行われるようになりました。

東京消防庁音楽隊は、演奏を通じて消防広報の成果をあげるとともに、都民との融和を図ることを目的としているところから、演奏活動は多方面にわたり、演奏内容もバラエティーに富んでいます。

演奏活動は、東京消防庁および東京都関係の諸行事、あるいは外国要人の歓送迎会、各種国際スポーツ大会などの国家的式典、各種行事、さらには映画・ラジオ・テレビへの出演、レコード・CDの吹き込みなどと多種多様です。

なかでも特筆すべきものは、「オリンピック東京大会」、「大阪万国博覧会」、「沖縄国際海洋博覧会」などへの出演です。

(東京消防庁ホームページより)

イ. 目的

その目的は、音楽の演奏を通じて市民と消防との融和をはかり、防火・防災活動の広報にあたることである。

ウ. 別組織の音楽隊

日本では、消防隊に属する音楽隊だけではなく、自衛隊（陸、海、空）音楽隊、海上保安庁音楽隊及び警察音楽隊がある。なお、北海道では、陸上自衛隊音楽隊（北部方面等 5 音楽隊）及び北海道警察音楽隊がある。

消防音楽隊のうち音楽活動を専門とする専務隊は、東京消防庁や政令指定都市の4都市に置かれている。残りの消防本部の音楽隊（約150隊）は消防の通常業務を兼ねている兼務隊である。

北海道において、消防音楽隊があるのは、札幌、旭川、函館、北見地区消防組合の4音楽隊である。

(2) 札幌市消防音楽隊

ア. 概要

札幌市消防音楽隊は、市民と消防を結ぶ「音の架け橋」として昭和43年6月に発足し、隊員は、火災・救急・救助・火災予防等の業務を担当する第一線の消防職員で編成され、市内で開催される公共的なイベントに出演し、火災や災害等から市民生活の安全を確保するための広報活動を行っています。	
昭和43年6月	発足（前身：札幌市消防本部ラッパ隊<昭和32年発足>）
昭和47年2月	第11回冬季オリンピック札幌大会関連行事に出場
昭和60年2月	第1回冬季アジア札幌大会関連行事に出場
昭和62年2月	第1回119コンサートを開催
昭和63年6月	カラーガーズ隊「リリーエンジェルス」発隊
平成3年3月	‘91札幌ユニバーシアード冬季大会関連行事に出場
平成6年2月	音楽隊発足25周年・カラーガーズ隊発隊5周年記念演奏会
平成9年11月	コンサドーレ札幌 JFL 優勝祝賀パレードに出場
平成18年8月	F I S ノルディックスキー世界選手権札幌大会関連行事に出場
平成18年10月	コンサドーレ札幌10周年感謝ディに出場。 プロ野球日本シリーズ開幕戦に出場
平成18年11月	北海道日本ハムファイターズ優勝パレードに出場
平成19年11月	北海道日本ハムファイターズ優勝パレードに出場
平成19年12月	フィルムコミッション事業で出演した東宝映画「スマイル〜聖夜」が全国公開
平成21年1月	音楽隊発足40周年記念・カラーガーズ隊発隊20周年記念 「全道消防音楽隊フェスティバル」を開催
平成21年9月	ねんりんピック北海道・札幌2009総合開会式に出場
平成21年11月	北海道日本ハムファイターズ優勝パレードに出場

平成 22 年 5 月	A P E C ウェルカムイベントに出場
平成 22 年 9 月	札幌市中央卸売市場開設 50 周年記念関連行事に出場
平成 22 年 9 月	札幌・大田広域市姉妹都市提携調印式に出場
平成 24 年 6 月	I F C A A (アジア消防長会) 札幌 2012 関連行事に出場
平成 24 年 11 月	北海道日本ハムファイターズ優勝パレードに出場
平成 26 年 3 月	震災時における消火用水等の供給協力に関する協定調印式に出場
平成 27 年 10 月	冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致期成会設立総会に出場
平成 28 年 6 月	第 22 回全国女性消防団員活性化北海道大会に出場
平成 28 年 11 月	北海道日本ハムファイターズ優勝パレードに出場
平成 29 年 2 月	2017 冬季アジア札幌大会関連行事に出場
平成 30 年 6 月	音楽隊発足 50 周年
平成 31 年 1 月	音楽隊発足 50 周年記念演奏会 「50th (フィフティース) アニバーサリーコンサート」を開催 (2 日間)
(出典：市公式ホームページ)	

イ. 人員推移

(各年 4 月 1 日時点)

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年
人数	34	34	32	32	32	28

(出典：市消防局発行消防年報)

ウ. 活動状況

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり活動はほぼ制限されていた。なお、令和元年度は以下のとおり、おおよそ月 2 回程公式行事等において活動を行っていた。

また、市の消防音楽隊は、他の政令指定都市に置かれているように音楽活動を専門とする専務隊ではなく、消防の通常業務を兼ねている兼務隊である。

令和元年度の活動の状況

平成 31 年 4 月 20 日 (土)	厚別消防署予防行事 (春の火災予防運動イベント)
平成 31 年 4 月 27 日 (土)	北ガスアリーナ札幌 46 (中央体育館) 開館記念式典
令和元年 5 月 19 日 (日)	第 159 回 119 コンサート in はちけん地区センター
令和元年 5 月 26 日 (日)	大通地区にぎわいフェスタ 2019 (中央消防署予防行事)
令和元年 6 月 15 日 (土)	厚別消防団 30 周年記念消防総合訓練大会
令和元年 6 月 22 日 (土)	新さっぽろ音楽の日 (厚別区生誕 30 周年記念イベント)
令和元年 7 月 19 日 (金)	令和元年度北海道消防操法訓練大会
令和元年 7 月 19 日 (金)	第 161 回 119 コンサート in カルチャーナイト 2019
令和元年 7 月 20 日 (土)	第 48 回全道消防救助技術訓練指導会
令和元年 8 月 3 日 (土)	第 162 回 119 コンサート in 札幌競馬場
令和元年 8 月 9 日 (金)	第 163 回 119 コンサート in 消防学校体験入校・西区防災実技研修・西区消防体験会
令和元年 8 月 25 日 (日)	中央消防署予防行事 (宮の森大倉山防災フェスティバル)
令和元年 9 月 6 日 (金)	さっぽろオータムフェスト 2019 オープニングセレモニー
令和元年 9 月 8 日 (日)	里塚中央早期復旧を願う集い
令和元年 9 月 28 日 (土)	第 164 回 119 コンサート in 平岡樹芸センター
令和元年 10 月 11 日 (金)	第 165 回 119 コンサート in 市民ロビー
令和元年 10 月 13 日 (日)	「暮らしの火の用心協力隊×札幌市消防局」秋の防火・防災フェスタ
令和元年 10 月 23 日 (水)	札幌文化芸術劇場 hitaru 避難訓練コンサート
令和元年 10 月 25 日 (金)	札幌市立新琴似緑小学校防火音楽教室
令和元年 10 月 30 日 (水)	みんなの杜ハーモニー (札幌みなみの杜高等支援学校)
令和 2 年 1 月 7 日 (火)	令和 2 年札幌市消防出初式
令和 2 年 1 月 8 日 (水)	令和 2 年札幌地下街消防出初式
令和 2 年 2 月 16 日 (日)	第 166 回 119 コンサート in 菊水元町地区センター

(出典：市公式ホームページを基に監査人が作成)

活動件数の推移は以下のとおりである。

(各年4月1日時点、単位：回数)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
行事	22	26	30	24	30	6
定期・ 特別訓練	50	52	46	49	51	33
合計	72	78	76	73	81	39

エ. 事業の規模

令和元年度決算は8,039千円、令和2年度決算は5,924千円となっている。

(3) 監査手続

札幌市消防音楽隊の発足当初の設立趣旨、発足時点から時間の経過とともに変化する実情に照らして事業評価を毎年行っているが、事業評価基準が適切なものかどうか、また、音楽隊の将来像について長期的な事業計画の検討の有無を確認するため、事業評価調書入手し、長期的な事業計画について質問した。

(4) 監査の結果（意見）

ア. 事業評価のポイント

現在の事業評価のポイントは以下の3つとしている。

- ・音楽隊派遣回数
- ・音楽隊行事観客数
- ・ニューイヤーコンサートアンケート—火災予防等に関心が高まった割合

現在、局ではYouTubeなど動画配信をしている。音楽隊の広報活動についてもこちらを積極的に活用し、そのアクセス数も考慮にいれるべきと思われる。

イ. 消防音楽隊が直面する問題点とは以下のとおりである。

(ア) 成り手

消防音楽隊は、他の政令指定都市に置かれているように音楽活動を専門とする専務隊ではなく、消防の通常業務を兼ねている兼務隊である。救急・消防及び予防

活動に従事する隊員は、本来業務の合間を縫って音楽隊の定期・特別訓練を行っている。

また、現場に出動する消防隊員及び救急隊員のうち、音楽隊に所属している隊員の音楽隊での訓練は、所属での勤務調整が出来ない場合に限り 24 時間勤務明けに行われている。この場合、24 時間勤務明けは非番日となっているため、音楽隊の訓練は、時間外勤務が前提となっている。

(イ) 活動の場及び市民の受け入れ

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり活動はほぼ制限されていたが、令和元年度までは例年 20 回から 30 回ほどの行事をこなしている。新型コロナウイルス感染症が、収束に向かうのであれば、活動の場は、今までとおりにあると思われる。

また、年間 50 件程度の派遣依頼があり、令和元年度実績では音楽隊の行事観客数は 2 万 4 千人であり音楽隊は市民に受け入れられている。

(ウ) 事業費

通常の活動を行った令和元年度決算によれば、事業費は約 7 百万円である。なお、これには音楽隊員の人件費（奏楽隊員の時間外手当、音楽隊長の報償費）が含まれている。

音楽隊の事業費は上記の通りそれほど大きな規模ではない。また、上記の通り、現時点では市民も音楽隊を受け入れている。そのため、近々に問題となることはないと思われるが、大きな資金が必要となったり、あるいは事業費を削られたりということが将来的に生じるかもしれない。

名古屋市消防音楽隊は、平成 28 年 4 月からポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社とネーミングライツ契約を締結し、「ポッカレモン消防音楽隊」の愛称で活動している。

市においても、音楽隊の活動により令和元年度は、広告料として年間約 50 万円を収入として計上している。その広告収入は全て事業費に充てられている。名古屋市消防音楽隊とは規模的にも違いがあるが、活動の範囲の拡大あるいはさらに収入を得られる可能性もあり、それらを検討するべきである。

(エ) 初期の目的とのずれはないか

音楽隊の活動の目的は、音楽の演奏を通じて市民と消防との融和をはかり、防火・防災活動の広報にあたることを目的としている。これは、音楽隊設立当初からの目的である。

一方、一部の市では音楽隊の廃止がされている。小樽市消防音楽隊が、平成 28 年 4 月をもって廃止している。また、35 年以上の伝統を誇り、年間 200 回ペースで演奏していた大阪市消防音楽隊が平成 19 年に廃止されている。廃止後の主な防火啓発活動はインターネットの有効活用によるとしている。

音楽隊の初期の目的は「市民と消防との融和をはかり、防火・防災活動の広報にあたること」であったが、各地方公共団体の財政上の事情やその時代の環境などにより目的や手段が変わってもおかしくない。

市も同様であり、音楽隊の目的とそれを達成するための手段については、常時再検討をする必要があると思われる。また同様に、市として音楽隊の長期的な事業計画を検討する必要もあると思われる。

なお、市では現在 2030 年冬季オリンピック・パラリンピックの招致イベント等に関しても市としての関わりについて関係部局との調整を進めている。

3.2 中期実施計画に係る監査の結果及び意見

市は、まちづくりの基本計画体系において、幅広い分野にわたる総合計画として最上位に位置付けられる「札幌市まちづくり戦略ビジョン」（以下「戦略ビジョン」という。）のもと、その中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」（以下「A P 2019」という。）を策定し、戦略ビジョンに沿った施策が進められている。局においても、戦略ビジョン及び A P 2019 のもと、事業を執行している。

A P 2019 事業

	市全体	内、消防局
計画期間	2019 年度～2022 年度（4 か年計画）	
総事業費（策定時）	1 兆 254 億円	90 億円

消防局 A P 2019 事業一覧

	事業名	事業費 (百万円)
1	全国消防救助技術大会開催事業	6
2	札幌市民防災センターリニューアル事業	52
3	消防団による地域防災指導の充実強化事業	9
4	消防署改築事業	703
5	消防出張所改築事業	1,518
6	消防出張所非常用発電設備更新整備事業	39
7	消防施設庁舎監視システム更新整備事業	210
8	消防車両整備事業	2,446
9	消防訓練装置整備事業	55
10	高齢者世帯自動消火装置補助事業	56
11	震災対策用消防水利整備促進事業	127
12	NET119 緊急通報システム整備事業	16
13	札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業	3,089
14	ヘリコプターテレビ電送システム更新事業	335
15	多重無線システムのネットワーク機器更新事業	49
16	消防救急デジタル無線システムのネットワーク機器更新事業	56
17	消防ヘリコプター点検整備事業	85
18	救急安心都市さっぽろ推進事業	147
19	ジュニアバイスタンダー育成事業	16

(事業費は策定時の金額であり、4年間の総額)

(出典：局提供資料を基に監査人が作成)

市においては、全ての施策及び予算事業について評価調書を作成し、見直しや改善に向けて、事業所管局による自己評価を行っている。評価調書については、市役所外部の専門家から構成された、札幌市行政評価委員会による再評価もされその結果を市民に公開している。効率的な外部監査を行うため、局事業に関する入手可能な評価調書を一覧し、必要に応じてヒアリングを行った。令和2年度の評価調書はとりまとめ中のため、令和元年度のものを利用した。

なお、令和元年度（2019年度）の年度途中で市長選があり、2019年12月にA P 2019が策定されたため、令和元年度事業はその前のA P 2015の最終年度としてA P 2015の事業名で予算執行され、事業評価もその事業区分で行われている。これは市

全体で同様との事であり、令和元年度はA P 2015 と A P 2019 の計画期間が重複する年度となっている。

検討した消防局全評価調書（令和元年度（2019年度）分）とA P 2019 事業（令和元年度から4年間）との対応関係は以下の通りである。

評価調書番号	令和元年度分評価調書事業（AP2015 事業含む）		AP2019	
	事業名	令和元年実績額（百万円）	事業名	AP2019 番号
1	救急活動費（一般経費）	43		-
2	消防団と市民でつくる災害安全都市さっぽろ事業費	5	消防団による地域防災指導の充実強化事業	3
3	震災対策用消防水利整備促進費	32	震災対策用消防水利整備促進事業	11
4	消防団救助能力向上資機材緊急整備費	18		
5	消防団活動費（一般経費）	42		
6	消防車両整備費	590	消防車両整備事業	8
7	真駒内地区防災拠点施設強化費	66	消防署改築事業	4
8	消防出張所機能強化費	553	消防出張所改築事業	5
9	非常用発電設備整備費	21	消防出張所非常用発電設備更新整備事業	6
10	火災予防推進費（一般経費）	12		
11	高齢者世帯自動消火装置補助金	8	高齢者世帯自動消火装置補助事業	10
12	消防活動費（一般経費）	77		
13	航空活動費（一般経費）	34		
14	消防ヘリコプター更新整備費	71	消防ヘリコプター点検整備事業	17
15	I C Tを利用した消防と医療の推進強化費	0		
			全国消防救助技術大会開催事業	1
			札幌市民防災センターリニューアル事業	2
			消防施設庁舎監視システム更新整備事業	7
			消防訓練装置整備事業	9

			NET119緊急通報システム整備事業	12
			札幌圏共同消防通信指令システム更新整備事業	13
			ヘリコプターテレビ電送システム更新事業	14
			多重無線システムのネットワーク機器更新事業	15
			消防救急デジタル無線システムのネットワーク機器更新事業	16
			救急安心都市さっぽろ推進事業	18
			ジュニアバイスタンダー育成事業	19

(出典：局提供資料を基に監査人が作成)

3.2.1 令和元年度事業評価調書閲覧及び追加質問等による内容把握

(1) 救急活動費

事業内容：救急活動に伴う資機材等の維持管理

(単位：千円)

	平成30年度決算	令和元年度決算
事業費	35,902	43,077
人件費	133,480	135,360
計	169,382	178,437

(人件費は人工計算による)

市の人口197万人に対して救急隊は34隊であり、1隊当りのカバー人口は約58,000人となる。これは21消防本部中最大である。平均値は約44,000人である。

令和2年各政令指定都市等比較表

消防本部名	人口（人）	救急隊数（隊）	1隊当り人口 （千人）
札幌市消防局	1,970,591	34	58
仙台市消防局	1,090,606	27	40
新潟市消防局	795,597	25	32
さいたま市消防局	1,314,146	30	44
千葉市消防局	980,219	25	39
東京消防庁	13,624,441	270	50
川崎市消防局	1,531,646	29	53
相模原市消防局	722,796	20	36
横浜市消防局	3,749,929	79	47
静岡市消防局	878,433	28	31
浜松市消防局	791,442	23	34
名古屋市消防局	2,328,653	45	52
京都市消防局	1,465,701	32	46
大阪市消防局	2,743,735	67	41
堺市消防局	892,592	23	39
神戸市消防局	1,515,590	33	46
岡山市消防局	720,168	21	34
広島市消防局	1,269,565	40	32
北九州市消防局	939,450	22	43
福岡市消防局	1,595,674	31	31
熊本市消防局	772,745	26	30

（出典：局提供資料）

消防力の整備指針（消防庁）に基づく市の救急隊数の基準数と充足率は以下のとおりである。

	救急出動 件数	前年比	救急隊数 （基準数）	充足率（%）
平成26年度	88,162	+2,445	31(31)	100.0
平成27年度	88,507	+345	31(34)	91.2
平成28年度	91,426	+2,919	31(34)	91.2
平成29年度	93,614	+2,188	32(34)	94.1

平成 30 年度	98,182	+4,568	34(34)	100.0
令和元年度	102,309	+4,127	34(36)	94.4
令和 2 年度	90,783	-11,526	34(36)	94.4

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和 2 年度は出動件数が一時的に大きく減少した。
(出典：局提供資料)

「消防力の整備指針」(消防庁)では救急車両数について以下のとおり規定されている。

第 13 条 消防本部又は署所に配置する救急自動車の数は・・・(略)・・・①人口 10 万人を超える市町村にあつては 5 台に人口 10 万人を超える人口についておおむね人口 5 万人ごとに 1 台を加算した台数を基準として、②当該市町村の昼間人口、③高齢化の状況、④救急業務に係る出動の状況等を勘案した数とする。

これを市に当てはめると以下のようなになる。

①人口基準数 $5 + (1,960,829 - 100,000) / 50,000 \doteq 42$
 ②昼間人口 (昼間人口) 1,925,535 / (夜間人口) 1,913,545 $\doteq 1.006$
 ③高齢化の状況 (65 歳以上の人口割合 (%))
 (本市) 27.7 / (全国平均) 29.2 $\doteq 0.948$
 ④救急業務に係る出動の状況
 救急自動車が覚知から (119 番通報や加入電話、市民駆け付け等) 出動して現場に到着するまでに要する時間 (分) を勘案
 (本市平均) 7.9 / (全国平均) 8.7 $\doteq 0.908$

①人口基準数 ②昼間人口 ③高齢化 ④出動の状況 基準数
 $42 \times 1.006 \times 0.948 \times 0.908 \doteq 36$

表のとおり、市における救急車両の数は、消防力の整備指針における基準数を下回っており、また、救急隊 1 隊当りのカバー人口は全政令市中最大となっている。

この点、市の救急隊設置数が適切かどうかについて局の回答は以下のとおりである。

「市のカバー人口は最大ではあるが、運用方法の工夫などにより救急サービス水

準を維持している。隊の設置にあたっては、カバー人口の割合ではなく、救急出動件数の増加に係る予測や、救急出動輻輳（ふくそう）に伴う同時出動隊数の重なり度合いを勘案して増強を図っている。現在の状況においては、点検・故障時の代替として確保している非常用救急車を、日勤の職員が運用するなどの工夫により常時適切に救急サービスを提供しているところである。したがって、現下の隊数が現状においては適切であると考えている。」

現場視察等を通じて救急隊の効率的な運用がなされている心証は得られており、また局内の管理指標である「出動から（救急車の）現地到着までの時間」も6分台を維持しており、他政令市との比較では上位にあるとの説明も受けた。

一方で、救急活動は局の中で最も重要な事業の一つである事を考えると、救急隊の数が市民人口との割合で他政令市に劣っている点、国の指針における基準数を下回っている点は速やかに改善すべきものとする。

(2) 消防団と市民でつくる災害安心都市さっぽろ事業費

事業内容：消防団員の教育訓練他

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	4,998	5,289
人件費	710	720
計	5,708	6,009

(人件費は人工計算による)

東日本大震災を契機として、消防団は地域の中核として位置づけられ、装備や教育訓練の充実、地域への防災指導に取り組むことが法律で義務付けられた。市でも平成 27 年度から令和元年度まで毎年5百万円程度の消防団訓練費が支出され、大規模災害に確実に対応できる団員を育成するため、3段階の訓練体系として実施された。

- ア. 平成 27 年度から2年間で新規導入した無線機の取扱い及び大規模災害時の消防団の役割・活動について指導できる団員（部長以上）を養成
- イ. 指導者が講師となり、無線機を使用しての情報伝達訓練及び大規模災害時の活動要領などの基礎訓練を各消防団で実施
- ウ. 各消防団で実災害を想定した大規模災害対応訓練を実施し、全団員が大規模災

害時の役割や活動を習得する応用訓練を実施

平成 27 年度から令和元年度までを訓練強化期間として取り組み、団員個々の情報伝達技術や大規模災害時の活動要領の向上が図られたことから、訓練強化期間としての事業は終了した。令和 2 年度からは定例の訓練の中に組み込み、定期的に実施されている。

(3) 震災対策用消防水利整備促進費

事業内容：災害に強い都市基盤を整備するため、住宅密集度の高い（平均建ぺい率 40%以上）地域への震災対策用消防水利の整備率を高めることを目的とする事業である。過年度実績は、平成 26 年度の 68%から平成 31 年度には 81%と順調に整備が進んでいる。

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	17,848	32,341
人件費	710	720
計	18,558	38,721

(人件費は人工計算による)

阪神淡路大震災で消火栓が使用不能になったこと等を教訓に平成 7 年度から整備が開始され、平成 19 年度に平均建ぺい率 50%以上の地域の整備が終了した。平成 20 年度からは、平均建ぺい率 40%以上の地域を整備中であり、令和 18 年度に完了を予定している。順調に整備が進んでおり、平成 7 年度の設置目標 77 基に対して、令和 3 年 4 月時点で残り 16 基となっている。

(4) 消防団救助能力向上資機材緊急整備費

事業内容：消防団にデジタル簡易無線機及び特定小電力トランシーバーを増強配備することによって、団員の安全確保を向上させるとともに、円滑な災害対応を図る。

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	0	18,775
人件費	0	7,200

計	0	25,975
---	---	--------

(人件費は人工計算による)

令和元年度にデジタル簡易無線機 326 台とトランシーバー466 台を配備。消防庁の補助金を活用したものであり単年度で終了した。

(5) 消防団活動費

事業内容：消防団の活動に必要な資機材の購入や管理、各消防団の地域実情に応じた活動の支援を行う。

ア. 需用費、備品購入費：貸与被服及び小型ポンプ等

イ. 交付金：各消防団が地域実情に応じた活動を自主運営するための事業費

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	31,862	42,394
人件費	3,550	3,600
計	35,412	45,994

(人件費は人工計算による)

以下の資機材の更新が見込まれている。

- ・平成 27 年度に整備したデジタル簡易無線機 210 台のバッテリー交換 283 万円
- ・令和元年度に整備したデジタル簡易無線機 326 台のバッテリー交換 440 万円
- ・平成 28 年に整備した防火衣 220 着 1,770 万円

消防団員用防火衣の更新時期については、以下の考え方によっている。

一般的に、消防職員の防火衣の更新は 7 年程度と言われている。また、消防団員については、火災現場での消火活動において、火災の中に進入することは想定されていない。路上からの消火活動や後方支援活動が主となるので、高熱や火災に直接暴露される確率が非常に少ないことから、防火衣の劣化は緩慢に推移していくことが想定される。

そのため、更新サイクルは 20 年～30 年の間で行うこととする。ただし、損耗、劣化が激しく使用に耐えることができない防火衣が発生した場合は、個別に更新することとする。この考え方によって、下表の更新計画表が作成されている。

購入年度	2009	2010	2016	2020	合計
購入着数	108	108	220	72	508
更新年度					
2031	28				28
2032	28				28
2033	28				28
2034	14	14			28
2035	10	18			28
2036		28			28
2037		28			28
2038		20	8		28
2039			28		28
2040			28		28
2041			28		28
2042			28		28
2043			28		28
2044			28		28
2045			28		28
2046			16	12	28
2047				20	20
2048				20	20
2049				20	20
合計	108	108	220	72	508

(出典：局提供資料を基に監査人が作成)

(6) 消防車両整備費

事業内容：長期使用に伴う機能低下がみられる車両、修理部品の調達が困難になっている車両 12 台の更新

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	685,329	590,783
人件費	21,300	21,600

計	706,629	612,383
---	---------	---------

(人件費は人工計算による)

緊急車両のうち救急車、水槽車、化学・水槽車、救助車、水槽付救助車、はしご車、屈折車については更新年限が定められており、現在は更新年限を超過している車両は無い。

ただし更新年限を超えていても非常用（予備）として車庫内に保管している車両はある。救急車については34台が稼働しているが、他に非常用（予備）として11台を保有している。

車種別の更新年限

車種	更新年限
救急	7年
水槽	15年
化学・水槽、救助、はしご、屈折	17年
指揮、総合指揮本部、調査、山岳救助、高発泡照明、資材搬送、大型水槽、支援工作、ポンプ、人員輸送、小型人員輸送	年数を定めず法定点検や車両修繕内容等を考慮して更新。

(出典：局提供資料を基に監査人が作成)

(7) 真駒内地区防災拠点施設強化費

事業内容：老朽化した南消防署を改築整備するとともに、自家用給油施設、都市型水害や土砂災害等の資機材を保管する資機材保管庫及び訓練施設を建設する。令和元年度は旧庁舎の解体工事を実施した。

(単位：千円)

	平成30年度決算	令和元年度決算
事業費	1,032,481	66,468
人件費	7,100	7,200
計	1,039,581	73,668

(人件費は人工計算による)

令和元年度決算額は、南消防署旧庁舎解体工事費56,000千円及び廃棄物処理費用2,825千円などの関連費用である。

なお解体工事の発注から完了検査までは都市局建築部で所管しており、解体後の旧庁舎跡地は局での利用予定は無く財政局管財部の所管となる。

(8) 消防出張所機能強化費

事業内容：老朽化し手狭になっている北郷出張所の改築工事及び定山溪出張所の改築に向けた用地購入、基本実施設計を行った。

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	81,274	553,582
人件費	7,100	7,200
計	88,374	560,782

(人件費は人工計算による)

令和元年度から令和3年度にかけて、北郷及び定山溪の2出張所を移転、改築した。

築年数50年超の出張所においては車両増強や資機材の増加により、更なる資機材配置スペースの確保ができなくなるとともに、隊員の導線となる通路や作業スペースが狭くなり、出動時や作業時などに事故が起こる危険性等があり、執務環境が悪化している。また、近年車両が大型化してきており、物理的に建物に収容できない場合も生じてきている。

今後10年でさらに16件が更新時期を迎える。下表はその一覧である。

消防庁舎等建設・改修基本計画（平成26年8月改正）

施設名	しゅん功	更新予定年度	更新時 築年数
東消防署	昭和47年11月	令和5年	51
豊) 東月寒出張所	昭和46年10月	令和2年	49
北) 新川出張所	昭和48年10月	令和4年	49
東) 札苗出張所	昭和49年12月	令和6年	50
西) 西野出張所	昭和49年12月	令和6年	50
北) 屯田出張所	昭和50年12月	令和7年	50
南) 川沿出張所	昭和50年12月	令和8年	51
手) 西宮の沢出張所	昭和51年12月	令和9年	51

豊平消防署	昭和 44 年 12 月	令和元年	50
東) 栄出張所	昭和 52 年 12 月	令和 10 年	51
南) 澄川出張所	昭和 52 年 12 月	令和 11 年	52
豊) 西岡出張所	昭和 53 年 12 月	令和 11 年	51
厚) もみじ台出張所	昭和 53 年 12 月	令和 12 年	52
西) 平和出張所	昭和 54 年 12 月	令和 13 年	52
北消防署	昭和 56 年 1 月	令和 14 年	52
中) 幌西出張所	昭和 55 年 11 月	令和 15 年	53
白) 元町出張所	昭和 55 年 11 月	令和 16 年	54
清) 北野出張所	昭和 55 年 11 月	令和 16 年	54

(出典：局提供資料)

(9) 非常用発電設備整備費

事業内容：老朽化した消防出張所等の発電設備を更新整備し、災害対応体制の構築を図る。

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	0	21,687
人件費	0	7,200
計	0	28,887

(人件費は人工計算による)

停電時に消防業務継続のために必要な設備（指令システム等）に電源供給を行う発電機の整備であり、令和元年度は 43 台（1 台 35 万円～65 万円）を整備した。

更新された旧設備は 20 年程度使用しているものが多く、部品供給終了で修理不能となる事例もあった。

(10) 火災予防推進費

事業内容：火災予防活動の推進及び防火安全指導。具体的には消防訓練や査察などがある。

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	15,204	12,109
人件費	1,192,800	1,209,600
計	1,208,004	1,221,709

(人件費は人工計算による)

(査察の内容)

査察は、火災を未然に防止するため、関係施設に立ち入って検査し、火災予防上必要な指導や助言を行うとともに、法令違反や火災危険に対して、命令等の措置を講じることにより違反是正を図っている。

(査察の執行)

査察の執行は、予防部において査察方針を策定し、社会的な背景や法令改正の状況を踏まえて、重点的又は緊急的に査察を行う防火対象物等を各消防署に統一的に示している。

各消防署は、用途や違反内容に応じて「火災危険レベル」を判定し、地域の特性を加味しながら優先的に対応すべき防火対象物等を見極めて効率的な査察を実施し、法令違反の是正を進めている。

査察（立入調査）件数は令和元年度で 17,913 件となっている。

(11) 高齢者世帯自動消火装置設置補助費

事業内容：「こんろ」や「ストーブ」などが原因で発生した火災の熱を感知して、自動で消火薬剤を放出する「自動消火装置」を高齢者世帯に普及促進させるため、設置費用の一部を助成する。

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	0	8,282
人件費	0	7,200
計	0	15,482

(人件費は人工計算による)

令和元年度の自動消火装置助成台数実績は 293 台で、目標台数 500 台に対して 58%となっている。一方、世帯数では 249 世帯となっており目標世帯数 250 をほぼ達成している。世帯あたり 2 台まで助成可能となっているが 1 台のみ設置する世帯が多い。

高齢世帯の出火原因で多い「こんろ」と「ストーブ」の周囲にそれぞれ設置することを想定しているが、実際は 7 割が「こんろ」のみの設置となっている。なお、「こんろ」のみでも火災被害の軽減には十分効果がある。

(12) 消防活動費

事業内容：災害時に使用する活動資機材の整備や更新及び消防活動の技術向上を図るための研修・訓練を実施する。

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	66,999	77,336
人件費	325,890	330,480
計	392,889	110,384

(人件費は人工計算による)

令和元年度事業費の内訳は以下のとおりとなっている。

- ・現場用消耗品等 44,901 千円

消防車用タイヤやロープ、山岳救助用資機材、水難救助用資機材等

- ・現場用活動装備品等 27,326 千円

防火手袋や防火帽、空気呼吸器用部品等、消防隊が現場で身に着ける装備品

なお、令和 2 年度では東京オリンピック・パラリンピックで使用する除染テント等の資機材約 4,000 万円を予算化している。

(13) 航空活動費

事業内容：消防ヘリコプターの維持管理を行う。

(単位：千円)

	平成 30 年度決算	令和元年度決算
事業費	115,527	34,379
人件費	78,100	79,200
計	193,627	113,579

(人件費は人工計算による)

消防ヘリコプターの維持管理費の内訳は以下のとおりである。

- ・需用費、備品購入費・・・航空機用部品、航空活動資機材、燃料等
- ・役務費、委託料・・・航空機修繕検査、気象情報等提供、航空身体検査、航空保険料等
- ・その他・・・旅費、負担金

令和元年度の決算額が前年度に比べて大きく減少しているのは、点検中のヘリ 1 機が台風 19 号の影響で被災し、耐空検査費用（1 億円程度）が発生しなかった事による。

水没した機体 J A 1 1 9 L

運用中の機体 J A 1 7 A R

ヘリコプター 1 機体制の場合は、当該 1 機が点検（毎年 4～5 か月）に入ると、消防ヘリが必要な事案が生じた場合に対応できないため、通年運航体制のためには 2 機体制が必要となる。

令和 2 年度はヘリコプター代替機賃借料として 123 百万円が予算化された。

令和元年度東日本台風に伴う消防ヘリコプター（ベル式 412EP 型）の被害と対応について（消防局資料）

1. 被害の概要

令和元年 10 月 13 日、機体の 2,500 時間点検整備及び定期耐空検査整備のため、埼玉県川越市に所在する朝日航洋(株)川崎メンテナンスセンターにおいて整備中であった本市の消防ヘリコプターが、令和元年東日本台風による大雨の影響で格納庫付近の河川の堤防が決壊したことにより、約 2 メートル浸水し機体不能使用となったもの。

機体概要 平成 21 年（2009 年）3 月購入、平成 22 年度から運用開始

購入金額 1,219,890 千円

2. 機体の管理責任について

朝日航洋(株)の機体管理の過失について確認するため、本市顧問弁護士を代理人として委任し、予見可能性と結果回避可能性について調査及び交渉を進めた結果、以下のとおりとなった。

(1) 予見可能性

浸水2日前の気象台による台風情報では、河川の堤防が決壊するというまでの浸水被害を予見することは困難であった。

(2) 結果回避可能性

仮に浸水被害を大雨情報等により予見することができたとしても、対策が可能な時間が極めて短く、整備中の分解された機体を他の場所へ陸送することや、多数ある機体の全てを格納庫内のクレーンで吊り上げるなどの回避策を講じることは困難であった。

以上のことから、市の被害は甚大であるものの、台風等不可抗力事由であり、朝日航洋(株)に機体管理上の過失は認められないことから、損害賠償を請求することはできないとの結論に至り、令和3年2月3日に機体の処分等を含めた合意書を取り交わした。

3. 他の機体の対応状況

被災当時、本市の機体以外にも他の行政機関の機体4機も整備中であったが、いずれも朝日航洋(株)に対しての損害賠償請求をしないこととして解決済みである。

4. 機体等の処理

(1) 機体

水没しているものの、海外で整備中であった部品を含め、一部は部品として価格がみこまれたため、一般競争入札により売り払いを行い、令和3年3月18日、イオンインターナショナル株式会社と売買契約書を締結し、35,750千円で売却した。

(2) エンジン

機体とは別契約で、MH1エアロエンジンサービス株式会社に整備を委託しており、浸水被害を免れたため、令和2年3月、随意契約によりMH1エアロエンジンサービス株式会社に5,500千円で売却した。

局によると現行の代替機による通年運航体制については、以下の問題点がある。

- ・調達したい時期に代替機を借用できるとは限らない。
- ・運航機に突発的な不具合が生じた場合には緊急的に代替機を調達できない。
- ・代替機は老朽化した機体が多く、故障や不具合が多発している。
- ・代替機は消防ヘリに必要な装備が搭載されていないケースがある。
- ・代替機の借用費用は普通交付税措置の対象外。

上記の問題点があることから、2機保有体制について今後の検討課題となっている。

ヘリコプターの運航体制に関する概算経費比較（市作成資料より一部抜粋）

ア. 1機+レンタル機のケース（現状）

（単位：百万円）

年		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	合計
自己保有機	耐空検査	年次	4年次	年次	2年次	年次	4年次	年次	
	検査期間	3か月	6か月	3か月	3か月	3か月	6か月	3か月	
	耐空検査費用	56	84	56	56	56	84	56	448
	追加整備	26	11	15	72	22	32	11	188
	役務費	7	7	7	7	7	7	7	49
	小計(A)	89	103	78	135	84	123	73	685
レンタル	レンタル日数	95	160	95	97	95	160	95	
	賃借料	59	105	59	64	59	105	59	510
	小計(B)	59	105	59	64	59	105	59	510
財政措置(C)		277	277	277	277	277	277	277	1,941
収支(C)-(A)-(B)		129	70	140	79	134	50	145	747

イ. 2機保有のケース（1機追加購入）

（単位：百万円）

年	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	合計	
自己保有機	検査種類	年次	4年次	年次	2年次	年次	4年次	年次	
	検査期間	3か月	6か月	3か月	3か月	3か月	6か月	3か月	
	耐空検査費用	56	84	56	56	56	84	56	448
	追加整備	26	11	15	72	22	32	11	188
	役務費	7	7	7	7	7	7	7	49
	小計(A)	89	103	78	135	84	123	73	685
	新機体	検査種類	年次	2年次	年次	4年次	年次	2年次	年次
検査期間		3か月	3か月	3か月	6か月	3か月	3か月	3か月	
機体購入費		29	29	29	29	29	29	29	206
耐空検査費用		26	41	40	84	56	56	56	359
追加整備		3	2	5	31	14	26	26	107
役務費		7	7	7	7	7	7	7	49
小計(B)		65	79	82	151	106	119	119	721
財政措置(C)	531	531	531	531	531	531	531	3,720	
収支(C)-(A)-(B)	377	349	372	246	341	290	339	2,315	

（出典：局提供資料を基に監査人が作成）

（ア）機体購入に伴う普通交付税措置と市債償還額について

機体購入費用は1,962百万円と見込み、札幌市負担分30%相当額である588百万円とした（70%分は普通交付税措置を想定）。これを緊急防災・減災事業債を活用し20年償還とすると年間の償還額は、588（百万円）÷20（年）＝29（百万円）と見込んでいる。

（イ）ヘリコプター維持管理費に対する普通交付税措置

市町村がヘリコプターを保有することに伴う維持管理費には、保有機数に応じて普通交付税措置がなされる。市の試算によれば増加額は254百万円である。

- 1機保有の場合の普通交付税措置 277百万円
- 2機保有の場合の普通交付税措置 531百万円

(ウ) 上記から、新機体導入により7年間で15億円程度の収支改善が見込まれる。

(14) 消防ヘリコプター更新整備費

事業内容：消防ヘリコプターの耐空検査、新規採用職員（航空整備士）の資格取得等を行う。

(単位：千円)

	平成30年度決算	令和元年度決算
事業費	54,515	71,704
人件費	28,400	28,800
計	82,915	100,504

(人件費は人工計算による)

消防ヘリコプター2機による安全運航体制を維持するために、老朽化した1機を更新し、消防航空体制の充実・強化を図る。令和元年度は、新機体（令和3年度時点で保有している機体）の航空検査、新規採用職員（航空整備士）の資格取得を行う。

(15) ICTを活用した消防と医療の連携強化費

事業内容：救急業務にICTを導入し、受入先選定の効率化や、医師への画像転送を行う事で市の救命率向上及び傷病者の予後改善を図る他、救急業務の諸課題を解決する事を目的とする。

具体的には、

- ・救急車にタブレット端末を導入する。
- ・導入したタブレット端末に受入要請効率化機能、画像転送機能、電子情報取得機能、多言語翻訳機能を実装する。

(単位：千円)

	平成30年度決算	令和元年度決算
事業費	61,000	0
人件費	7,100	0
計	68,100	0

(人件費は人工計算による)

平成 30 年度までに受入要請効率化機能、画像伝送機能、電子情報取得機能、多言語翻訳の全システムの運用を開始することができた。令和元年度は、上記（1）救急活動費に統合された。

3.2.2 監査手続

- （1）A P 2019 の概要について市からヒアリングを行った。
- （2）主要事業について事業評価調書を入手した。
- （3）事業評価調書を閲覧し、追加質問、関連資料の入手により事業内容を把握した。
- （4）現地調査を行った。

3.2.3 監査の結果（意見）

（1）消防局救急隊数について

現場視察等を通じて救急隊の効率的な運用がなされている心証は得られており、また局内の管理指標である「出動から（救急車の）現地到着までの時間」も 6 分台を維持していることから、他政令市との比較では上位にあるとの説明も受けた。

一方で、救急活動は局の中で最も重要な事業の一つである事を考えると、救急隊の数が市民人口との割合で他政令市に劣っている点、国の指針における基準数を下回っている点は速やかに改善すべきものとする。

（2）ヘリコプター 2 機体制の早期復旧について

令和元年 10 月に台風被害により市保有ヘリが除却となってから、2 年以上経過している。その間代替機レンタルにより対応してきたが、下記の運用上の問題点があり、また新機体導入に伴う普通交付税措置等による市財政への収支改善効果もあることから、ヘリコプター 2 機体制の復旧について可及的速やかに検討すべきと考える。

（運用上の問題点）

- ・調達したい時期に代替機を借用できるとは限らない。
- ・運航機に突発的な不具合が生じた場合には緊急的に代替機を調達できない。
- ・代替機は老朽化した機体が多く、故障や不具合が多発している。
- ・代替機は消防ヘリに必要な装備が搭載されていないケースがある。
- ・代替機の借用費用は普通交付税措置の対象外。

3.3 財産管理に係る監査の結果及び意見

3.3.1 公有財産¹²の管理について

(1) 主な施設の概要

市の消防施設は、以下の通り、消防局庁舎のほか、10箇所の消防署と41箇所の出張所を有している。その他に消防学校などの個別施設を複数所有している。車両は、消防車両配置状況の通り実働・非常用含め218台有し、そのうち9台は消防庁からの無償使用車である

消防施設の概要 (令和3年4月1日現在)

名称	所在地	構造 1階面積、延べ面積	敷地面積	竣工	備考
消防局	消防局庁舎 (中央消防署併設)	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階建 1,076.99㎡ 8,502.73㎡	1,735.87 ㎡	S61. 11	
	無線基地局	鉄骨造	—	S62. 2	塔高59.67m (消防局庁舎 の高さを含 む)
	衛星地球局	硬質アルミニウム合金	—	H29. 3	口径4.5m
	消防学校 消防科学研究所 救急救命士養成所	鉄筋コンクリート造3階建 1,521.93㎡ 3,846.12㎡ (うち北鐘寮南棟 245㎡ 490㎡)	49,370.41 ㎡	H11. 10 H5. 3 H5. 3 (H20.3)	
	消防訓練塔	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階・地上10階建 97.96㎡ 565.57㎡		S52. 12	塔高34.2m
	消防補助訓練塔	鉄骨造5階建 81.18㎡ 315.36㎡		S53. 9	塔高19.1m
	救助訓練塔	A塔鉄骨造5層 B、C塔鉄骨造1層		H7. 12	A塔高17.0m B、C塔高 7.0m
	屋内訓練場	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建 750.20㎡ 994.40㎡		S55. 1	
	水難救助 訓練場	鉄骨造平屋建 上屋鉄骨造ビニール張 684.00㎡ 739.00㎡		S55. 8	
	車庫	鉄骨造平屋建 286.56㎡		S57. 12	
活動資機材集約 センター	鉄骨造平屋建 499.75㎡	H23. 1			

¹² 市が所有する(1)不動産、(2)船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機、(3)(1)(2)に掲げる不動産及び動産の従物、(4)地上権、地役権、鉱業権等の用益物権、(5)特許権、著作権、商標権、実用新案権等の無体財産権、(6)株式、社債券、地方債証券、国債証券等の有価証券、(7)出資による権利、(8)不動産の信託の受益権をいう

	備蓄倉庫		鉄骨造平屋建 311.37㎡		H 8. 3	
	自動車走行訓練場		周回、屈折、曲線、方向 変換、坂道、直線コー ス、アスファルト舗装		S56. 9	
	ヘリコプター 臨着場		23m×23m アスファルト舗装		H 3. 4	
	大規模災害 緊急給油施設		地下埋設タンク20kℓ ガソリン10,000ℓ軽油10,000ℓ		H25. 6	
	消防航空隊庁舎	石狩市 新港東2丁目1番2	鉄骨造地上一部2階建 1階2階776.58㎡借用	13,200.16 ㎡借用	H 8. 5	賃貸借契約 H20. 9
	救急ワーク ステーション	中央区 北11条西13丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 207.80㎡ 326.54㎡	450.04㎡	H 7. 10	
	市民防災センター (白石消防署併設)	白石区 南郷通6丁目北	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 うち1階～4階	3,168.50 ㎡	H15. 2	
	白石タイヤ庫	白石区 中央1条3丁目	鉄骨造平屋建 240.00㎡	991.74㎡	S45. 8	
	藻岩山無線基地局	南区 藻岩山27林班イ小 班	鉄筋コンクリート造 2階建 43.60㎡ 85.85㎡	228.00㎡	S60. 11	塔 高42.7m
	小金湯無線中継所	南区 小金湯662番3	鉄筋コンクリート造 2階建 30.25㎡ 60.50㎡	361.36㎡	H12. 12	塔 高40.0m
消 防 局	もみじ台無線 基地局	厚別区 もみじ台南7丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 30.25㎡ 60.50㎡	134.49㎡	S61. 8	塔 高42.7m
	朝日岳無線基地局	南区 定山溪事業区	鉄筋コンクリート造 平屋建 29.16㎡	1,433.00 ㎡	S60. 11	塔 高22.7m
	藤野無線基地局	南区 藤野487番4	鉄筋コンクリート造 平屋建 19.36㎡	116.13㎡	S60. 11	塔 高32.7m
	当別無線基地局	石狩郡当別町 字高岡3199番地	鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建 68.89㎡ 211.45㎡	802.35㎡	H 3. 1	塔 高59.5m
中 央 消 防 署	本 署	中央区 南4条西10丁目	消防局庁舎 1・2階	—	S61. 12	
	桑園出張所	中央区 北4条西22丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 294.28㎡ 431.56㎡	698.34㎡	S59. 11	
	宮の森出張所	中央区 宮の森2条11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66㎡ 416.62㎡	848.71㎡	S57. 10	
	豊水出張所	中央区 南8条西2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 618.39㎡ 887.14㎡	1,806.28 ㎡	H25. 2	
	幌西出張所	中央区 南11条西21丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 278.69㎡ 407.19㎡	793.39㎡	S55. 11	
	山鼻出張所	中央区 南23条西10丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 438.90㎡ 588.20㎡	1,050.20 ㎡	H17. 3	
	本 署	北区 北24条西8丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 520.20㎡ 950.23㎡	1,619.69 ㎡	S55. 1	

北 消 防 署	あいの里出張所	北区 あいの里2条1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 385.84㎡ 535.84㎡	1,003.30 ㎡	H 7. 3	
	篠路出張所	北区 篠路2条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 423.36㎡ 659.13㎡	1,047.17 ㎡	H22. 3	
	屯田出張所	北区 屯田5条10丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 229.12㎡ 335.86㎡	724.00㎡	S 50. 12	
	新琴似出張所	北区 新琴似8条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 341.16㎡ 480.76㎡	839.98㎡	H 2. 12	
	新光出張所	北区 新琴似1条12丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66㎡ 416.62㎡	864.00㎡	S 56. 11	
	新川出張所	北区 新川1条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 225.15㎡ 328.33㎡	676.61㎡	S 48. 10	
	幌北出張所	北区 北15条西5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 275.38㎡ 540.81㎡	970.04㎡	H 9. 3	
東 消 防 署	本署	東区 北24条東17丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 534.37㎡ 918.37㎡	1,530.00 ㎡	S 47. 11	
	丘珠出張所	東区 北丘珠1条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 286.05㎡ 421.81㎡	798.86㎡	S 59. 11	
	栄出張所	東区 北46条東14丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68㎡ 408.18㎡	792.00㎡	S 52. 12	
	北栄出張所	東区 北39条東1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.68㎡ 517.68㎡	991.26㎡	H27. 3	
	札苗出張所	東区 東苗穂4条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 231.25㎡ 337.99㎡	708.64㎡	S 49. 12	
	苗穂出張所	東区 北8条東11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 421.00㎡ 632.82㎡	1,256.70 ㎡	H24. 3	
白 石 消 防 署	本署 (市民防災センター併設)	白石区 南郷通6丁目北	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 1,227.50㎡ 3,674.65㎡	3,168.50 ㎡	H15. 2	
	元町出張所	白石区 菊水元町8条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 280.90㎡ 409.40㎡	819.40㎡	S 55. 11	
	菊水出張所	白石区 菊水上町1条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 295.68㎡ 432.96㎡	619.22㎡	S 60. 12	
	北郷出張所	白石区 北郷3条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 359.00㎡ 603.44㎡	806.37㎡	R 2. 3	
	東白石出張所	白石区 本通18丁目北	鉄筋コンクリート造 2階建 330.16㎡ 459.12㎡	1,038.72 ㎡	S 57. 10	
本署	厚別区 厚別中央1条5丁目	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階建 うち1階2階1,208㎡占有	826.41㎡	H元. 9		

厚別消防署	厚別西出張所	厚別区 厚別西3条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 304.25㎡ 442.25㎡	840.00㎡	S 61. 12	
	もみじ台出張所	厚別区 もみじ台北7丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68㎡ 408.18㎡	746.87㎡	S 53. 12	
豊平消防署	本署	豊平区 月寒東1条8丁目	鉄筋コンクリート造 5階建 489.80㎡ 1,539.35㎡	1,363.05㎡	S 44. 12	改修H19. 7
	美園出張所	豊平区 豊平1条12丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.68㎡ 517.68㎡	829.77㎡	H 27. 3	
	平岸出張所	豊平区 平岸1条11丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 340.20㎡ 480.20㎡	840.00㎡	H 4. 3	
	西岡出張所	豊平区 西岡4条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 235.78㎡ 351.90㎡	750.00㎡	S 53. 12	
	東月寒出張所	豊平区 羊ヶ丘1番地	鉄筋コンクリート造 2階建 224.31㎡ 327.49㎡	628.13㎡	S 46. 10	
清田消防署	本署	清田区 平岡1条1丁目	鉄筋コンクリート造 4階建 うち1階2階 1,495.44㎡ 占有	2,459.50㎡	H 9. 10	
	北野出張所	清田区 北野7条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 282.55㎡ 409.42㎡	727.00㎡	S 55. 11	
	里塚出張所	清田区 里塚1条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 262.10㎡ 517.16㎡	1,245.30㎡	H 11. 3	
南消防署	本署	南区 真駒内上町5丁目	鉄筋コンクリート造 4階建 627.39㎡ 1,713.82㎡	3,024.3㎡	H 31. 1	
	資機材保管庫		鉄骨造 2階建 248.40㎡ 294.38㎡			
	澄川出張所	南区 澄川4条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 235.78㎡ 351.90㎡	750.00㎡	S 52. 12	
	川沿出張所	南区 川沿2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 229.12㎡ 335.86㎡	719.70㎡	S 50. 12	
	定山溪出張所 (定山溪無線中継所併設)	南区 定山溪温泉西2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 228.37㎡ 461.02㎡	1,276.62㎡	S 47. 10	
	石山出張所	南区 石山2条4丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66㎡ 416.62㎡	873.21㎡	S 56. 11	
藤野出張所	南区 藤野2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 417.52㎡ 601.60㎡	1,138.38㎡	H 15. 3		
西消防署	本署	西区 発寒10条4丁目	鉄筋コンクリート造 3階建 うち1階2階 1,534.97㎡ 占有	1,220.28㎡	H 6. 3	
	八軒出張所	西区 八軒1条東3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 342.10㎡ 484.74㎡	839.70㎡	S 63. 1	

	西野出張所	西区 西野3条2丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 231.25㎡ 337.99㎡	726.99㎡	S 49. 12	
	平和出張所	西区 平和2条3丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 245.89㎡ 363.59㎡	622.05㎡	S 54. 12	
手稲消防署	本署	手稲区 手稲本町2条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 667.90㎡ 1,429.25㎡	1,615.57㎡	H元. 10	
	曙出張所	手稲区 前田6条16丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 323.99㎡ 478.55㎡	813.35㎡	H 4. 3	
	稲穂出張所	手稲区 稲穂3条6丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 287.66㎡ 416.62㎡	825.10㎡	S 56. 11	
	前田出張所	手稲区 前田6条5丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 307.67㎡ 443.03㎡	691.43㎡	S 58. 12	
	西宮の沢出張所	手稲区 西宮の沢4条1丁目	鉄筋コンクリート造 2階建 279.68㎡ 408.18㎡	723.66㎡	S 51. 12	

(出典：市消防局発行 2021 消防年報)

消防車両配置状況 (令和3年4月1日現在)

(単位：台)

車種	合計	ポンプ車		水槽車		救助車		水槽付救助車	山岳救助車	はしご車	屈折車	化学・水槽車	大型水槽車	高発泡・照明車	指揮車	指揮予備車	資材搬送車	調査車	救急車		支援工作車	※ 支援車	※ 大型プロアー車	※ ウォータージャクソン	※ 大型除染システム搭載車	※ 燃料補給車	※ 特殊災害対応自動車	※ 重機搬送車	※ 大型ポンプ車	※ ホース延長車	査察車	人員輸送車	小型人員輸送車	訓練車	連絡車	共用車	局用車		
		実働	非常用	実働	非常用	実働	非常用												実働	非常用																			
合計	218	57	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
局	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	1	4	8	1	1		
中央	27	5	1	1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	5	2	1	-	1	1	-	1	1	-	-	2	-	-	-	1	-	-			
北	26	8	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-			
東	21	6	1	1	-	-	-	-	1	-	1	1	-	1	1	-	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-			
白石	19	4	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	1	1	1	1	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-				
厚別	13	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-				
豊平	17	5	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-				
清田	14	2	2	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-				
南	24	1	6	1	1	-	-	2	1	1	-	1	-	1	-	-	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	-	-				
西	16	3	1	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	1	-				
手稲	16	4	1	-	-	1	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-				

(注) ※及び警防指揮車は、総務省消防庁からの無償使用車を示す。
救急車は全て高規格4WD車
指揮車・水槽車・救助車・水槽付救助車は全て4WD車

(出典：札幌市消防局発行 2021 消防年報)

大分類	中分類	小分類
消防自動車	ポンプ車	ポンプ車
		水槽車
	特殊車	救助車
		水槽付救助車
		山岳救助車
		はしご車
		屈折車
		化学・水槽車
		大型水槽車
		高発泡・照明車
		指揮車
		総合指揮本部車
		支援車
		資材搬送車
		調査車
		支援工作車
		高規格救急車
		査察車
		人員輸送車
		小型人員輸送車
ヘリコプター用電源車		
救急自動車	訓練車	
救急自動車	連絡車	
自動車以外の機械	軽可搬消防ポンプ	
	船外機	
	スノーモービル	
	空気充填機	
回転翼航空機	ヘリコプター	

(出典：札幌市消防機械器具管理規程事務処理要綱別表1)

市では管理する公有財産は市内の各消防署や出張所等の土地や建物、また、市内各地に設置される防火水槽が主であり、公有財産台帳にて管理されている。

公有財産一覧からの数値(令和2年度公有財産台帳一覧より)

(単位：千円)

	消防局施設	署出張所施設	消防団施設	防火水槽	その他施設
土地台帳価格合計	400,291	3,760,027	125,164	457,290	7
建物及び工作物 台帳価格合計	5,476,843	14,264,223	222,551	1,888,272	1,316,087
合計	5,877,134	18,024,250	347,715	2,345,562	1,316,094

(2) 実施した監査手続

ア. 調査対象とした施設の選定基準

前述の消防署 10 箇所と出張所 41 箇所及び消防学校などの個別施設の内、実査及び視察は、消防署 8 箇所、消防学校及び「ヘリポート（格納庫）」を対象とした。

イ. 監査の方法

固定資産管理に係る各種証憑の閲覧を実施した。また、固定資産台帳及び備品出納簿より抽出した一部の資産について、現物を確認し固定資産台帳上の登録内容と一致しているか確認した。

(3) 公有財産管理（実地調査）について

ア. 公有財産管理（実地調査）の概要

市では、所管する公有財産の管理について、事務の適正かつ円滑な執行に資するために「札幌市消防局財産管理事務処理要綱」を定めている。同要綱上、年に 1 回以上は実地調査を行う必要あり、監査人側で抜粋すると下表のとおりである。

<p>札幌市消防局財産管理事務処理要綱 （管理及び実地調査）</p> <p>第 6 条 管理主任等は、所属財産の除草・清掃等の環境整備に配慮し常に良好な状態において管理するとともに、維持、保存及び運用について日ごろから十分な配慮をしなければならない。</p> <p>2 管理主任等は、おおむね次の事項について、少なくとも年 1 回以上は実地調査を行わなければならない。</p>

<p>(1) 財産の維持、保存及び使用状況の適否</p> <p>(2) 不法占拠、不法使用、土砂の不法投棄等財産に対する不法行為の有無</p> <p>(3) 境界標の確認、境界標埋設及び保護の必要性の有無</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>3 管理主任等は、実地調査の結果、管理上適正を欠くものについて随時調査を行い、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(定期報告)</p> <p>第9条 財産を所管する部長等は、毎年4月20日までに前年度における所属財産の状況を「公有財産の点検調査結果に基づく定期報告書」(様式5、様式5の2、様式5の3)により総務部長宛てに報告しなければならない。</p>

札幌市消防局財産管理事務処理要綱第9条の様式5の2及び様式5の3はそれぞれ「境界点確定以外の改善の必要がある土地(様式5の2)」と「境界点確定の必要がある土地(様式5の3)」であり、優先度を低・中・高の3段階に区分して要改善資産の状況が明記されている。

イ. 監査の結果

(ア) 不備のある境界標の管理について(意見)

不備のある境界標の管理は、要綱第6条第2項(3)の「境界標の確認、境界標埋設及び保護の必要性の有無」の「様式5の3」に項目追加した管理資料により行われている。同資料を閲覧したところ不備内容の対応策としては不十分な記載が散見された。

「境界点確定の必要がある土地(様式5の3)」を監査人が集約

No	施設管理課所見	該当件数
1	地図混乱地域又は測量高額であるため測量実施困難	15件
2	公園隣接地	33件
3	将来的に公園整備の可能性あり	7件
4	道路境界石が不明であり市及び法務局で行う可能性あり	7件
5	破損等	15件
6	その他	12件
	計	89件

例えば、地図混乱地域であることや測量費が高額であることは不備の対応では

なく、対応手段の難易度を記載したに過ぎない。また、「将来的に公園整備の可能性あり」と記録されたものが7件あったが、最も古いもので昭和62年度の不備事項として記述されており、「将来的に」の定義を再考する必要があると考えられる。

(イ) 境界点確定以外の改善の必要がある土地について（防火水槽）（意見）

境界点確定以外の改善の必要がある土地については、様式5の2により要改善資産の状況が明記されている。

様式5の2を閲覧した結果、フェンスの破損や通気管・標識の不備が多く見受けられたものの、これらの改善計画・指示事項欄のほとんどが「使用に支障なし」として継続的な経過観察扱いとされていた。その次に件数が多かった越境関連について、隣接する住宅等の一部が越境しているものが主な内容であるが、いずれも是正指導と念書等により個別に対応している。次に不法使用の状況にある防火水槽が4件あり、個人宅の庭としての利用やごみステーションとして利用されている状況である。これらの対応として、改善確約書の締結や是正指導を実施している。しかし、これらは昭和58年から平成9年までに対応したもので、現状改善状況が不明あるいは改善されていない状況である。

	口座	内容	改善計画・指示事項等	該当件数
1	防火水槽	フェンスの変形・破損等	使用に支障なし	63件
2	防火水槽	漏水	現状維持・修理申請中	2件
3	防火水槽	越境関連	念書取得 等	20件
4	防火水槽	通気管、標識等の破損等	使用に支障なし 等	28件
5	防火水槽	不法使用	念書取得 等	4件
	計			117件

（上記のうち、施設修理願い申請済のものが26件）

防火水槽は火災発生時に十分な水利が確保できない場合に、消火に用いるための水を貯めておくための施設であり、近年では防災用の活用も想定される重要な施設である。不法な使用により非常時に十分に活用できなくなると、災害被害を最小限に抑えることができなくなる可能性があり、不法使用は是正される必要がある。

(ウ) 私有地の使用貸借契約について（指摘）

防火水槽を設置するにあたり、私有地を使用貸借する例が見られたが、それ自体

は防火水槽の必要性等を勘案して特段問題のあるものではない。

ただし、私有地である神社の敷地内に防火水槽を設置するにあたり、使用貸借契約を締結するに際して、当該神社の氏子代表を貸主として契約書を作成した例が見られた。

神社の敷地は通常宗教法人が所有権者となっているものと考えられ、氏子代表が貸主となるのは不適切であると考えられるし、神社の敷地所有関係の実態とも乖離していると考えられる。

よって、宗教法人を貸主としてその代表者と使用貸借契約を締結すべきであり、その点は是正すべきである。

(エ) 局総務部施設管理課作成の公有財産除台帳について（指摘）

公有財産除台帳は、公有財産の管理のための簿冊であり、その性質上当該財産の配置換えや処分等がなされた場合に適切に処分が実施されたことを記載する必要がある。

しかし、当該簿冊では、廃棄処分などをして公有財産から廃除された財産について、廃除の年月日の記載がなされていなかったり、そもそも廃除されたことが明示されていなかったり、適切な記載がなされていない箇所が多々存在している。

公有財産の廃除については、その理由や処分年月日などが適切に記載されていないと、後に公有財産の管理が適正であったかなどの検証ができなくなる恐れがある。

したがって、廃除の年月日、廃除理由などは必ず記載をして、適切な管理をすべきである。

(オ) 私有地の賃貸借契約について（意見）

防火水槽や機材置場を私有地に設置するにあたり、多くのケースでは私有地の所有者の協力を得て使用貸借契約を締結して無償で土地を借り受けている。

ただし、少数ではあるが使用貸借ではなく賃貸借契約を締結して有償で土地を借り受け、防火水槽および資材置場等を設置している場合もある。

使用貸借契約を締結して無償で土地を借り受けている場合は、地権者に防災上必要として無償での土地提供をお願いして、協力を得ているということになるだろうが、一方で有償での賃貸借をしているケースでは、低額ではあるが賃料を支払っており、無償で土地を提供している使用貸借契約の土地所有者としては不公平感があると思われる。

できるだけ使用貸借によって無償で土地を借り受けるよう協力を呼び掛けると

ともに、協力を得られない場合には新たな使用貸借先を探すなどすべきであると考える。

これに対し、局からは、市が無償で借りている土地については、固定資産税が免除になる優遇措置がなされている一方、有償で借りている土地については優遇措置が存在しないこと、有償にして欲しい旨の申出があった際には、優遇措置の説明をした上で、有償を希望される場合は、その防火水槽の移転が可能か否かを調査・検討をしているが、市街地には代替地がなく、消防水利の運用上そこに必要である場合については、有償であっても借り続けなければいけない場合もある、との回答がなされた。

当然、有償であっても消防水利の運用上防火水槽等を設置する必要があることは論を俟たないところであるが、資材置場については防火水槽とは異なり、水利上必ずしも有償で当該場所に設置する必要性まではないと考えられ、公平性の観点から、可能な限り公園などの無償で使用できる公共施設や、無償で借りることができる代替地を検討すべきであると考ええる。

(カ) 私有地の貸借関係簿冊について（意見）

防火水槽用地や分団用地についての貸借関係簿冊については、「賃貸借契約関係書」あるいは「公有財産使用貸借契約」と題する簿冊が存在するが、いずれも賃貸借契約と使用貸借契約が区別されることなく両方の契約関係の書面が綴られており、その表題と内容に乖離がある。

賃貸借契約と使用貸借契約はそれぞれ別個の契約体系であり、有償か無償かで区別されるが、法定更新の有無等の相違があり、契約体系ごとに別個に簿冊を作成することで、当該用地の性質が整理でき、適切な管理が可能であると考ええる。

3.3.2 公有財産以外の資産

(1) 概要

市の所有に属する動産のうち、現金、公有財産、基金に属するもの以外を物品という。(地自法第 239 条)

物品の管理については、「札幌市会計規則」や「札幌市物品検査規程」で定められる他、局特有の警防関係の物品については各種規程で管理方法を定めている。また、消防団についても規程が定められている。

市が所有する物品のうち備品¹³に当たるものは、札幌市会計規則第 143 条第 3 項により、物品分任出納員を置く課ごとに備品出納簿を作成し、その出納状況を管理している。

また、市が所有する物品のうち取得価額が 100 万円を超えるものは、その資産価値を正確に把握するため、別途固定資産台帳に記載することとされている。

(現金出納員等及び物品出納員等の帳簿)

第 143 条 現金出納員等は、現金出納簿 (様式 114) を備えなければならない。

2 物品出納員は、用品出納簿 (様式 115) を備えなければならない。

3 物品分任出納員は、次の帳簿を備えなければならない。ただし、第 2 号に掲げる帳簿については、市会計管理者が別に定めるときは、これを省略することができる。

(1) 備品出納簿 (様式 116)

(2) 消耗品出納簿 (様式 117)

様式 116

備 品 出 納 簿									
						品名			
年 月 日	摘 要	備 品 番 号	受 入		払 出	現 在 高			
			数 量	金 額		使 用 数 量	保 管 数 量	計	

(2) 監査の結果

ア. 備品の一元管理について (意見)

局総務部施設管理課の事務分掌は「消防庁舎、施設の建設及び保全に関すること。

¹³ その性質又は形態を変えずに比較的長期にわたり継続使用できるもの

物品の出納及び管理に関すること。業務委託等の契約に関すること。消防機械器具の改良、購入、運用及び点検整備に関すること。消防職員の服制に関すること」である。

前述のとおり、備品の出納状況については、物品分任出納員を置く課毎に備品出納簿にて管理されるのみで、総務部施設管理課での一元管理は行われていない。物品の取得時は総務部施設管理課の確認を要するが、あくまで契約事務の適正を担保するための確認作業であり、物品の出納状況を管理するものではない。

各署の備品出納簿に記録されている備品を表計算ソフトや資産管理ソフトで一元管理することは容易であるため、このような環境下では備品の出納を一元管理し、効率的な予算配分を図り、不要な資産取得を未然に防止できるような体制とすべきである。

イ. 備品出納簿の運用方法について

前述の備品出納簿の運用方法について、以下のような不十分な点があった。

(ア) 備品番号の運用（意見）

備品番号がいずれも「1」から開始されており、各課別に備品出納簿が作成されるため、同じ資産名称で同じ備品番号の資産が数多く存在する。各資産に貼付される備品シールには、「資産名称」「型式」「取得日」「所属部署」「備品番号」が記載されているため、備品番号とその他の情報を共に確認した場合は資産の特定は不可能ではないものの、同一室内に複数の課の資産が混在して配置されることもあり、資産の特定は困難な状況である。効果的かつ効率的な備品管理を可能とするべく、備品番号は桁数を増加させることで備品番号が重複しないような運用が望ましい。

また、新たに取得した資産へ付与する備品番号について、過去除却した資産の資産番号を再度使用している備品出納簿が散見された。つまり、処分したはずの資産と同一の備品番号が新たな資産へ付されるため、除却済みの資産なのか新たに取得した資産かの区別が困難となる。他の情報等から特定不可能ではないものの、重複のない固有の備品番号を使用することで、資産の区別が明瞭かつ容易になるため、常に新しい備品番号の付与が望ましい。

(イ) 資産の入力内容（意見）

資産の一般名称のみが入力され、型式など本体を特定できるような情報の記載

がない資産が散見された。個別の資産を特定できなければ、資産の異動があった場合に誤って目的とは別の資産を処分するなど、個々の資産管理を目的とする備品出納簿の目的が損なわれる可能性がある。備品出納簿には、個別の資産特定が容易にできるよう資産情報を記録する必要がある。

(ウ) 資産の所在について (意見)

備品出納簿上には、様式 116 のとおり、様式上に資産の利用場所・配置場所の記載欄がない。このため、どの資産がどこで保管されているかが備品出納簿から把握できず、資産の有無を効率的に確認できない。備品出納簿上の資産は移動可能な資産が数多く計上されており、適時に資産の利用や現物確認を可能とするため、物品の所在地が明らかになるような仕組の構築が必要である。

(エ) 古い備品の廃棄等の管理について (意見)

備品出納簿には、昭和 40 年代の古い備品の存在が記録され、かつその使用者として備品使用簿に保管者の記載がなされているものが複数認められた。

しかし、当該備品は、物の存在自体は認められるものの、使用できない状態の機器や、今後使用予定のないものであることを確認した。そのような備品については、未だに管理をしていること自体問題であり、速やかに廃棄を進めるなどして、備品の適切な管理を励行されるべきである。

3.3.3 自動車台帳の運用について

(1) 概要

自動車台帳は、「諸元帳 (様式 6)」、「付属品目録 (様式 7)」、「車載消防機械器具目録 (様式 8)」、「点検整備記録 (様式 9)」の 4 表から構成される。消防署往査時に自動車台帳を閲覧した結果、「付属品目録 (様式 7)」と「車載消防機械器具目録 (様式 8)」について不適切な運用が発見された。具体的には、型式・取得年月日などの空欄箇所が多く現物の特定が困難なものや、他の証憑と不整合なもの、明らかに過去の資産情報の更新がされていないものが散見された。

札幌市消防機械器具管理規程

(簿冊)

第 26 条 部長等は、次の各号に定める簿冊を作成し、機械器具の管理、点検、整備等の状況を明らかにしておかなければならない。

- (1) 自動車台帳
 - (2) 消防機械器具台帳
- 2 前項第1号の自動車台帳には、次の各号に定める書類を編さんするものとする。
- (1) 諸元帳（様式6）
 - (2) 付属品目録（様式7）
 - (3) 車載消防機械器具目録（様式8）
 - (4) 点検整備記録（様式9）
- 3 第1項第2号の消防機械器具台帳には、次の各号に定める書類を編さんするものとする。
- (1) 規格表（様式10）
 - (2) 点検整備記録（様式9）

【付属品目録（様式7）】

付属品目録 No	車種		自動車登録番号		年式
品名	数量	型式・規格	購入（積載）年月日	購入金額	備考

【車載消防機械器具目録（様式8）】

車載消防機械器具目録 No	車種		自動車登録番号		年式
機械器具名	積載品番号	規格	購入（積載）年月日	購入金額	備考

(2) 監査の結果（指摘）

消防機能を担う組織として、主たる消火設備である車両設備の管理は極めて重要である。自動車台帳は各車両に備えられた消防機器や整備記録等が記録・管理される重要な管理資料であり、未然に事故を防止し常に完全な状態で消火活動に備えるためにも正しい運用が必要である。

3.3.4 AEDの管理について

(1) 概要

機械器具の点検は、札幌市消防機械器具管理規程第13条に基づき、毎日点検が実施されている。点検の結果記録用紙となる「日常点検記録表（様式11）」には、「点検実施者印」欄と「隊長確認印」欄があり、毎日点検実施者と確認者である隊長が対応後に押印している。一方、自動体外式除細動器（以下、AEDとする。）は局内での通達によって「日常点検記録表」とは別の様式により毎日の点検が実施されている。当該点検用紙には、点検内容の入力欄のみで点検実施者や確認者の記録欄が設けられていない。

(2) 監査の結果（意見）

札幌市消防機械器具管理規程第13条が点検の対象としている機械器具には、札幌市消防機械器具管理規程事務処理要綱別表2によりAEDも含まれている。規程上同一の点検水準で区別されているものが、運用上異なる水準での点検体制となっている。AED以外の点検内容は「日常点検記録表（様式11）」に集約されており、効率性の観点からも「日常点検記録表（様式11）」にAEDの各点検内容を追加し、二重チェック体制での運用が望ましい。

札幌市消防機械器具管理規程

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 消防機械器具 別に定める消防機械、消防器具及び個人装備品をいう。

（省略）

（点検）

第13条 機械器具の点検は、次に掲げるものについて行うものとする。

(1) 所属点検 所属において行う日常点検をいう。

(2) 特別点検 局長又は部長等が特に必要があると認めるときに行う点検をいう。

(3) 外注点検 施設管理課において行う定期点検、架装部点検及び機械器具点検で、業者に委託するものをいう。

札幌市消防機械器具管理規程事務処理要綱

（消防器具）

第3条 規程第2条第1項第1号に定める消防器具は、別表2に掲げる消防器具をいう。

(点検の立会)

第17条 規程第13条第1項に定める点検は、整備管理員等が立会い実施することとする。

(点検結果の記録)

第18条 規程第13条第1項第1号に定める点検は、点検記録表に記録及び保存しておくものとし、施設管理課長から請求がある場合にはこれを提出するものとする。

2 前項の点検記録は、日常点検記録表(様式11)を用いるものとする。

(別表2)

用途別	器具名
吸水器具	吸管、吸管ストレーナー、吸口ストレーナー、吸管ちりよけ籠、吸管まくら木、吸管ロープ、消火栓金具、消火栓開閉金具、中継媒介金具、吸管スパナ、L字型アダプター
放水器具	ホース、管そう、ノズル、エアフォームノズル、放口媒介金具、分岐管、媒介器具、定流量器、ラインプロポーションナー一式、ホースブリッジ、ホース遮断機、ホースバンド、ホースバック、背負式放水器
保安器具	空気呼吸器、酸素呼吸器、レスクマスク、空気ボンベ、酸素ボンベ、(医療用を含む。)、簡易呼吸器、防じんマスク、防毒マスク、防じん・防護めがね、安全帯、ベスト、携帯警報器、防護衣、耐熱服、放射線防護服、化学防護服一式、陽圧式化学防護服、耐電衣一式、放射線測定器、放射線線量計、可燃性ガス測定器、有毒ガス測定器、防虫ネット
活動器具	はしご、手とび、とび口、突破器、中長とび、スコップ、つるはし、掛け矢、金てこ、ハンマー、投光器、携帯発電機、三脚、コードリール、ライト、拡声器、送排風機、防水シート、ホースカー、双眼鏡、指揮机、広報板、エアーテント、GI水筒、吸水缶、水中特長靴、胴付長靴、鍬、マサカリ、カマ、ナタ、しの、水中ポンプ、動力排水ポンプ、チェーンブロック、リアカー、空中消火器具
救助器具	<一般救助用> 担架、縛帯、救命索発射銃、ロープ、カラビナ、滑車、ロープガイド、支点作成用器具、空気式救助マット、緩降機、テープスリング、

	<p>ロープ登降機、張力計</p> <p><重量物排除用></p> <p>大型油圧救助器具、可搬式ウインチ、マンホール救助器具、マット型空気ジャッキ、ワイヤーロープ、ベルトスリング</p> <p><切断用></p> <p>ガス溶断器、電機溶断機、コンクリートチェーンソー、エアツール、エンジンカッター、チェーンソー、鉄線カッター、救助鋏、シートベルトカッター、アセチレンボンベ、ガラス切断器</p> <p><破壊用></p> <p>万能斧、弁慶、携帯用コンクリート破壊器具、削岩機、大ハンマー、電動ハンマードリル</p> <p><検索救助用></p> <p>画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地震警報器、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置、水中探査装置、検索棒、雪中検索棒、検索済ラベル</p> <p><水難救助用></p> <p>潜水器具一式、救命ボート、水中無線機、水中ライト、水中テレビカメラ、救命浮環、救命胴衣、携帯ソナー、水中スピーカー、水難救助用担架、浮標、ライフボール、スローイングバック、すばり</p> <p><山岳救助用></p> <p>登山器具一式、山岳救助用担架、山岳用ロープ、ロープガイド、ウインチ、ギアバック、ギアラック、ナイフ、GPS ナビゲーション、高度計、コンパス、ビーコン、スノーシュー、ツェルト、ポール</p> <p><特殊災害用></p> <p>生物剤検出装置、生物剤捕集器、生物剤検知チケット、化学剤検知器、有毒ガス検知管、化学剤検知装置、サンプル採取セット、除染シャワー、回収用タンク、パネル水槽、噴霧器、袋式担架、風向風速計</p> <p><その他></p> <p>パイプレンチ、マンホールレンチ、ガスバルブ遮断レンチ、毛布、あて木、耐熱シート、救助ザック、ロープ投下袋</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

救急器具	<p><観察用> 心電図モニター、心電図伝送装置、呼気終末期炭酸ガス測定器、血中酸素飽和測定器、血圧計、喉頭鏡、舌鉗子、舌圧子、開口器、体温計、聴診器</p> <p><呼吸 循環管理用> 救急蘇生器、酸素吸入器、人工呼吸器、マギル鉗子、吸引器、自動体外式除細動器、ショックパンツ、止血帯、心肺蘇生用背板</p> <p><固定用> バックボード一式、陰圧式固定器具、副子</p> <p><搬送用> エクステンジストレッチャー、スクープストレッチャー、布担架</p> <p><その他> 救急バック、ピンセット、じゅすい盆、膿盆、ハサミ、指頭消毒器、噴霧消毒器、洗眼器、保温器、カスト、汚物缶、雨おおい、ラッシングベルト</p>
その他	<p>無線機類、携帯電話、ファクシミリ、カメラ、消火器、組立水槽、消火栓排水器具、消火弁操作キー、マンホール開閉ハンドル、消火栓ブッシングレンチ、圧力調整器、誘導灯、ヘリコプター着陸位置表示用赤旗、旗ポール、指揮本部旗、訓練旗、パトロール旗、折りたたみコンテナ、シャックル</p>

3.3.5 物品の廃棄について

(1) 概要

消防学校の往査により、同敷地内の倉庫に発電機（各消防団が所有）が複数台備え置かれていた。「売却予定」という札が付され明瞭に管理されていたが、担当者へヒアリングした結果、通常の備品の廃棄・処分と異なり、売却価値があるため、一か所に集約した上で売却することを予定し一時的に保管しているとの説明を受け、対象資産に関して消防学校での受け払い管理は行われていない。札幌市会計規則第125条にて、物品の管理換えについて定められているが「物品の効用上必要がある」に該当しないとして、受け払い管理等の対象とはしていないと説明を受けた。

札幌市会計規則
(物品の管理換)

第 125 条 物品の効用上必要があるときは、物品管理者相互間において管理換をすることができる。

2 物品管理者は、前項の管理換をするときは、物品管理換書（様式 69）を作成して物品分任出納員に通知しなければならない。

（2）監査の結果（指摘）

市が保有する資産は、前述のとおり備品出納簿にて受払管理が行われる。

札幌市会計規則第 125 条が想定する「管理換え」は余剰物品や不用品等が別の部課で利用可能な場合に移転されることを想定していると考えられ、本件のような処分品の一時保管は想定していないと考えられる。しかし、他の資産と明確に区分し「売却予定」と札を付し、施錠管理された倉庫内で保管している以上、消防学校の管理下で管理されていることは明確であり、資産所有に関する責任を明確化するために、売却までの一時保管であっても受払管理を行う必要がある。

3.3.6 点検水準の相違

（1）概要

局は札幌市消防機械器具管理規程第 13 条第 1 項に従い、消防機械器具に対して毎日日常点検を実施している。一方、消防団は札幌市消防団機械器具管理要綱第 10 条第 1 項に従い、日常点検を行っている。いずれも根拠規程の別表にて点検項目が列挙されており、その結果を記録している。

札幌市消防団機械器具管理要綱

（点検）

第 10 条 機械器具の点検は次に掲げるものについて行うものとする。

- （1）所属点検 本部等において行う日常点検及び毎月点検をいう。
- （2）特別点検 団長が特に必要があると認めるときに行う点検をいう。
- （3）外注点検 業者に委託して行う定期点検、架装部点検及び機械器具点検をいう。

2 前項第 1 号に規定する所属点検は次の各号により行い、毎月点検の結果について速やかに団長に報告しなければならない。

- （1）日常点検 消防車の運行前に機関員が別表 2 に掲げる消防車の各項目について行う点検をいう。

(2) 監査の結果（意見）

局と消防団の日常点検の各確認項目に差異があった。消防団は非常勤で組織され、扱う機器も局とは異なるため、局側でのみ確認する事項が多いことは想定されるが、消防団側のみの確認項目となっているものがあつた。これら点検内容の相違が原因となる事故などは把握されていないものの、局と消防団は一体となって活動する消防機関であり、その機器の点検は重要なプロセスであるため画一的な運用が望ましい。

点検箇所	点検内容	消防局	消防団
かじ取りハンドル	著しい遊び又はがたがないこと		○
	異常に振れたり、取られたり、又は重かったりしないこと。		○
ブレーキ	ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であり、かつ片ききがないこと。	○	○
	ブレーキの液量が適当であること。	○	○
	空気圧力の上がり具合が不良でないこと	○	
	ブレーキ・ペダルを踏みこんで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。	○	
	駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。(かつ、ブレーキのききが十分であること)	○	○
タイヤ	タイヤの空気圧が適当であること	○	○
	亀裂及び損傷がないこと	○	○
	異常な摩耗がないこと	○	○
	溝の深さが十分であること	○	○
	金属片、石その他の異物がないこと。		○
バッテリー	液量が適当であること	○	○
原動機	冷却水の量が適当であること	○	○
	ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつファン・ベルトに損傷がないこと。	○	○
	エンジン・オイルの量が適当であること。	○	○
	原動機のかかり具合が不良でなく、異音がないこと	○	
	低速及び加速の状況が適当であること	○	
灯火装置及	点検又は点滅具合が不良でなく、かつ汚れ及び	○	○

び方向指示器	損傷がないこと。		
ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	ウィンド・ウォッシャーの液量が適量であり、かつ、噴射状況が不良でないこと。	○	
エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。	○	
運行において異常が認められた箇所	当該箇所に異常がないこと。	○	
照明装置 (赤色警光灯、標示灯、及びその他の灯火を含む。)	レンズ、電球等の清掃、交換	○	○
	赤色警光灯のカーボン・ブラシ交換	○	○
	各スイッチの交換及び取付部品	○	○
電動サイレン・警鐘	取り付け部の締め付け。	○	○
	アース端子の締め付け。	○	○
	モーターの清掃	○	○
拡声装置	取り付け部の締め付け	○	○
	清掃	○	○
	変形又は損傷はないか	○	○
	拡声の具合はいいか。	○	○
無線装置	スイッチは円滑か。	○	
	音量調整器はよいか。	○	
	送信、送話及び受信、受話の機能はよいか。	○	
車検証・自賠責証明書・緊急自動車届出書	有効期限等の記載内容を確認しているか。	○	
乗車装置	ドア・ロックが正常であること	—	○
	座席ベルトに損傷がなく、かつ、確実に取り付けられていること	—	○

物品積載装置	物品を安全、かつ、確実に積載できること。	—	○
警音器及び窓ふき器	作用が不良でないこと	—	○
燃料装置	燃料が十分であること	—	○
後写鏡及び反射鏡	写影が不良でないこと	—	○
反射器及び自動車登録番号標又は車両番号標	汚れ及び損傷がないこと。	—	○

(出典：札幌市消防機械器具管理規程、札幌市消防団機械器具管理要綱を基に監査人が作成)

3.3.7 消防機械器具の定義

(1) 概要

市が使用する消防機械器具は札幌市消防機械器具管理規程第2条にて定義され、別表2（前掲載）にて種類別に区分されている。一方、消防団が使用する機械器具については、札幌市消防団機械器具管理要綱第2条第1項に記載され、別表1のように種類別に区分されている。

札幌市消防団機械器具管理要綱			
(定義)			
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。			
(1) 機械器具 別表1にかかげるもの及び消防団自動車（以下消防車という。）並びに軽可搬消防ポンプをいう。			
別表1			
消防団機械器具一覧表			
区分	名称	区分	名称
火災鎮圧用器具	吸管	救急・救助器具	油圧カッター
	吸管ストレーナー		エンジンカッター
	吸管ちりよけ籠		チェーンソー
	吸管まくら木		ストライカー

	吸管レンチ		可搬ウインチ	
	吸管ロープ		自動体外式除細動器	
	中継媒介金具		ジャッキ	
	消火栓スパナ		救助用ロープ	
	ホース		毛布	
	ホース背負器		折りたたみ担架	
	管槍		その他	ロープ（非常線用・牽引用）
	ノズル（噴霧・スムーズ）			携帯用拡声器
	分岐管			工具一式
	とび（中・長）			携行缶
活動用器具	投光器	組立水槽		
	発電機	充電器		
	三脚	消火器		
	ライト	装備品		防火帽
	コードリール			防火外とう
	リヤカー			防火ズボン
	スコップ		防火長靴	
	金てこ		防火手袋	
	バール		救命胴衣	
	のこぎり		防塵メガネ	
大ハンマー	情報伝達用器具		デジタル簡易無線機	
ボルトクリッパー			特定小電力トランシーバー	
			高利得アンテナ	
		高利得アンテナ用ポール		
		高利得アンテナ用三脚		
		ケーブル（同軸・変換）		
		収納ケース		

（２）監査の結果（意見）

局の消防隊員と消防団とは、消防隊員の指揮のもと組織的な消防活動が期待され、従前より訓練や情報共有が行われている。上記のとおり、局と消防団とで消防機械器具の定義、区分が異なることで、機械器具に関する連携や指揮命令に支障をきたす可能性がある。このため、原則として機械器具の定義や区分は統一し、画一的な

機械器具の運用を図る必要がある。

3.3.8 消防機械器具支給申請書の事後決裁

(1) 概要

各署では、機械器具の整備や部品支給を要する場合、各種整備申請書を総務部長へ提出し、その承認後に発注・整備等が行われる。

札幌市消防機械器具管理規程事務処理要綱 (整備申請書) 第 19 条 規程第 14 条第 1 項第 2 号に定める外注整備は、次の各号に定める様式により、所管する部長等から総務部長に申請しなければならない。 (1) 消防車の外注整備 消防車整備申請書 (様式 12) (2) 機械器具 (消防車を除く。)の外注整備 消防機械器具整備申請書 (様式 13) (3) 消防車の部品の支給 消防車部品支給申請書 (様式 14) (4) 機械器具 (消防車を除く。)の部品等の支給 消防機械器具支給申請書 (様式 15)

(2) 監査の結果 (指摘)

今回往査対象となった各署にて、上記各種整備申請書・支給申請書のレビューを実施した結果、一部事後決裁となっている申請書が発見された。これら承認手続は物品購入の合理性を事前に確認し、不要な支出を防止するためのものである。このため、承認前の物品の納品は通常想定されていない。業務の都合上やむを得ない事情がある場合は、その経緯等記録し、承認プロセスが適切に運用される必要がある。

No	申請書名	起案日	決裁日	備考
1	消防機械器具支給申請書	R02. 12. 25	R02. 12. 28	R02. 12. 25 受領済みの記載あり
2	消防機械器具支給申請書	R02. 7. 3	R02. 7. 8	R02. 7. 6 受領済みの記載あり

3.3.9 現物確認について

(1) 概要

局では、公有財産については札幌市消防局財産管理事務処理要綱第6条第2項において年に1度以上の実地調査が求められている。他方、その他の資産については資産の現物の確認は求められていない。

(2) 監査の結果（指摘）

備品については、取得時や異動時の決裁手続を通じて現物の確認がなされ、備品出納簿上に計上されるが、その後現物が逸失したとしても異動がある時まで発見されない。また、前述のとおり資産の所在の記載がないため、本当に現物がないのかどうかの網羅的な確認が困難な状況である。公有財産以外の資産であっても資産の保全・管理は重要である。

また、近年インターネットを通じて個人が容易に物品を売却できる環境が整備されており、資産管理の水準が低いと職員が不当に物品を売却できる機会を与えることとなる。これらを未然に防止するためにも、定期的な資産の現物確認は有用であり、適切な管理体制を構築する必要がある。

3.3.10 消防施設の耐震化の状況等について

(1) 概要

市は、市民や市を訪れる人の生命と財産を保護し、経済社会活動を安全に営むことができる災害に強いまちづくりに向けて、市の地域特性、自然災害に対する脆弱性を踏まえた施策を総合的・計画的に進めるために「札幌市強靱化計画（2019年度～2023年度）」を策定している。同計画は市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で示す地域防災力が強く災害に強いまちを実現するための計画であり、様々な分野別個別計画の指針となるものである。このなかで、消防本部、消防署の耐震化率は100%を達成している。

しかし、消防団の詰所の耐震性については記述されていない。昭和56年以降に竣工した詰所については、新耐震基準を満たしているものの、昭和56年より前に竣工した詰所については、耐震診断を行う法的義務がなく、建物規模が小規模であること、常駐していないこと、市民利用などが無いことなどの理由により耐震診断対象としていない。

局から入手した消防施設の耐震化の進捗状況等は以下のとおりである。

ア. 旧耐震基準以前

[S 45 年以前に建設された施設]

施設名	建築年	Is 値	備考
豊平消防署	S44	0.36	
		0.73	H19 改修済
計	1 施設		

イ. 旧耐震基準

[S 46 年から S 55 年までに建設された施設]

施設名	建築年	Is 値	備考
東消防署	S47	0.41	
		0.80	H16 補強済
北消防署	S55	0.44	
		0.82	H19 補強済
豊) 東月寒出張所	S46	0.34	
		1.24	H18 補強済
北) 新川出張所	S48	0.34	
		1.24	H18 補強済
南) 定山溪出張所	S47	0.88	R3 建替え
東) 札苗出張所	S49	0.87	
西) 西野出張所	S49	0.87	
北) 屯田出張所	S50	0.87	
南) 川沿出張所	S50	0.87	
手) 西宮の沢出張所	S51	1.61	
東) 栄出張所	S52	1.61	
厚) もみじ台出張所	S53	1.61	
南) 澄川出張所	S52	0.76	
豊) 西岡出張所	S53	0.76	
西) 平和出張所	S54	0.69	
中) 幌西出張所	S55	0.68	
白) 元町出張所	S55	0.69	
清) 北野出張所	S55	0.69	
計	18 施設		

ウ. 新耐震基準

[S 56 年以降に建設された施設]

※ 1 局 (中央署含む)、6 消防署、25 出張所、1 消防学校校舎
1 救急ワークステーション

計 34 施設

※ I s 値 (構造耐震指標) とは、建物の「強度と粘り強さ (E o)」、「形状の良し悪し (S D)」と「経年による劣化度合い (T)」により数値化するもの。

※ (各建物とも各階・各軸 (X、Y 方向) の数値のうち最低数値を示している) 診断結果では、市の指針において最低限必要とされる消防施設の判定指標 (I s 値) $0.6 \times 0.9 \times 1.25 = 0.675$ を目安としている。

(2) 監査の結果 (意見)

消防団の詰所は各団員が災害時等に参集する場所として「札幌市消防団大規模災害対応マニュアル」にて定められており、震度 5 強以上の地震が発生した場合や市全域に甚大な被害をもたらす災害の発生または発生するおそれがあるときは全団員参集場所への参集が求められている。

詰所は、団指揮本部が設置される重要拠点であり、詰所が有効に利用できない状況となれば、消防団の活動上支障をきたし、市の消防・防災水準を低下させる可能性がある。詰所は、耐震診断を行う法的義務がないとのことであるが、建物規模が小規模であること、常駐していないこと、市民利用などが無いことは耐震診断対象から除外する理由としては不十分であり、消防団の詰所についても耐震診断の対象とし、耐震対応を図る必要がある。

【各分団参集場所一覧】

団	分団	参集場所	分類
中央	桑園	器具庫 (桑園出張所: 北 4 条西 22 丁目)	出張所 (器具庫併設)
	宮の森	器具庫 (宮の森出張所: 宮の森 2 条 11 丁目)	出張所 (器具庫併設)
		盤溪器具庫 (盤溪 475 番地 92)	器具庫
	円山	器具庫 (桑園出張所: 北 4 条西 22 丁目)	出張所 (器具庫併設)
	中央	中央消防署 (南 4 条西 10 丁目)	本署
	東北	器具庫 (豊水出張所: 南 8 条西 2 丁目)	出張所 (器具庫併設)
	苗穂	器具庫 (北 1 条東 10 丁目)	器具庫

	西	分団長宅（南5条西9丁目）	他
	西創成	器具庫（南7条西8丁目）	器具庫
	東	器具庫（豊水出張所：南8条西2丁目）	出張所（器具庫併設）
	幌西	器具庫（幌西出張所：南11条西21丁目）	出張所（器具庫併設）
	曙	器具庫（南11条西9丁目）	器具庫
	豊水	器具庫（豊水出張所：南8条西2丁目）	出張所（器具庫併設）
	山鼻	器具庫（山鼻出張所：南23条西10丁目）	出張所（器具庫併設）
北	新川	上班詰所（新川出張所：新川1条3丁目）	出張所（詰所併設）
		下班器具庫（新光出張所：新琴似1条12丁目）	出張所（器具庫併設）
	新琴似	器具庫（新琴似出張所：新琴似8条4丁目）	出張所（器具庫併設）
	屯田	詰所（屯田7条6丁目）	詰所
	茨戸	詰所（東茨戸2条2丁目）	詰所
	篠路	詰所（篠路4条8丁目）	詰所
	拓北	一部詰所（拓北8条1丁目）	詰所
		二部詰所（篠路町拓北30番地）	詰所
	あいの里	一部詰所（あいの里4条6丁目）	詰所
		二部詰所（篠路町福移156番地）	詰所
	上篠路	一部詰所（篠路町上篠路429番地）	詰所
		二部詰所（百合が原11丁目）	詰所
		三部詰所（太平12条2丁目）	詰所
	北	器具庫（北消防署：北24条西8丁目）	本署（器具庫併設）
	幌北	器具庫（幌北出張所：北15条西5丁目）	出張所（器具庫併設）
鉄西	器具庫（幌北出張所：北15条西5丁目）	出張所（器具庫併設）	
東	栄	詰所（北45条東2丁目）	詰所
	丘珠	詰所（丘珠町646番地）	詰所
	中沼	詰所（中沼町73番地）	詰所
	北栄	器具庫（北栄出張所：北39条東1丁目）	出張所（器具庫併設）
	北光	器具庫（苗穂出張所：北8条東11丁目）	出張所（器具庫併設）
	元町	詰所（北20条東20丁目）	詰所
	鉄東	器具庫（苗穂出張所：北8条東11丁目）	出張所（器具庫併設）
	東苗穂	詰所（伏古8条3丁目）	詰所
	東雁来	詰所（東雁来13条4丁目）	詰所
	本苗穂	詰所（本町2条3丁目）	詰所

白石	菊水西	器具庫（菊水出張所：菊水上町1条3丁目）	出張所（器具庫併設）
	菊水	菊水出張所（菊水上町1条3丁目）	出張所
	菊水東	器具庫（元町出張所：菊水元町8条2丁目）	出張所（器具庫併設）
	東米里	詰所（東米里2189番地）	詰所
	白石	器具庫（白石消防署：南郷通6丁目北）	本署（器具庫併設）
	北白石	器具庫（北郷出張所：北郷3条5丁目）	出張所（器具庫併設）
	東白石	器具庫（東白石出張所：本通18丁目北）	出張所（器具庫併設）
厚別	中央	詰所（厚別中央4条3丁目）	詰所
	西	器具庫（厚別西出張所：厚別西3条5丁目）	出張所（器具庫併設）
	東	器具庫（もみじ台出張所：もみじ台北7丁目）	出張所（器具庫併設）
	南	詰所（上野幌1条2丁目）	詰所
豊平	豊平	器具庫（美園出張所：豊平1条12丁目）	出張所（器具庫併設）
	平岸	器具庫（平岸出張所：平岸1条11丁目）	出張所（器具庫併設）
	美園	器具庫（美園出張所：豊平1条12丁目）	出張所（器具庫併設）
	月寒	器具庫（豊平消防署：月寒東1条8丁目）	本署（器具庫併設）
	東月寒	器具庫（東月寒出張所：羊ヶ丘1番地）	出張所（器具庫併設）
	西岡	器具庫（西岡出張所：西岡4条6丁目）	出張所（器具庫併設）
清田	北野	北野出張所（北野7条5丁目）	出張所（器具庫併設）
	平岡	清田消防署（平岡1条1丁目）	本署
	清田	器具庫（清田消防署：平岡1条1丁目）	本署（器具庫併設）
	里塚	器具庫（里塚出張所：里塚1条4丁目）	出張所（器具庫併設）
南	定山溪	器具庫（定山溪出張所：定山溪温泉西2）	出張所（器具庫併設）
	藻岩	川沿出張所（川沿2条3丁目）	出張所
	澄川	器具庫（澄川出張所：澄川4条6丁目）	出張所
	真駒内	南消防署（真駒内幸町1丁目）	本署
	簾舞	詰所（南区簾舞3条6丁目）	詰所
	藤野	器具庫（藤野出張所：藤野2条3丁目）	出張所（器具庫併設）
	石山	石山出張所（石山2条4丁目）	出張所
	滝野	詰所（滝野102-5）	詰所
西	西町	詰所（西町南18丁目3-7）	詰所
	発寒	器具庫（西消防署：発寒10条4丁目）	本署（器具庫併設）
	西野	詰所（西野6条2丁目8）	詰所
	八軒	詰所（八軒7条東1丁目）	詰所

	琴 似	詰所（二十四軒4条4丁目9）	詰所
手稲	中 央	西宮の沢出張所（西宮の沢4条1丁目）	出張所
	東	前田出張所（前田6条5丁目）	出張所
	西	稲穂出張所（稲穂3条6丁目）	出張所
	北	曙出張所（前田6条16丁目）	出張所

（出典：札幌市消防団大規模災害対応マニュアル）

3.4 消防事業の契約事務に係る監査の結果及び意見

3.4.1 消防事業に関する契約概要

（1）概要

市の消防事業の契約事務は、庁舎等の建築や車両の購入や整備から、小額の細かな物品備品の購入に至るまで多岐にわたるところ、いずれも局において事務手続が行われている。

一般に、自治体が締結する契約をいかなる方法により行うかについては、一般競争入札を原則とし、政令で定める一定の場合に指名競争入札、随意契約、せり売りの方法が認められている（地自法第234条）。このことは、下記「入札・契約制度について」（総務省）（https://www.soumu.go.jp/main_content/000025877.pdf）にも説明されている。

地方公共団体における調達には、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければなりません。

そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされています。

一方、この原則を貫くと調達の準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあります。

このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取り扱いとして認められています。

さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要があります。

また、地方自治法施行令では、入札に参加する者の資格要件について、事業所所在地を要件（いわゆる地域要件）として定めることを認め・・・さらに、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律において、地方公共団体は、国の施策

に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならないとされています。

各地方公共団体においては、これらの規定を適切に活用していくことが求められています。

市においては、適正な契約の締結と履行の確保を図ることを目的とした札幌市契約規則その他法令において契約条件及び手続等を定めており、それに従った正しい事務手続がされなければならない。

(2) 監査手続

調査対象とした契約は、局における令和2年度に締結した契約及び契約期間中の契約のうち、消防事業全般に亘る契約について、契約金額の多寡に関わることなくサンプルを抽出したものである。

こうして抽出した契約に関し、主に局に管理保管されている簿冊を中心に査閲し、契約金額の相当性、入札方法や随意契約の法適合性、契約事務の適法性並びに効率的な契約事務の執行方法の模索といった観点から、監査を実施した。

(3) 監査の結果概要

横断的に抽出した契約事案において、局においては、細かな消耗品の調達から、高額な契約等に至るまで、その契約事務は大変丁寧に履行されていると見受けられた。

もっとも、監査の中で、物品調達に関する適正性の確保の観点、役務等に関する入札のための仕様書の誤り、見積合せにおける対象業者選定の問題、入札方法の再検討、見積合せ参加者確保の問題、並びに、契約後の問題や契約の履行確保に関する問題が認められたため、これらについて以下のとおり監査の結果を述べることにする。

3.4.2 物品調達について

(1) 調達方法について

物品購入の予定価格が、160万円を超える場合には一般競争入札によるものとし、160万円以下の場合には公開見積合せにより行うことができるものとする（札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第46条、同第40条（1））が、その範囲内において、物品の購入等に係る契約の性質又は目的が公開見積合せに適しないとき、参加資格

者の数が公開見積合せに付する必要がないと認められる程度に少数であるとき、直接購入等のときにおいては、指名見積合せ(同要領 47 条、地自法第 234 条、札幌市契約規則第 19 条乃至第 21 条)によることが認められている。

さらに、その予定価格が小額(10 万円未満)のときは、特定の者と随意契約を締結することが認められている(同要領第 48 条、札幌市契約規則第 21 条)

(2) 10 万円未満の物品購入に関する分割発注について

ア. 物品購入等に関する一般的な事務処理

市は、物品の購入等の契約事務に関し、「契約事務ハンドブック 1 (物品等・管理編)」を制定しており、その事務の方法として、

- ・ 物品管理者が直接又は部庶務担当課長等へ契約事務を請求する直接購入等の方法
- ・ 契約管理課長に契約事務を請求する方法

の 2 つに大別し規定している。

そして、その事務処理における留意事項として、「直接購入については、分割発注を行うことがないように計画的な物品調達に留意し、厳正な事務手続に心がけてください。契約管理課への物品請求を回避する目的で発注を分割することは、規程に反した事務処理となるので、絶対に行ってはいけません。」(契約事務ハンドブック 1 第 2 章)と規定している。これは、契約事務処理の適正の確保と、事務処理を潜脱するような不正防止を目的としているものであり、市の契約事務処理一般に通じる考え方である。

イ. 消防事業における 10 万円未満の物品購入の事務処理について

各署において物品購入の必要が生じた場合、各署が個々に購入するのではなく、すべて各署課長から局宛てに「物品購入等依頼書」を提出し、局において定期・不定期にこれを取りまとめ、決裁の上購入し、購入物品が納入されている。

局のこの発注にあたっては、少額とはいえ、見積書を取寄せするなど市場価格を調査のうえで適正な金額で物品購入等を行うことに留意が必要であり、各署が局へ提出する「物品購入等依頼書」の作成にあたっては、その物品の種類や価格次第では予算執行の関係があることから、購入予定先の業者に事前に物の所在や見積書の取り寄せを行い、その購入予定価格を記載している。

ウ. 分割発注が窺われる「物品購入等依頼書」の作成(指摘)

物品購入の事務処理を行う局としては、各署から正しく「物品購入等依頼書」がされているという前提で購入判断を行うところ、意図的な分割申請（特に 10 万円を超えないように細分化された申請）がされた際にその適正を担保できるかにはやはり限界がある。そのため、各署が自主的に申請の適正を確保しなければならない。

しかしながら、南消防署において、分割発注の結果をもたらすような複数の「物品購入等依頼書」の存在が認められた。

具体的には、署は、複数本の物品の購入の必要を認識していたにも関わらず、購入予定業者宛の見積書の取得のための F A X 文書において、在庫が「もしあれば 10 万円を超えないよう、2 本・2 本・1 本と間隔をあけて注文しますので」と連絡事項に記載していた。

このような記載は、1 回あたりの注文金額が 10 万円を超えるか否かによる事務処理の違いについて理解があることを前提に、1 回あたり 10 万円を超える 3 本以上の発注を回避する意図をもってしたものであることは明らかである。

このような事務手続は、局における適正な契約事務処理を妨げるものであって、「物品購入等依頼書」の作成及び提出につき改善するべきである。

3.4.3 役務等に関する契約事務について

(1) 仕様書の誤記載（意見）

平成 30 年に行った 3 年契約の局庁舎電気空調衛生設備等保守管理業務の調達に関し、一般競争入札を実施しているところ、その入札事務にあたり作成用意された「局庁舎電気空調衛生設備等保守管理業務仕様書」において、「委託者」とすべきところ「受託者」と記載した当事者を間違える明白な誤記が 2 箇所認められた。

今後の書類作成においては留意されるべきであり、他の件においても同様の誤記がないか確認の上、今後の契約事務手続を適正に行うべきである。

(2) 指名見積合せにおける対象業者選定の問題（指摘）

ア. 概要

物品購入等の調達の場合と異なり、役務契約の場合は、その予定価格が 100 万円以下の場合（札幌市契約規則第 19 条第 6 号、要領第 90 条、第 91 条）には、指名見積合せの方法によることが認められている。

この指名見積合せの参加者の選考については、指名競争入札に準じ次の基準を考慮して行うものとされる（要領第 90 条第 2 項（2）、第 89 条）。

要領第 89 条

- (1) 役務の提供について官公署の許可等を要する役務契約に係る場合には、当該許可等を受けている者であること。
- (2) 継続的な役務で特に履行の確保のため履行の実績を附帯条件とすべき必要があると認められる役務契約に係る場合には、当該履行の実績を有する者であること。
- (3) 特殊な技術、設備等を要する役務契約に係る場合には、当該技術、設備等を有する者であること。
- (4) その履行に相当の人員、資材等を要する役務契約に係る場合には、その人員、資材等を保有している者又は容易に保有できる者であること。
- (5) その他契約の性質又は目的により特に必要と認められる要件を満たす者であること。

イ. 業務委託契約等（びん缶ペットボトル）

市は、令和 2 年 4 月 1 日から 1 年間の局庁舎等びん缶ペットボトル収集運搬業務の委託契約の締結にあたり、随意契約（見積合せ）の方法で契約をしている。

その際、被指名業者選考基準については、「札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく北海道知事登録「廃棄物再生事業者」で、びん・缶・ペットボトルの回収が可能な者が下記の 2 者のみであるため、全者を指名選考する」とし、2 者に対し指名通知書を送付している。

これは、上記要領第 89 条（1）（2）（4）等を考慮したものと認められる。

しかし、実際には、市ホームページ上にも掲載がされているとおり、当該選考基準に該当するのは 2 者ではなく 4 者であった。

競争性の確保は、競争参加者の数が多くなればなるほど高まるものであり、当該競争によれば、より安価かつ適正価格で契約を締結できた可能があったとも思われる。

この点、市の説明によれば、契約事務の過程において他に 2 者が該当することについて確認が不十分であったため 2 者で手続を進めることになってしまったとのことであり、今後、そのようなことが起きないように、指名見積合せあるいは指名競争入札の際においても、選考対象者に漏れがないかどうか確認できるような体制作りがされるべきである。

なお、市は、本監査の前にすでに事実関係を確認し、令和 3 年度に関する入札において是一般競争入札で実施しているとの回答を得ているが、毎年、対象者の選定

には留意すべきである。

3.4.4 入札方法の再検討、見積合せ参加者確保の問題について

(1) 空気ポンベの充填配送業務委託契約（意見）

令和2年度あるいは過年度においても、空気ポンベの充填配送業務に関しては、市内の豊平川を境に東西にエリアを区分し、（その1）（その2）と調達手続を分け入札手続を行ってきている。

市の説明によれば、その区分けは長く行われてきており、カバーする面積や使用ポンベ数が同程度となること、また、一方で何か事故が起きたときにおいても、他方の業者に応援を求められることでリスク分散につながるという点を考慮しているとの説明がなされた。

しかし、実際の入札状況及び落札結果を見ると、（その1）（その2）のそれぞれに同じ4社が入札に参加しているが、一方で落札した業者は他方では辞退するという他者に配慮したかのような応札状況が認められた。

この辞退が、落札者単独では市内全域の業務対応ができないということが理由にあるなら別であるが、契約可能な業者が限られている場合における入札方法の策定にあたっては、エリアで区分し細分化するのではなく、市内全域を対象とした一括入札を検討することも必要である。その場合には、（その1）と（その2）の落札額のうち安価の方で契約できるために、より合理的な価格で調達できた可能性もある。

なお、市からは、一括入札による費用支出額抑制の可能性や談合などの疑念排除のため、今後の入札については、入札参加者が市全域に対応することの可否、対応可能な場合の費用（入札金額）増減の有無などを総合的に勘案し、契約方法を検討したいとの説明がされている。

(2) 入札の参加促進、入札方法の再考について（意見）

市の消防事業において有する給油施設に関し、その給油の必要が生じる都度に、随意契約（公開見積合せ）の方法により、契約業者を決定している。その契約事務については、法令や事務取扱要領に基づきなされており相当である。

もっとも、実際の複数の公開見積合せの結果を見ると、見積合せの業者が1社しかいない場合から3社の競争となる場合まであり、それぞれ価格差もあり変動している。同一業者でも、原油価格の変動に伴い、契約時期によって価格が異なることは当然起こりうることではあるが、昨今のガソリン価格が高騰している中では、競争性の確保のためにも複数の参加となるよう、入札の参加促進、入札方法の再考等

の更なる工夫がされるべきである。

3.4.5 契約後の費用負担の問題や契約の履行確保に関する問題

(1) 朝日航洋石狩ヘリポートについて

ア. 賃貸借契約

市は、朝日航洋株式会社との間に、平成20年5月30日、石狩市新港東2丁目1番2所在のヘリポート施設及び格納庫を、平成20年9月1日から令和3年9月30日までを契約期間とする賃貸借契約（以下「原賃貸借契約」という。）を締結している。

その後、原賃貸借契約に関し、順に以下のとおり確認や改定がされている。

- ・平成20年5月30日
賃借物件の購入を協議する旨の「覚書」の取り交わし
- ・平成22年3月25日
共益費の内容等について確認した「賃貸借契約内容の確認について」（以下「平成22年確認書」という。）
- ・平成26年4月1日
賃貸料及び賃貸料以外の費用に関する改定賃貸借契約を締結（以下「平成26年改定賃貸借契約書」という。）
- ・平成30年3月15日
賃貸料の増額に関する改定賃貸借契約を締結（以下「平成30年改定賃貸借契約書」という。）
- ・令和元年9月30日
消費税率の変更に伴う賃貸料の改定に関する改定賃貸借契約を締結（以下「令和元年改定賃貸借契約書」という。）
- ・令和3年8月31日
現賃貸借契約の期間満了に伴う新契約の締結（以下「令和3年賃貸借契約」という。）令和3年賃貸借契約の締結は、平成20年5月30日付け覚書にも記載のある賃借物件の買取について、賃貸人に売却の意向がないため、新たに期間5年の契約を締結したものである。

イ. 「自治会費」の支払いについて（指摘）

監査対象年度の令和2年5月1日付け検査報告書によると、市は、賃借物件所在地における自治会費を支払いしている。

しかしながら、自治会費を賃借人である市が負担することについては、原賃貸借契約、平成26年改定賃貸借契約書、平成30年改定賃貸借契約書、令和元年改定賃貸借契約書のいずれの契約書にも記載がされておらず、かろうじて、平成22年確認書の第2項（1）③において、賃借人が負担する共益費として「札幌臨港工業団地自治会会費」が確認されているのみである。

まず平成22年確認書は、上記各契約書が市を当事者として締結されているのと異なり、「札幌市消防局総務部長」において取り交わされたものであるほか、その後、市を当事者として、賃貸料及び賃貸料以外の費用に関する平成26年改定賃貸借契約書を取り交わしているにも関わらず、その第6条（賃貸料以外の費用）として、平成22年確認書記載の自治会費負担を含むその余の共益費負担について確認した内容を賃貸借契約書の内容に反映させていない。

さらに、見方によれば、平成26年改定賃貸借契約書に「自治会費」負担について明記されなかったことは、平成22年確認書記載内容を再度平成26年賃貸借契約書において改定したものと見ることさえできなくはない。

そのため、いずれにしても、その後自治会費の支払いを継続していることは、契約外費用の負担をしているものと言わざるを得ず、監査対象期間において発覚している令和2年5月の自治会費負担は法的根拠を欠くものと言わざるを得ない。

ウ. 草刈り代・航空機燃料貯蔵給油設備に係る保守点検及び修理費用の支払いについて（指摘）

「草刈り代」については、監査対象年度の令和2年9月1日付け検査報告書によると、市は、賃借物件に関する共益費として支払いをしており、かつ、その支払いにあたっては、その費用の5%相当額を諸経費名目にて賃貸人に支払いをしている。

この点、市からは、賃貸料以外の費用負担に関する「その他乙の責めに帰する造作、修繕の費用等」（平成26年改定賃貸借契約書第6条第1項（11））によるとか、平成22年確認書に記載の「その他これらにより難い事案が発生した場合は、双方で協議するものとする」（同第2項（3））の協議により定めた旨の回答がされた。

しかしいずれも上記支払いを正当化するに足りるものではなく、諸経費を含む草刈り代の支払いは、契約外かつ法的根拠を欠くものと言わざるを得ない。

まず、平成22年確認書に記載の「その他これらにより難い事案が発生した場合は、双方で協議するものとする」（同第2項（3））の協議により定めたと説明され

るが、前記「自治会費」に関しても触れたとおり、平成 22 年確認書は、上記各契約書が市を当事者として締結されているのと異なり、「札幌市消防局総務部長」において取り交わされたものにすぎない。

また、「草刈り代」の負担の可否が「その他これらにより難い事案が発生した」場合に該当するとはいえず、さらに、正式な協議の結果として「草刈り代」の費用負担の合意を形成したのであれば、その点について正式な文書の取り交わしをすることが適正な契約事務であるが、その文書は存在しない。さらには、その後に締結された改定賃貸借契約書にも明記がされていない。

この点、平成 26 年改定賃貸借契約書第 6 条第 1 項 (11) に根拠を求める説明もされたが、「その他乙の責めに帰する造作、修繕の費用等」に「草刈り代」が該当するとは、いかに解釈しようとも認められる余地はない。

なお、市は、令和 3 年賃貸借契約において初めて草刈り代を明記しているところ（同第 5 条 (8)）、それまでの費用支払は、法的根拠を欠く支払いであったと言わざるを得ない。

それゆえ、当該支払いにあたって、賃貸人に諸経費 5%相当を支払うことについても法的根拠を欠くものであり、この点に関する賃貸人との間の合意を文書をもって取り付けるべきである。

以上の点は、航空機燃料貯蔵給油設備に係る保守点検及び修理費用の賃貸人への支払いにあたり、その費用の 5%相当額を諸経費名目で支払いしていることについても同様であり、その支出根拠は認められない。この点、市は、賃貸借契約書第 18 条（規定外事項）に基づき賃貸人、賃借人双方が協議の上で支出していると説明するが、あくまで同条は協議することを定めたものにすぎず支払根拠とはなりえない。契約外の合意事項については、口頭ではなく、やはり別途文書の取り交わしを要すべきである。

エ. 直接契約をしない理由となる資料の保管について（意見）

上記ウに述べた「草刈り代」に関しては、賃貸人からの請求に基づき、賃貸人が委託した業者の業務費及び当該業務費の 5%相当額の諸経費を支払う内容となっている。

この点、その合規性をさておくとしても、市の説明によれば、当該価格の妥当性について別の業者の見積額を調査することは行っており、その調査結果によると、諸経費 5%を負担してでも賃貸人を介して「柗石狩環境メンテナンスセンター」に委託する方がかなり安価であったため、経済合理性に鑑み賃貸人を介した処理とする判断をしたとのことであった。しかし、その調査結果についての資料は残してい

なかった。

諸経費負担の合理的根拠を示すためにも、直接契約の方法によった場合における見積書を取り寄せ、それを記録化しておくことが望ましいと考える。

3.4.6 出張所の清掃業務委託について（指摘）

各出張所の清掃業務に関する契約は、対象エリアごとに複数に分けられているところ、その一部の清掃業務委託契約において、出張所1箇所の清掃業務を契約期間満了までに履行することができず、その不履行となった部分につき契約内容から除外する契約額の変更の手続を行っていることが認められた。

契約当事者双方が、締結した契約の内容に沿いそれぞれの義務を履行し、また、その義務の履行を確保することは、自治体を主体とした契約かを問わず契約一般に通じて求められる基本的事項である。

この点、上記契約額の変更（減額）が生じた理由に関する局の説明は、清掃業務は、半年の間に2回各出張所において行うものであり、基本的に3ヶ月ごとにスケジュールを組みながら、業者の都合と出張所側の都合を調整しているところ、上記契約においては、契約業者が月毎に作成している予定表に関する局側の確認作業が遅延し、それにより履行期間の満了が近づく中で、清掃業務の未了となっている出張所の把握が遅れ、契約業者と清掃未了の出張所における履行日の調整を協議するも、出張所側の業務の都合等によって、日程を確保できなかったという事情が重なり、契約内容に沿った清掃業務を行うことできなかったためであるとのことである。

つまり、この説明によれば、契約業者側ではなく市側の都合によって、契約業者の義務履行を受けられない状態を生じさせてしまったということの意味し、そのため、履行できなかった分についての契約額の減額変更を行うほかなかったということである。

契約後の履行の確保は、契約業者のみならず局側においても留意すべきことであり、契約業者の履行の拒絶をもたらすことは本末転倒であると言わざるを得ず、契約事務に対する信用問題を生じかねない問題である。

この点を厳格に受け止めず、3時間から半日程度の清掃業務の作業時間をも調整できないなどは、それ自体疑問であるほか、あまりに契約業者の利益を反故にしたものと言わざるを得ない。

この点、市からは、令和3年度の契約については、予定表の確認に関し、契約業者から契約当初に概ね全期間の計画表を提出させて確認作業をするなど、履行の確保を徹底したいとの説明がされているが、同様のことが起きた場合においても、契約の履行確保のための対処方法についても確認しておくべきである。

3.4.7 契約期間開始後の受託者提出書類の決裁処理について（意見）

一部の業務委託契約につき、入札による受託者決定後、契約期間開始前の指定された期日までに、受託者に対し書類提出を求める事例において、受託者より期日前に書類が提出されているが、局内における決裁権者による決裁処理が契約期間開始後となっていることが認められた。

このような事務手続は、万が一提出書類に不備があり、それが契約上問題を生じさせるような場合においては、すでに契約期間が開始してしまった後になる以上、後戻りができなくなる可能性は否定できない。

さらに、契約を破棄するにしても種々の事務手続負担が生じることは明らかである。それゆえ時間的余裕をもって、受託者からの提出書類の確認、決裁ができるような運用を励行されるべきである。

3.4.8 定期監査による指摘後の処理について（意見）

局庁舎電気空調設備等保守管理業務の調達において、その仕様書上、同業務を行う業務従事者は、受託者と直接雇用関係になければならないとされていたところ、受託者の提出書類によると直接雇用関係の確認を得られないものであったことから、過去の市の定期監査において、改善についての指摘を受けていた。

これに対するその後の局の措置は、速やかに労働契約の改善依頼を行い、受託者から「現業社員雇用契約書（兼労働条件通知書）」の提出を受け、同契約書の確認をもって、直接雇用関係を確認したとされている。

しかし、実際に提出されたのは一般的な雇用契約書の類であり、この程度の文書は労使間において容易に作成できるものであり、一度、仕様書に沿わない対応をとられているという現実からは、より慎重に、直接雇用関係の裏付けとなるような健康保険証の開示を求めるべきであった。

かかる健康保険証の提出要請は、仕様書「9 提出書類（3）」及び、市の役務契約約款第16条第2項に基づけば、「社会保険加入状況」の確認書類の提出を求めることができるため可能な対応である。

この点、局は、上記意見に対し、未だに、雇用契約書以上に慎重な対応をとる必要があるのかについて疑問であるという姿勢を崩さないが、公正かつ平等な入札制度を確保する要請を後退させては入札制度に対する信頼を損ないかねない。

なお、上記意見を踏まえた局において、監査期間中、受託業者に対し、任意に書類上不備のあった業務従事者の健康保険証の提出を依頼したところ、速やかに任意の提出を受け、直接雇用関係にあったことの確認が取れている。

結果として問題ないことが明らかとなったが、入札制度の公正確保、信頼確保のた

めには、できる限りの対応をする必要があるものとする。

3.5 市消防局総務部に係る監査の結果及び意見

3.5.1 アスベストの管理について

(1) 概要

アスベストについては環境省から毎年調査表の更新が求められている。その要請に応じるため、施設管理課施設係において調査表の更新を行い市環境局環境都市推進部環境対策課に提出している。

市有施設においては「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」（以下「対策要領」という。）に基づき、石綿含有建材の維持管理や改修等の措置を行っている。吹付け石綿等が使用されている市有施設については、点検の結果等の状況をアスベスト管理台帳システムに記載更新している。

(2) 監査手続

- ア. アスベストについての調査表を入手して内容検討した。
- イ. 消防施設の改修計画の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- ウ. 消防庁舎建設・改修計画を入手して調査表との対応関係を検討した。
- エ. 施設管理課施設係に質問を実施した。

(3) 監査の結果(意見)

調査表では、建築物における建材の使用部位ごとに「みなし施設¹⁴」、「アスベスト非含有・点検対象外施設¹⁵」に分類し、定性分析¹⁶や改修の予定、検討状況を記載している。このうち、「アスベスト非含有・点検対象外施設」については問題ない。一方、「みなし施設」については過去に囲い込み¹⁷改修等がなされており、定性分析は行わないことになっているが、ほとんどの物件は「みなし施設」で定性分析がなさ

¹⁴ 図面等による調査ではアスベストの含有の有無が確認できないため、定性分析により含有の有無が確定するまでは、含有しているものとして扱う施設

¹⁵ アスベストが含有されていないことが確認された施設

¹⁶ アスベストの含有の有無を調べる分析

¹⁷ アスベストを含有した建材を使用した部位を、含有しない建材で覆い密閉することで、粉塵が室内等に飛散することを防ぐ方法

れていない。

直近で実施予定の改修において、アスベスト除去費用については総額 87,699 千円と相応の金額が見積もられている。当該物件は囲い込みにより対策がとられていたため、通常の使用においてはアスベストが飛散する恐れはなく、直ちに除去する必要はなかったが、庁舎の改修、改築、解体に当たり、囲い込みをした箇所にも工事が及ぶため、飛散を防ぐための除去作業が必要となった。

市では改修等の工事を行う場合、工事開始の前年度までに設計を行っており、この設計を行うにあたり、アスベスト除去が必要か否かを判定するために定性分析を行っている。アスベスト除去の有無によって、工事費予算が変わってくることになるが、あくまで庁舎の定性分析は改修等が具体化する設計段階でおこなうこととしている。また、除去費用の見積もりについても、改修等が具体化する段階で行うことが精度も高く効率的なため通常は設計段階で行われる。このため、現時点では、改修時期にない各物件についてはアスベスト除去費用がどの程度かかるのか、積算していない状況になっている。上述のとおり、アスベスト除去作業には相応の費用がかかるため、長期的な予算立案の観点から、現時点においても全体でどの程度の金額がかかるのか概算額の見積りをするべきである。

3.5.2 出納管理について

(1) 概要

ア. 局総務課親睦会の会費については会則に基づき、総務課の慶弔費等のために課内職員から会費を徴収・使用し出納帳にて管理している。

イ. 局総務部扱いのつり銭 20,000 円がある。当該つり銭については平成 19 年 7 月より歳計現金の取扱で、各消防署にも 20,000 円、局全体で 220,000 円の現金が交付されており、市の統一的な基準による財務書類である貸借対照表現金預金に計上されているものである。このつり銭については、金銭出納帳等帳簿を記帳していない。

(2) 監査手続

ア. 金庫の現金と預金について実査を実施した。

イ. 実査結果と金銭出納帳・出納簿の照合を実施した。

ウ. 出納管理業務の概要を把握すると共に、関連法令、条例、規則を閲覧した。

(3) 監査の結果

ア. 消防局総務課親睦会の預金の管理について（意見）

親睦会の預金は個人的な金銭と言わざるを得ず、本来は公金の保管場所である局金庫で管理すべきものではないが、実務上止むを得ず局金庫で管理しているということを理解すべきである。

また、職員による親睦会の会計事務については、口座による管理、通帳・届出印等の複数担当者による保管、複数人による定期的確認等の取扱いを徹底するべきである。

イ. 消防局総務部扱いのつり銭金銭出納帳帳簿記帳について（指摘）

局総務部扱いのつり銭については金銭出納帳等帳簿を記帳していない。定期的に20,000円残高の有高確認書類を作成し保管管理すべきである。

札幌市会計規則

（私金と混同禁止）

第151条 出納機関、現金出納員等又は資金前渡職員が保管する現金は、私金と混同してはならない。

札幌市会計規則運用方針

第150条関係

- 1 現金出納員等は、収納した現金をつり銭に転用することなく、つり銭を必要とするときは必ず出納機関に請求し、つり銭用現金を保管してこれに充てることとする。
- 2 つり銭用現金は、年度経過後においてもこれを出納機関に返還することなく、引き続き保管できるものとする。

平成19年7月9日札消総第397号

「消防手数料取扱いに伴うつり銭の交付について」において、「3 その他(1)つり銭の保管については出納簿等の規定の確認様式はありませんが、定期的に所属長による保管状態の確認を行い、安全確実な保管を行ってください。」と記載されており、定期的有高の確認を求めている。

3.5.3 消防署別超過勤務時間の分析結果について

(1) 概要

救急隊に属する職員は時間外勤務の時間数が高い傾向がある。消防署・出張所は24時間勤務で休日勤務もあることから残業が多くなっている。

(2) 監査手続

消防署別警防課の時間外勤務の時間数について、局より時間外勤務の時間数に関するデータを入手し分析した。

(3) 消防署別超過勤務時間の分析

局より消防署ごとの時間外勤務の時間数に関するデータを入手したが、令和元年度については、6月から3月まで、令和2年度については、4月から3月までのデータを入手している。

ア. 令和元年度

	総時間数	総職員数	一人当たり時間数
中央	15,358	172	89.3
北	13,592	210	64.4
東	11,829	163	72.6
白石	8,332	136	61.3
厚別	4,850	97	50.0
豊平	9,102	135	67.4
清田	5,167	84	61.5
南	5,890	160	37.0
西	7,951	122	65.2
手稲	5,018	108	46.5
合計	87,091	1,387	62.8

イ. 令和2年度

	総時間数	総職員数	一人当たり時間数
中央	15,563	172	90.5

北	15,045	210	71.6
東	14,016	165	84.9
白石	9,256	138	67.1
厚別	5,383	98	54.9
豊平	10,611	137	77.5
清田	5,664	85	66.6
南	6,052	161	37.6
西	8,380	122	68.7
手稲	5,511	109	50.6
合計	95,481	1,397	68.3

(4) 監査の結果(意見)

令和2年度の時間外勤務の時間数について、一人当たり時間数が最も多い中央署90.5時間と、最も少ない南署37.6時間とでは2.4倍以上の差が生じている(令和元年度も同様)。

中央区は建物及び人口が集中しているため、火災による消防車や救急車の出動が多く、南区の火災による消防車や救急車の出動回数よりも多いことは理解できる。一方、中央署と南署の総職員数にそれほどの違いはない。南署の管轄する面積は中央署に比べて大きく全体をカバーできるだけの人員が必要なことも理解できる。

以上のような課題や困難さはあるが、救急活動を持続可能なかたちで維持するには、各署における救急隊の時間外勤務の時間数の偏りをなくすことも一つの方法と考えられる。局・消防署間での業務書類・情報の共有、時間帯に応じた消防署間での救急隊の移動等の対応をとりながら、救急隊の業務負担が平準化できるような体制を構築できないか検討することが望ましい。

救急隊の時間外勤務の長さを解決するためには、救急車の適正利用の促進、救急隊の増隊なども考えられる。

救急車の適正利用の促進は、局からの継続的な情報発信など時間をかけた啓発が必要である。また、救急隊の増隊は救急車の増車と職員の配置が必要になる。

現行の人員配置のもとで救急隊の時間外勤務の偏りを解消する方法としては、ジョブローテーションも考えられる。

市では、救急救命士の資格を持った隊員が多数おり、水槽隊職員が予備の救急車で出場できる体制を取っている。救急活動、警防・救助活動ともに求められる業務が多様化し、内容も高度化・専門化しているとのことであるが、ジョブローテーシ

ョン¹⁸により一時的に救急活動に従事できる警防・救助の職員が増えれば、救急隊間における時間外勤務の偏りの解消に貢献することが期待される。

3.6 市消防局警防部に係る監査の結果及び意見

3.6.1 高齢者及び障がい者の火災・救急等への対応について

(1) 概要

ア. 市における 119 番通報の種類

市では以下の方法による 119 番通報がある。

- ・ 119 番による音声通報
- ・ メール 119¹⁹（従来型携帯いわゆるフィーチャーフォンに対応）
- ・ N E T 119（スマートフォンの G P S 機能を使用）
- ・ F A X 119²⁰（手書き、パソコン等の F A X 送信）

上記のうち、聴覚・言語機能の障がい者には、自身の状態や現在地に応じてメール 119、N E T 119 及び F A X 119 のいずれかにより通報するよう案内している。

イ. 火災出動・救急出動における高齢者の割合

(ア) 全国

◆火災による年齢別・性別死者発生状況（令和元年中）（単位：人）

年齢区分等	男性		女性		性別不明	合計
		うち放火・ 自殺者等		うち放火・ 自殺者等		
0-10	0	0	6	0	0	6
11-20	3	0	3	0	0	6
21-30	33	13	23	3	0	53
31-40	52	22	20	7	0	72

¹⁸ 様々な職務経験を積ませるための一定期間の配置転換

¹⁹ 携帯電話機等の E メールにより救急車や消防車の出動要請ができるシステムで、市内または近郊に居住し、市内に通勤・通学している聴覚、言語機能障がい者が事前に登録することで使用できる。

²⁰ 電話での通報が困難な場合に、F A X により救急車や消防車の出動を要請できるシステム

41-50	67	19	48	20	0	115
51-60	103	36	49	15	0	162
61-70	197	33	83	16	0	280
71-80	236	45	142	25	0	378
81-	199	15	202	12	0	401
不明	4	2	2	1	4	10
65歳以上	561	73	405	43	0	966
65歳以上の割合	62.0%	39.4%	70.0%	43.4%	0.0%	65.0%
合計	904	185	578	99	4	1,486

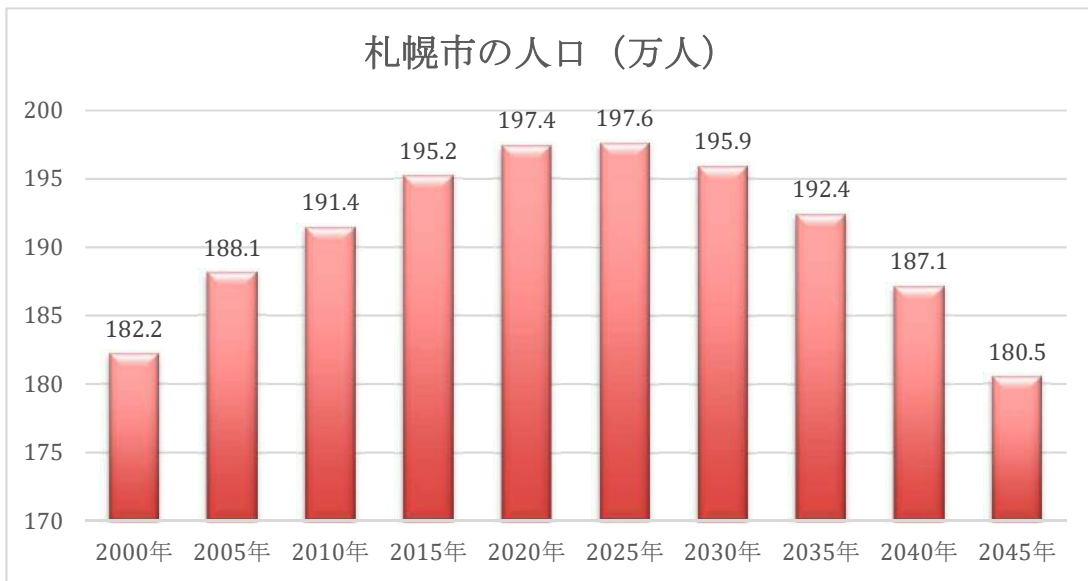
(令和2年度消防白書より集計)

◆救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況 (令和元年) (単位：人)

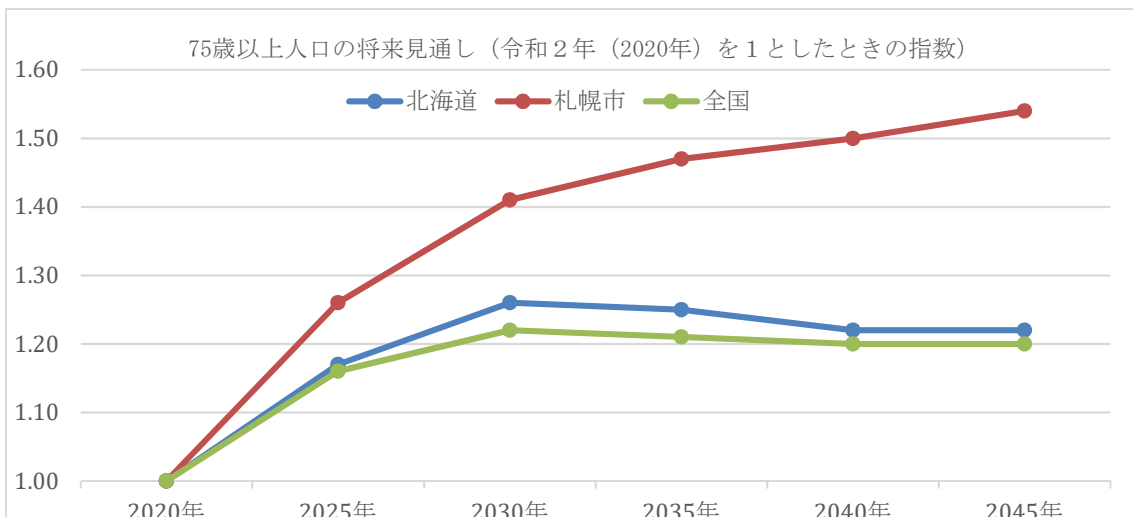
	急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
新生児	2,031	35	272	10,600	12,938
(構成比：%)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(1.5)	(0.2)
乳幼児	187,442	11,580	64,770	16,936	280,728
(構成比：%)	(4.8)	(2.8)	(7.0)	(2.4)	(4.7)
少年少女	97,615	37,374	31,791	36,050	202,830
(構成比：%)	(2.5)	(9.1)	(3.4)	(5.0)	(3.4)
成人	1,197,664	248,330	188,703	257,760	1,892,457
(構成比：%)	(30.5)	(60.3)	(20.4)	(35.9)	(31.7)
高齢者	2,437,522	114,209	641,017	396,307	3,589,055
(構成比：%)	(62.1)	(27.8)	(69.2)	(55.2)	(60.0)
うち65-74歳	623,704	55,087	137,878	109,974	926,643
(構成比：%)	(15.9)	(13.4)	(14.9)	(15.3)	(15.5)
うち75-84歳	962,269	46,060	246,277	152,974	1,407,580
(構成比：%)	(24.5)	(11.2)	(26.6)	(21.3)	(23.5)
うち85歳以上	851,549	13,062	256,862	133,359	1,254,832
(構成比：%)	(21.7)	(3.2)	(27.7)	(18.6)	(21.0)
合計	3,922,274	411,528	926,553	717,653	5,978,008

(出典：令和2年版救急救助の現況を基に監査人が作成)

(イ) 市の人口推計



(出典：総務省国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口、人口統計資料(2019))



(出典：札幌市高齢者支援計画 2021)

(2) 監査手続

全国・札幌市における各通報の利用状況を含め、広報が有効になされているかを検討した。また、市では高齢者や身体障がい者が自宅からボタン一つで健康等の相談や緊急通報ができる「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」を保健福祉局が実施しているが、緊急通報ができることから局においても広報等する必要がないかを検討した。

(3) 監査の結果（意見）

市では、NET119は令和2年7月に導入したもので、スマートフォンを持っていれば簡単な操作で通報することができるため、より多くの対象者が利用できるよう登録を促進している。令和3年8月末時点で登録者数140名、通報件数は令和2年度2件、令和3年度1件となっている。

同じく聴覚障がい者向けの通報手段であるメール119は、平成16年に導入してから約7年で320名の登録者数となっている。

市では、登録者増加に向けた取組みとして、広報さっぽろ、市公式ホームページ等での案内のほか、「札幌聴覚障害者協会」を通じて集会等へ出向く「出前講座」、メール119登録者へのNET119の案内、聾学校へのリーフレット配布等を行うとしている。

上記とは別に、市では保健福祉局による「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」がある。これによれば、ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康等の相談に24時間体制で対応するほか、受信センターからも定期的（月1回程度）に電話による声掛け（お元気コール）をしている。また、急病などの緊急時は、緊急用のボタンを押すことで、受信センターが救急車の要請等を行う。さらに、火災の時は、緊急用のボタンを押すことで、受信センターが消防車の要請をすることとなる。

平常時ではなく、体調の急変や火災時の冷静さを失った状態でもボタン一つ押すだけで済むというのはNET119やFAX119よりも断然使い勝手が良いと思われる。

現在の「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」の利用者は、18歳以上の身体障害者手帳の1級又は2級を持っている、一人暮らしであるか、同居される誰もが一定の条件に該当する方が対象となっており、月額900円の利用料がかかる。

（市町村民税非課税世帯の方は月額300円、生活保護世帯は無料。）

高齢者や障がい者が自宅からボタン一つで健康等の相談や緊急通報ができる「高齢者・身体障がい者あんしんコール事業」については、保健福祉局だけではなく局においても広報することを検討すべきである。

3.6.2 消防職員の安全衛生管理事業

(1) 概要

消防職員の安全衛生管理事業は、消防職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するものである。

(2) 規程等

消防職員の安全衛生管理については、札幌市消防職員安全衛生管理規程及び札幌市消防職員安全衛生管理規程実施要綱を設け、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、作業主任者を選任、設置して安全管理体制を構築するとともに、安全衛生についての調査審議をするための安全衛生委員会を設置することとなっている。また、定期的に健康診断を実施（規程第 22 条）して職員の健康状態を把握し、必要な処置を講じるとしている（規程第 24 条）。

(3) 監査手続

消防職員の安全衛生管理事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(4) 監査の結果（意見）

令和 2 年は新型コロナウイルス感染症の感染患者が市内でも多数あったことから、救急隊員の勤務が長時間にわたることがあり、勤務によるストレスで対応が必要となった事案が存在した。

新型コロナウイルス感染症については、今後も変異株などの影響により感染拡大が懸念され、予断を許さない状況であり、新型コロナウイルス感染症の感染患者の救急対応については、抜本的な対策の見直しが必要であると考えられる。

さらに、現在隊員のストレス対応については、惨事ストレス²¹および長時間勤務ストレスの 2 種類の対応をしているところであるが、新型コロナウイルス感染症へ

²¹ 凄惨な災害現場等で受ける強い精神的ショック

の対応は既存のストレス対応とは一線を画し、救急隊員にも感染リスクが存在することから、新型コロナウイルス感染症への対応によるストレス対策を新たに検討すべきであると考えます。

これに対し、局からは、以下のとおり回答がなされた。

救急隊員の長時間勤務対策として、以下の手法により労務負荷の軽減に努めている。

- (1) 救急隊内での役割（機関員（運転手）、傷病者への処置者等）の変更による負荷の分散
- (2) 連続で出動が引き続いた場合における休憩時間の確保
- (3) 勤務日により最低基準を上回る人員が勤務している場合、当該人員による救急隊員の増強
- (4) 比較的出動件数の少ない消防隊員との乗り換え
- (5) 出動件数の多い地域と少ない地域での、救急隊の担当地域の一時的な交換
- (6) 日勤者等の人員による臨時的な救急隊の増隊

また、新型コロナウイルス感染症患者への救急対応については、当局では感染拡大初期の装備から国の通知等を反映して見直しを重ね、装着の手間等を削減し現在の個人標準装備を構成している。新型コロナウイルス感染症確定患者の移送をこれまで5,000件近く実施しているが、保健所により現場活動由来と断定された事案は発生しておらず、現行の装備が現時点適切と考えている。

さらに、ストレス対応については、救急係長研修及び救急隊長研修を実施して感染症に対する知見を積み重ね、隊内共有させることで安全な活動を担保するとともに、ストレスや悩みを抱える救急隊員への管理職による面談や産業医と連携したメンタルケアにより、可能な限りストレス軽減に向けたフォローを実施している。

以上の回答を前提としても、新型コロナウイルス感染症への対応は今後も予断を許さないところであり、今後も感染拡大から出動回数が大きく増加することも考えられる。また、感染力の強い変異種の感染が拡大するなど、感染へのリスクに対するストレスも、今後増加することが考えられる。

新型コロナウイルス感染症への対応は、既存のストレス対策とは全く異なる感染への懸念、万一感染した場合に長期間隔離となる可能性、回復後も一定の割合で勤務に支障をきたす程度の後遺症が残存するなど、対策を要する様々な問題があり、新型コロナウイルス感染症の完全な収束までの間、これまでのストレス対策とは異なる、新型コロナウイルス感染症に暴露される危険のある救急隊員等への特別な対策が必要であると考ええる。

3.6.3 水利施設管理事業について

(1) 概要

局が所管する水利施設について、適切な状態に管理するとともに、移動、撤去の要望について検討、対応する。

(2) 監査手続

水利施設管理事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査の結果

ア. 水利施設の移動、撤去要望について（意見）

水利設置等要望書は、消火栓の設置、場所の移動、撤去等の要望についての簿冊であるが、消火栓の撤去については、撤去されても水利が充足されている場合でも、消防活動上不利益となるため撤去は基本的に認めない、とすることが局内部での基本方針となっていると記載がある。

一方で、水利未充足にはならないため消火栓を撤去可能であると回答しているケースもあり、局としての統一的な回答がなされていないと考えられる。

これに対し、局からは、消火栓の移設及び撤去の要望に対する基本的な考えとしては、該当する消火栓の現地確認を行い、水利の充足状況だけではなく、消防活動に与える影響なども考慮したうえで、移設や撤去が可能か判断しており、一義的に

は撤去ではなく移設を優先している。しかしながら、消火栓の設置状況は様々であるため、画一的な判断は難しく、上記の基本的な考えのもと、個々の状況を総合的に勘案している。

例えば、幹線道路を挟んで設置されている消火栓は、撤去することで火災時に道路の反対側の消火栓を使用しなければならなくなる場合があり、こうしたケースについては、水利が充足していたとしても消防活動に不利益となるため、撤去を認めない方向で調整を行っている。

一方で、住宅街などでは移設できる場所が限られることが多く、移設したとしても消火栓同士が近接してしまい消防活動上効果的な配置とならない場合があり、こうしたケースについては、移設が可能であっても水利が充足していれば撤去を認めることがある。

以上のように、移設及び撤去については統一的な考え方にに基づき、個別判断をしているが、書類上、判断の理由が明確に記載されていない事案があることから、今後は、そのようなことがないよう努める、との回答がなされた。

消火栓は防火、防災上必要不可欠な設備であり、水利が充足していても消火活動に支障をきたす可能性がある場合には撤去は認めない、との考えも理解ができる一方、消火栓の存在は土地利用の制限となっている側面もあり、土地利用の不当な制限とならないように配慮する必要がある。

そこで、消火栓の移動、撤去の要望に関しては、付近の土地の形状などを十分に勘案し、水利の必要性、効果的な消防活動上必要な配置がどのようなものかを十分検討して、不当な土地利用の制限とならないよう配慮する必要がある。

イ．防火水槽について（意見）

防火水槽については、消火栓等の上水道を利用した水利が未発達であった時代には防火上必要な施設として地域住民から用地の提供を受けて設置してきた経緯がある。

近年、少なくとも都市部においては消火栓が多数配置され、水利が充足して必ずしも防火水槽が必要不可欠であるとまでは言えない状況となっていると考える。ただし、震災などの大規模災害時には上水道が不通となるなどの事態も想定され、必ずしも不要な設備であるとまでは言えない。

令和元年および令和2年の消火栓、防火水槽等の水利の使用状況は以下のとおりである。

火災による水利使用状況（令和元年中）（単位：ℓ）					
月別	総数	消火栓	防火水槽	その他の水利	自己水槽
総数	2,248,855	2,175,170	3,000	-	70,685
1月	29,400	28,750	-	-	650
2月	261,900	259,900	-	-	2,000
3月	126,500	122,200	-	-	4,300
4月	181,430	180,900	-	-	530
5月	378,580	359,300	-	-	19,280
6月	239,880	220,080	-	-	19,800
7月	63,900	61,600	-	-	2,300
8月	144,950	133,100	3,000	-	8,850
9月	9,805	2,400	-	-	7,405
10月	358,570	357,700	-	-	870
11月	82,240	79,640	-	-	2,600
12月	371,700	369,600	-	-	2,100

（出典：局作成資料）

火災による水利使用状況（令和2年中）（単位：ℓ）					
月別	総数	消火栓	防火水槽	その他の水利	自己水槽
総数	2,685,120	2,542,030	6,500	-	126,590
1月	272,150	253,750	6,500	-	11,900
2月	131,150	129,950	-	-	1,200
3月	70,600	65,100	-	-	5,500
4月	1,556,480	1,526,030	-	-	30,450
5月	33,700	30,000	-	-	3,700
6月	87,680	64,700	10,000	-	12,980
7月	79,580	71,620	-	-	7,960
8月	69,040	58,500	-	-	10,540
9月	92,330	84,830	-	-	7,500
10月	21,110	18,400	-	-	2,710
11月	2,200	2,200	-	-	-
12月	269,100	236,950	-	-	32,150

このように、最近では火災に対する水利使用状況は圧倒的に消火栓によるものであり、防火水槽の使用割合は全体の1%に満たない。

ただ、このように水利の使用状況では防火水槽の使用頻度が低いとは言っても、それをもって防火水槽がもはや不要というわけではない。

しかし、防火水槽の維持や点検には少なからず人員と費用が必要であり、私有地に設置されている防火水槽のうち、撤去の希望がある場合には必要に応じて防火水槽の整理・縮小も検討すべきと考える。

3.6.4 救命救急体制整備事業

(1) 事業の概要

- ・救急救命士を養成するとともに、救急活動の質の向上を図る。
- ・病院到着前の救護体制を充実強化する。
- ・救急自動車や高度救命資機材の整備を図る。

(2) 規程等

救急救命士法第2条第2項により、救急救命士は、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう、とされており、さらに同条第1項で救急救命士が行う救急救命処置は、症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう、とされている。

また、同法第44条第1項では、救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない、とされ、同法第45条では、救急救命士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努めなければならない、とされている。

このように、救急救命士は、救急救命処置を行うにあたり医師の具体的な指示が必要であるとともに、医療関係者と緊密な連携を図り、適正な医療の確保をする必要がある。

また、救急現場から救急病院等の医療機関へ搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証するために、救急救命士に対する指示体制および救急隊員に対する指導・助言体制、救急活動の医学的観点からの事後検証体制、救急救命士の病院実習等の再教育体制を整備し運用していくシステムをメディカルコントロールといい、救急救命士が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言を要請できるシステムを構築することが必要とされる。

(3) 監査手続

救命救急体制整備事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問及び視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(4) 監査の結果

救命救急センター常駐の医師について（意見）

上記2の通り、救急車に乗車して救急救命に従事する救急救命士は、医師による指示により救急救命処置を実施する必要があるが、現場の救急救命士は、いつでも医師に指示、指導、助言を要請できることがメディカルコントロールの観点から必要とされる。

局では、従前市立札幌病院及び札幌医科大学附属病院に協力を得て、救急救命士に対する医師の指示、指導、助言の体制を取っていたが、あくまでも協力の範囲であり、医師が処置・手術中の場合等に指示が得られない場合があり、そのような場合には別の医療機関の協力を求めていたが、時間的なロスが生じ、救命救急処置の機会を失う恐れがあるなどの問題があったため、平成9年4月から市立札幌病院救急医療部の医師を増員し、365日24時間体制で救急救命士へ指示を与える医師の確保を行った（指導医制度）。

局はこの指導医制度のために市立札幌病院と「救急業務に対する医師の指示業務等に関する覚書」を取り交わし、一般職医師3名分の人件費相当額を負担しており、その額は令和2年度は年間3,100万円である。

なお、その金額の根拠は、「2013年度版病院賃金実態資料（産労総合研究所）」の医師経験年数5年の医師一人年間賃金が1,027万1,681円であることから、その金額を前提として3名分を算定したというものである。

局によれば、令和2年度中の医師に対する指示要請件数は、1,853件である（なお、助言要請件数に関しては、救急出動報告書の項目にないため計上できないとのことである）。

また、指示医師は、市立札幌病院救命救急センター内の医師であるため、通常の院内業務を常時行っており、救急隊から架電があった場合に指示・助言を行っているとのことである。

このように、指導医は、局の救急救命士に対する指示、指導、助言のために待機している時間に、通常の院内業務を常時行っており、専属的に消防のための活動を行っているとは言えない。また、助言の件数は不明であるものの、指示の件数からすれば指示要請件数は1日当たり5件程度であり、指示担当の医師が局の指示、指導、助言のために勤務時間の相当部分を当てているとは言えないと考えられる。

したがって、指導医体制を維持するための医師の賃金をすべて局が負担することは適切とは言えないと考える。

指導医体制を維持するために市立札幌病院救命救急センターの協力を得ることは不可欠であるが、医師の賃金負担については、再考する必要があると考える。

3.7 市消防局予防部に係る監査の結果及び意見

3.7.1 建築物・施設の査察について

(1) 火災予防指導事業の概要

ア. 消防法令、条例に規定される火災予防に関する基準に基づき、店舗、工場、ガソリンスタンドその他の事業所等を対象に実施する火災予防に関する査察、建築許可等への同意、危険物の製造所等の許認可、消防用設備等の設置指導及び検査等を通じて、事業所等における火災予防の実践を推進する。

イ. 消防法令、条例に適合しない事業所等に対して、是正指導を行い、重大な違反は行政処分等により法令遵守の徹底を図る。また、同意、許認可、査察、違反是正等の体制を確立し、これらに必要な知識及び技術を有した人材の育成を行う。

(2) 規程等

火災予防のための規程として、まず消防法は第4条で消防長又は消防署長に、火災予防のために必要があるときには、関係者に対して立ち入り、検査、質問をすることができる」と規定している。さらに、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない、と規定する（同法第8条）。

また、防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない、と規定する（同法第17条）。

このように、消防法上、特定の建築物の管理者は防火上必要な消防計画、避難訓練の実施、消防設備等の設置等をする義務を有し、局は、それらが適切に設置、運用等がなされているか火災予防のための立ち入り、検査、質問をする権限を有し、いわゆる火災予防業務を担当することとなっている。

市では、これを受けて札幌市火災予防条例及び火災予防規程を制定して、消防法で規定する建築物の構造管理の基準や消防用設備等の基準等を設けている。また、札幌市火災予防事務処理要綱を設けて火災予防及び防火管理を要する災害による被害の軽減に関する運用の事務処理を定めている。

さらに、札幌市消防局査察規程及び札幌市消防局査察事務処理要綱を設け、消防局及び消防署における査察に関する必要な事項を規定し、査察の執行に関する事務処理を定めている。

また、札幌市火災予防規則で定める違反公表対象に関しては、札幌市違反対象物

公表要綱を設け、防火対象物の関係者による防火安全体制の確立を促すとともに、建物の防火安全に関する情報を市民等へ提供し、消防用設備の設置状況に不備がある防火対象物について、違反の公表についての事務を定めている。

(3) 監査手続

火災予防指導事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問及び視察等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(4) 監査の結果(意見)

市では、上記のとおり、建築物・施設の査察については札幌市消防局査察規程及び同事務処理要綱で実施要領が定められており、施設、建築物の規模や用途でランク付けをして査察方針を作成し、不特定多数の人が利用する商用施設など一定の基準を満たす施設を優先して査察を実施している。

具体的には、防火対象物等の火災発生時の人命危険の指標をランクAからCまで三段階で設定し、さらに法令違反の状況に応じて0点から3点まで4段階で設定し、その組み合わせに応じて火災発生時の人命危険の指標が高く、かつ法令違反の度合いが高い対象物を最高A3として、順次優先的に査察を実施することとしている。

また、違反があった場合には文書での指導、警告、命令の順で改善勧告を行い、それでも是正されない場合には使用停止などの行政処分、あるいは刑事告発をするという手順を取ることとなる。

違反があった場合には是正のための計画書を提出させ、適切に是正されているか現地や写真での確認を行っているが、違反の軽重や危険性の程度に応じて猶予期間が概ね定められている。軽微な違反については2週間から1か月程度を目安としているが、消火設備等の未設置や基準違反など、設置工事を必要とするような違反の場合には、その工事内容により相当な期間が必要となるため、2か月から5か月程度の猶予期間としている。

過去の事例を見ると、相当長期間にわたり是正措置がなされていない、そもそも是正計画書の提出がなされないなどのケースが見られる。現在は局の予防部が助言することはあっても、基本的には各所轄消防署が主導して査察を実施し、改善勧告

を行っているということである。

長期間違反が改善されないなどの事例については局の予防部と所轄消防署が一体となって違反状態となっている施設、建築物の是正を積極的に実施すべきであると考える。

これに対し、局からは、平成 20 年にすすきの地区で発生した火災（死者 3 名）を契機に平成 21 年度から平成 28 年度まで予防部に特別機動査察隊を設置し、違反是正の実務を行い、重大違反を大幅に減少させ、大きな効果を挙げた。

さらに地域特性や社会環境の変化にきめ細かく対応する必要があることから、全市の査察業務の総量に応じた人的資源の再配分（特別機動査察隊を廃止し予防部の人員を署に配分）を行うとともに、多角的な取組による安全対策をより一層推進するため、平成 29 年度機構編成において、消防署に査察担当係長を配置し、査察のマネジメントを行う体制とすることで消防署主体の持続可能な査察体制を構築した経緯があり、予防部は査察方針の策定、局全体のマネジメント、他部局連携、研修の実施等を行っている。研修の実施等を行うことで、予防部と各消防署が役割を分担し、一体となって違反是正を進めており、着実に違反是正が進んでいる状況にあり、現状においては最も効果的な体制にあるものと認識している。

査察の主体は所轄消防署が担うものではあるが、突発的、緊急的な対応として必要がある時は、札幌市消防局査察規程第 6 条に基づき、消防署長の要請により予防部の職員を消防署に派遣し査察を執行できることとしている、との回答がなされた。

現在、全国的に防火管理体制の不備や施設の不備等で火災が発生し犠牲者が出るなどの事件が問題となっており、火災予防のあり方及び局の査察のあり方について議論がなされているところではあるが、少なくとも長期間（概ね 6 か月以上）違反が改善されないなどの事例については、局の予防部と各担当消防署が情報共有を行って違反状況や是正に向けた指導方法について協議を行い、適切な査察、指導を行うよう検討すべきである。

3.7.2 命令書及び警告書の発送事務について

(1) 概要

市は局及び消防署における査察に関する札幌市消防局査察規程を定め、法又は条例に定める火災の予防又は防災管理を要する災害（消防法施行令第 45 条に規定す

る災害)による被害の軽減に関する規定に係る違反(法令違反:同規程第2条第2項(1))を是正し、又は、火災の予防に危険な行為若しくは状態又は火災が発生した場合における人命に危険な状態若しくは消火、避難その他の消防の活動に支障になる状態で、法に規定する措置が必要なもの(火災危険等:同規程第2条第2項(2))が、違反処理基準に掲げる警告の措置をとるべきものに該当する場合は、警告を行い(同規程第22条第1項)、同様に命令の措置をとるべきものに該当する場合は、命令を行うものとされている(同規程第25条第1項)。

警告は、各消防署長が原則警告書を作成し交付して警告を行い(同規程第22条第2項)、警告を行ったときには、その旨及び内容を消防局長に報告する(同規程第22条第5項)。また、命令は、市長、消防局長、消防署長並びに消防吏員が原則命令書を作成し交付して命令を行う(同規程第2条第2項(5)イ、同規程第25条等)。

いずれも文書作成及び内部決裁の取得が必要となるところ、その決裁を経た文書に記載する年月日は、実際に発送する年月日に記載しなければならない(本市の定める文書ハンドブック1【通知文(案)のルール】)。

(2) 監査手続

違反処理連絡票(危険物)の簿冊を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問及び視察等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査の結果

ア. 警告書の作成及び発送事務の遅延について(指摘)

違反処理連絡票(危険物)の簿冊の監査において、警告書の作成及び発送事務に関し、西消防署が作成した令和2年2月6日付け警告書が、同年2月14日になって発送されている事例が確認された。

上記のとおり、警告書に記載する年月日は、実際に発送する日を記載しなければならず、上記事務手続きは、このルールに反するものと認められる。

この点、市からは、物件の管理会社からの要望で、所有者(=権原者等:法令違反の予防若しくは是正又は火災危険等の予防若しくは排除について権原を有する者及び火災の予防に危険であると認められる行為を行う者(同規程第2条第2項(7))

への経緯説明を行うまで、発送を待つて欲しいとの依頼があったためとの説明がなされた。

しかし、警告書の発送に至る過程においては、行政指導たる是正指導を繰り返し行ってきた経緯があるのであって、それにも従わずにいる権原者等への警告書の速やかな発送事務を、管理会社の要望をもって留保すること自体、何ら合理性は認められない。

また、その結果、警告書の決裁日である2月6日に発送をしなかったことにより、実際の発送日と異なる日付となったものであり、文書作成のルールにも沿わない結果となったものである。

迅速かつ適正な警告を行うため、被警告者の都合に意を払うことなく、警告をすべき時期に速やかに決裁をとり、直ちに警告書を発する事務手続きを励行するべきである。

イ. 命令書の作成及び発送事務の遅延について（指摘）

上記と同様の監査において、中央消防署における命令書の作成及び発送事務に関し、命令書の作成日及び決裁日が、令和2年12月24日であるにも関わらず、それを実際に発送したのが令和3年1月5日の事例が確認された。

前項と同様、命令書に記載する年月日は、実際に発送する日を記載しなければならず、このルールに反する事務手続きであると認められるほか、決裁日である12月24日に発送をしなかったことにより、実際の発送日と異なる日付となったものであり、文書作成のルールにも沿わない結果となったものである。

前項と同様、迅速かつ適正な命令書の発送のため、決裁日における発送を励行されるべきである。

ウ. 査察簿の廃棄について（意見）

査察簿は、査察調査を行った対象物ごとに作成し、経過等を管理している。立入検査時における行政指導や行政処分は、対象物ごとに判断することを基本としており、その後の上位措置である査察対応においても、対象物ごとの判断がなされている。それゆえ、当該対象物が解体された場合には、査察簿は、札幌市消防局査察事務処理要綱第13条第1項に沿い廃棄する運用となっている。

たしかに対象物が解体されてしまえば、違反事実を以後問う必要がなくなる以上、殊更に査察簿を保存し続ける現実的な必要性に乏しいということは理解できるが、多くは対象物の所有者や責任者が指導等に従わず、違法状態を改善しないという人的要因が介在しているはずである。

同一の所有者が、複数物件を所有している際に、各物件において違法状態があるとか、あるいは過去の解体済の対象物で違反していた事実があるとか、人を基準とした観点を加味することも必要ではないかと思われる。

現行法令のもとにおいても、札幌市消防局査察事務処理要綱第 13 条第 1 項に基づく廃棄は、「対象物の解体を確認し、かつ、業務に使用する事由がなくなった」ときに認められると規定されているところ、前者のほか後者の解釈・運用において、対象物の履歴が別件と関連性を有するか否かだけでなく、対象物の所有者が他の物件でも違反行為あるいは指導を受けているか、過去に違反履歴が無いか、その違反内容の程度についても考慮し、最終的に査察簿を廃棄するかを判断されるべきである。

また、今後、データベース化が進むようであり、その点においては、人的側面からも履歴を残すことで、査察対応をより充実したものとすることに期待したい。

3.8 市消防署にかかる監査の結果及び意見

3.8.1 消防署における他団体の預金通帳管理について

(1) 消防団及び防火委員会について

消防団は局とは別組織であり、消防団長の任命権者は市長となる。局と消防団の関係は、法律上並列的關係にあり、消防署の下部組織では無い。「札幌市消防団事務処理要綱」では、消防団事務については、消防団事務担当者（消防団員）が消防団の事務を行うとなっている。（同要綱第 2 条）。

防火委員会は各区の町内会長などが理事を務め町内会負担金などで運営されており、消防署からは独立した団体である。

消防団名義及び防火委員会名義の預金通帳が消防署の金庫内で管理されている。消防団及び防火委員会は消防署（局）とは独立した団体であり、不正防止の観点から本来は預金通帳を消防署内の金庫で預かることは最善なものではない。

上記の通帳管理に関して、市では以下のように回答している。

「防火委員会は「札幌市消防局事務分担及び事務専決事項の取扱いに関する要綱」において、消防署予防課の事務分担に「管内の防火委員会の庶務に関することを」と業務上位置づけていることから、いずれも密接に関わっている団体である。なお、防火委員会の経理に関する留意事項については、「外郭団体にかかる経理事務等について（通知）」（平成 17 年 4 月 25 日予防部長）により統一的に行っている。また、金庫の管理については、「…消防署金庫管理要領」（…署長決裁）により行っており、取扱責任者を定めて金庫開閉時の立会いや、月 1 回以上の点検を実施しており、管理上の問題は無く、適正に管理している。」とのことである。

（2）監査の結果（意見）

消防団や防火委員会の事務処理に消防署が深く関与している点、預金通帳を消防署担当者が管理している点は、上記団体が全員非常勤であることなどから実務上止むを得ない部分もあるが、一方で不正が生じる原因にもなることを留意すべきである。

公費に準じた適正な処理を行うとともに、組織的な管理体制を確立し、会計は預貯金口座により管理し、現金による管理は一切行わない、通帳及び届出印等にかかる保管・管理は複数の担当者により行うなどを徹底する必要があると思われる。

3.8.2 消防機械器具維持管理について

（1）消防機械器具維持管理事業の概要

- ・消防車両に車検、点検及び修理を行い、常に良好な状態を保つ。
- ・消防車両を調査し、機能状態を把握する。
- ・消防車両の消耗品を購入し、適正な維持管理を行う。
- ・消防用資機材の法定点検及び修理を行い、常に良好な状態を保つ。
- ・消防用資機材を調査して機能状態を把握し、常に良好な状態を保つ。
- ・消防用資機材の消耗品を購入し、適正な維持管理を行う。

（2）規程等

消防機械器具維持管理については、札幌市消防機械器具管理規程及び札幌市消防機械器具管理規程事務処理要綱を設け、消防車及び機械器具について整備管理者及

び安全運転管理者を定めるとともに、点検及び整備、事故の予防及び処置等について定めている。

特に、消防車についてはその稼働状況等を機関日誌に記録しなければならない(同要綱第20条第1項)とされ、さらに同記録を機関日誌集計表により毎月、課長に報告するものとする、とされている(同第2項)。

さらに、消防車を除く機械器具を使用した場合には、その稼働状況等を消防機械器具使用記録簿に記載しなければならない(同要綱第21条第1項)とされ、同記録を消防機械器具使用集計表により毎月、課長に報告するものとする、とされている(同第2項)。

また局からの回答によれば、山岳救助隊及び山岳救助消防隊に支給される山岳救助消耗品については、「救助資機材(消耗品)受払に係る事務処理要領」及び、各消耗品の支給通知に基づき「山岳救助資機材受払簿」で管理しているとのことである。

(3) 監査手続

消防機械器具維持管理事業に関する書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問及び視察等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(4) 監査の結果

ア. 南消防署の警防課機関日誌について(意見)

機関日誌は、消防車についての稼働状況等について保有車両ごとに出動実績、消費燃料等を記載した簿冊である。その様式は要綱により様式16として定められている。

機関日誌は出動の度に年月日、時間、出動目的、目的地などが記載されている。ただし、出動目的のうち、救助、消火出動以外に「その他」との記載が散見される。この「その他」の記載について、どのような目的の出動であるのかが不透明であることから、「その他」の記載をする場合には、備考欄等に目的を記載すべきである。

また、水槽車、救助車、屈折車については消防機械器具使用集計表が作成され、機関日誌に添付されているが、これは車両に搭載されている消防機械器具の燃料の

消費量が記載されている。この点、屈折車については使用燃料の用途が記載された別紙が添付されているが、それ以外の水槽車、救助車については別紙が記載されていない。集計表では、用途として「その他」として毎月ほぼ同じ量の燃料を消費しているが、この記載のみでは用途が不明であることから、屈折車と同じように用途を記載した別紙をつけるなどして、用途を明確化すべきである。

これに対し、局からは、消防情報管理システムにおいて、機関日誌入力の際、用途として「火災出動」「救助出動」「救急出動」「危険排除出動」「始動」「訓練」をそれぞれ選択した場合、機関日誌集計表上の各種別に計上されており、機関日誌の用途として、「指導」「地水利調査」「建物調査」「要望処理」「通常警戒」「春季警戒」「年末年始警戒」「催し警戒」「特別警戒」「査察」「広報」「検査」「移動配備」「監視警戒」を入力した場合、機関日誌集計表上は、全て「その他」に計上されることとなっており、機関日誌集計表上「その他」であったとしても、個別の機関日誌そのものには、目的が明確に入力されており、機関日誌集計表への目的の記載は、不要と考えるとの回答がなされた。

また、「消防機械器具使用集計表」における「その他」についても、「消防機械」の災害・訓練種別として「始動」と入力されたものが、集計表上は「その他」として計上されることから、集計表への目的の記載は不要と考えるとの回答がなされた。

しかし、局の回答通りの運用がなされていることを前提としても、使用用途をより明確化することが、機関日誌及び消防機械器具使用集計表の目的に合致することから、「その他」の記載の場合には備考欄や別紙を活用して使用目的を明示するようすべきである。

イ. 南消防署の警防課山岳救助消耗品受払簿について（意見）

山岳救助消耗品受払簿は、南消防署で管理している山岳救助消耗品の在庫数を記載した簿冊であるが、これとは別に消防自動車台帳・水槽車中に「山岳資機材一覧表<消耗品>」が存在し、水槽車に積載している山岳救助消耗品の在庫数を記載しているとのことである。

後者の簿冊には「車載」、「在庫」との記載があり、ここで記載されている「在庫」とは車載以外の南署で管理している消耗品数を記したものと理解されるが、前者の「山岳救助消耗品受払簿」の在庫数と、後者の「山岳資機材一覧表<消耗品>」の合計の在庫数が一致していないものがあつた。

前者は全て「前年度からの繰り越し」として品数が記載されているものである一方、後者は過年度の補充数などが記載されているが、この二つの簿冊については、在庫数を正確に反映していない可能性がある。

この点について、局からは、南消防署警防課消防係の山岳救助隊及び山岳救助消防隊に支給される山岳救助消耗品については、「救助資機材（消耗品）受払に係る事務処理要領」及び、各消耗品の支給通知に基づき「山岳救助消耗品受払簿」で管理しており、南消防署の水槽車の台帳に編纂されている「山岳資機材一覧表〈消耗品〉」は、事務処理要領などに基づく様式ではなく、水槽車に支給された消耗品を管理するために独自に作成した表であり、山岳救助隊分を含む消防係全体の在庫数や出納状況を反映していなかったため、受払簿と「山岳資機材一覧表〈消耗品〉」に相違があったことから、改めて「山岳救助消耗品受払簿」と実際の在庫数を確認した結果、相違はなかったこと、今後の対応として、南消防署警防課消防係に支給された山岳救助消耗品については、全て「山岳救助消耗品受払簿」で管理し、水槽車の台帳に編纂されている「山岳資機材一覧表〈消耗品〉」は正規な事務処理ではないことから、廃止する、との回答がなされた。

前述したとおり、「山岳救助消耗品受払簿」については、「前年度からの繰り越し」として品数が記載されているものであり、当年中の受払が記載されていないなど、受払簿として実態に即した運用がなされていない可能性があるため、局の回答を踏まえ、「山岳救助消耗品受払簿」に当年中の受払を正確に記載するなど、適切な運用をするようにすべきである。

3.8.3 消防手数料の現金出納簿の適時記帳について

(1) 概要

各署における現金の取り扱いは、消防手数料の領収以外にはほとんどない。現金を領収した際、領収当日あるいは金融機関の翌営業日に金融機関に預金しており、現金の保管も一時的なものとなっている。

消防手数料の領収に係る事務処理としては、金融機関の翌営業日に預金する場合には、領収した日にその金額及び日付を現金出納帳に入金記帳し、さらに、金融機関へ預入する日にこれを出金記帳しなければならない。

この点、西消防署における監査よれば、往査日が月の中旬であったにも関わらず、月初から往査日までの現金の入出金に関する記載がされていなかった。

(2) 監査の結果（指摘）

現金の取り扱い事務処理としては、一定期間まとめて記帳するのではなく、現金の領収の都度記帳すべきである。

3.8.4 消防署庁舎会議室の共同利用について

(1) 概要

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、消防署においても三密を避けた職場環境の確保のための様々な対策を図り、工夫されている状況が確認された。

その対策の1つとして、南消防署においては、消防団用の会議室に職員のワークデスクを5台程度と簿冊を保管するキャビネット（施錠可能）等を配置し、職務を行える体制をとり通常業務を行う方法を採用していた。同会議室で消防団本部の会議がある際には、職員のワークデスク上を整理整頓し、キャビネットは施錠するなどの対応を図り、会議室の共同利用をしているとのことであった。

(2) 監査の結果（意見）

そのような利用形態自体は、特に庁舎の施設利用ないし管理要綱に違反したのではなく、その意図や目的は十分に理解できるところ、一方で、適正な財産管理や情報管理上の要請を考慮する必要がある。

すなわち、ワークデスクの整理整頓といっても何らかの情報が流出する可能性は否定しきれないほか、パソコン等まで片付けるわけではなく、設備や備品の盗難等のリスクもないとはいえない。他との共同利用が予定されていない会議室を専属的な執務場所とする場合と、消防団の会議室としての利用が想定される場所を執務場所として利用する場合とでは、考慮すべき事情は同一には考えることはできないというべきである。

この点、南消防署からは、消防団会議室は、一般の市民が立ち入る場所ではなく職団員のみが利用できる制限区域となっていることや、消防団員のみで消防団会議室を利用した実績はないとの説明がされたが、上記懸念を解消できるとまではいえない。

なお、監査期間中に意見を受けた南消防署では、速やかに共同利用を解消したとの報告がなされている。

3.9 消防団にかかる監査の結果及び意見

3.9.1 消防団活動交付金の共同購入等による経費の削減について

(1) 概要

消防団の活動に必要な消耗品等は、市の消防団 10 団それぞれが購入しており、令和 2 年度では入団者編上靴、消毒液、マスク、指揮本部ボードなど多くの消防団共通の消耗品等について、各消防団が独自に購入している。

(2) 監査手続

消防団活動交付金の会計帳簿を参照し、消防団共通の消耗品の購入を行っていないかを確認する。また、購入先についても、共通となっているところがないかを検討する。

(3) 監査の結果（意見）

局の回答によると、消防団経費（活動交付金）は各消防団の地域実情に応じた主体的な活動を包括的に支援するという性質であるため、全体でまとめて購入するという事はなじまないとのことだが、例えば、入団者編上靴、消毒液、マスク、指揮本部ボードなどほぼ共通して購入されるものも多く見られる。

そうであれば、まとめて購入した方が安く購入できる可能性もあり、年間計画の中で共通のものがあれば札幌市 10 消防団連合協議会を通じてまとめて購入することも検討する余地があると思われる。これにより、他の活動費用に充てられる、あるいは活動交付金が余るとすることも考えられると思われる。

3.9.2 消防団活動交付金の配分基準について

(1) 消防団活動交付金の配分の概要

消防団活動交付金は、札幌市 10 消防団連合協議会が市から受領したのち、消防団活動支援事業として一定の配分基準により消防団に分配される交付金である。

配分基準は、「札幌市 10 消防団連合協議会交付金交付要綱」により、1 消防団あたり 960,000 円、1 分団あたり 40,000 円、団員 1 人あたり 2,000 円と規定されている。

る。「団員1人当たり」の交付金は各団の定数を基準として支給されており、平成9年度から各団の定数は変わっていないため、交付額に変更はない。

消防団毎の交付額は下表のとおりである。

なお、同協議会は、全市的な消防団の施策を展開するため、各消防団相互の横断的な情報の共有及び各消防団管轄区域の地域実情に応じた消防団活動を実施し、これらを包括的に支援し、消防団本来の任務を達成するために、平成17年4月1日に設立されたものである。

(単位：円)

	定数による配分
中央消防団	2,078,000
北消防団	2,036,000
東消防団	1,998,000
白石消防団	1,700,000
厚別消防団	1,420,000
豊平消防団	1,660,000
清田消防団	1,420,000
南消防団	1,820,000
西消防団	1,600,000
手稲消防団	1,448,000
合計	17,180,000

(出典：札幌市10消防団連合協議会交付金交付要綱を基に監査人が作成)

(2) 監査手続

消防団員数及び充足率の推移を確認し、消防団経費の配分は現状に合っているかを実際の実員数により計算し検討する。

(3) 監査の結果（意見）

上記の通り、消防団活動交付金の配分方法は「札幌市10消防団連合協議会交付金交付要綱」により規定され、その一部は団員の定数を基準として配分されている。団員の定数は札幌市消防団条例に規定されている。

◆消防団員数の推移(各年4月時点)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
定数(人)	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150	2,150
実員(人)	1,820	1,820	1,856	1,807	1,696	1,697
充足率(%)	84.7%	84.7%	86.3%	84.0%	78.9%	78.9%

(出典：札幌市消防団概要(令和3年4月1日現在))

◆各消防団別団員数(令和2年4月)

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
定数(人)	279	298	299	210	130	210	130	250	200	144
実員(人)	202	259	259	170	95	146	106	195	174	106
充足率(%)	72.4%	86.9%	86.6%	81.0%	73.1%	69.5%	81.5%	78.0%	87.0%	73.6%

(出典：札幌市消防団概要(令和3年4月1日現在)を基に監査人が作成)

上記のとおり、一部の団では、70%前後の充足率となっている。

◆令和2年4月時点で80%以下の充足率の中央、厚別、豊平、南、手稲の過去5年の充足率推移

	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月	令和2年4月	5年平均
中央						
定数(人)	279	279	279	279	279	1395
実員(人)	229	218	227	215	202	1091
充足率(%)	82.08%	78.14%	81.36%	77.06%	72.40%	78.21%
厚別						
定数(人)	130	130	130	130	130	650
実員(人)	101	102	110	105	95	513
充足率(%)	77.69%	78.46%	84.62%	80.77%	73.08%	78.92%
豊平						
定数(人)	210	210	210	210	210	1050
実員(人)	151	158	179	160	146	794
充足率(%)	71.90%	75.24%	85.24%	76.19%	69.52%	75.62%
南						
定数(人)	250	250	250	250	250	1250

実員（人）	216	209	201	211	195	1032
充足率（%）	86.40%	83.60%	80.40%	84.40%	78.00%	82.56%
手稲						
定数（人）	144	144	144	144	144	720
実員（人）	127	129	128	114	106	604
充足率（%）	88.19%	89.58%	88.89%	79.17%	73.61%	83.89%

（出典：札幌市消防団概要（令和3年4月1日現在）を基に監査人が作成）

消防団毎の交付額について、仮に令和2年4月時点の実員により計算した結果は以下のとおりである。

（単位：円）

	定数による配分	（仮定）令和2年 4月1日時点の実 員による配分
中央消防団	2,078,000	1,924,000
北消防団	2,036,000	1,958,000
東消防団	1,998,000	1,884,000
白石消防団	1,700,000	1,622,000
厚別消防団	1,420,000	1,350,000
豊平消防団	1,660,000	1,532,000
清田消防団	1,420,000	1,372,000
南消防団	1,820,000	1,710,000
西消防団	1,600,000	1,548,000
手稲消防団	1,448,000	1,372,000
合計	17,180,000	16,272,000

上記のとおり、定数による配分と実員による配分では908千円（=17,180,000-16,272,000）の差異が生じる。

これに対する局からの回答は以下のとおりである。

消防団経費（活動交付金）の算定は、定額と団員定数に応じた傾斜配分を組み合わせる。

団員定数は管轄区域の面積、市街化状況、建物状況、人口、災害危険度、火災

危険度を基に算定しているため、組織規模に応じた傾斜配分を行う上で、適切なスケールであると考えている。

確かに、実員数に応じた支出もあるが、一方で、実員数が少ない消防団では、消防団員の確保対策として募集広告費を支出し、各消防団の実情に応じた有効活用がなされており、実員数で交付した場合は、こうした活動も行えない可能性があるため、現行の算定で問題ないと考えている。

とのことである。

なお、充足率が90%前後であれば、定数により配分がされたとしても特に問題がないと思われる。しかし、充足率が70%前後であっても定数による配分を行うというのは実態とは大きく乖離している。また、概要に記載の通り消防団員の定数については、状況に変化がないということで長期に亘り変更されていない。

また、市からの回答により活動交付金から募集広告費が拠出されているということで、実際にどれだけを計上しているかサンプルで確認したところ以下のとおりであった。

	充足率 (%)	金額	内容
厚別	73.1%	14 千円	ポスター印刷等
西	87.0%	0 千円	
豊平	69.5%	396 千円	消防団員募集ラッピングタクシー (2 台分、1 年)
手稲	73.6%	79 千円	啓発用マスク

団員の募集に関する費用については、主に局にて団員確保事業として支出されている (令和2年度決算—消防団加入促進支援事業費 4,960 千円)。上記を見ると、充足率の低い消防団では、募集広告費を活動交付金から拠出しているのがわかる。

市からの回答によると、実員数が少ない消防団では、消防団員の確保対策として募集広告費を支出し、各消防団の実情に応じた有効活用がなされており、実員数で交付した場合は、こうした活動も行えない可能性があるため、現行の算定で問題ないと考えているとのことである。

これは、現団員の活動費を十分拠出し、そのうえで募集広告費を捻出しているということが想定されるが、上記のとおり、豊平においては活動費の24%程度を募集

広告費として支出している。

これも、現団員の活動費を十分拋出し、そのうえで募集広告費を捻出しているのであれば、本来は、現団員に使用されていない金額が多額で余分な活動費であると思われる。なお、札幌市 10 消防団連合協議会の会計取扱基準のその他留意事項等に金額の制約はないのであるが、本来は協議会に返還されるべきではないかと思われる。

3.9.3 活動実績の少ない消防団員への対応について

(1) 概要

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関である。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍している（出典：消防庁ホームページ）。

消防団の構成員たる消防団員は、概要で示した通り、非常勤の特別職公務員であり年次報酬及び出動手当が支給されている。消防団の多くは、団員の不足及び役割の多様化により団員 1 人 1 人の負担は増加している。また、出動要請があれば積極的に出動している団員がほとんどでそれに対して報酬が支払われる。一方で活動実績のない団員に対しても年次報酬として報酬が支払われている。

消防団の報酬は、大きく 2 つに分かれていて、札幌市消防団条例第 13 条では、「消防団員には、報酬として年報酬、出動報酬・・・を支給する。」とある。年間の活動に対する報酬として年報酬、災害活動・訓練等に従事した際に支給される出動報酬がある。参考までに、市の消防団員の年報酬及び出動報酬は、以下のとおりである。

(年報酬)

階級	年額
団長	82,000 円
副団長	68,500 円
分団長	50,000 円
副分団長	45,000 円

部長及び班長	36,500 円
団員	35,500 円

(出動報酬)

種別	時間区分	金額	
水火災の場合	1 時間未満	1 回につき 3,200 円	
	1 時間以上 3 時間未満	1 回につき 4,400 円	
	3 時間以上	1 回につき 6,800 円	
警戒、訓練等の場合	会議以外	1 時間未満	1 回につき 2,200 円
		1 時間以上 3 時間未満	1 回につき 3,100 円
		3 時間以上	1 回につき 4,800 円
	会議	1 回につき 1,100 円	

(出典：札幌市消防団規則)

(2) 監査手続

市の消防団員で活動実績がない又は少ない消防団員数を把握し、局では活動実績の少ない消防団員に対してどのように対応しているかヒアリングし、その対応が適切か否か、また、追加で対応すべきことがないかどうかを検討する。

(3) 市の状況及び局の対応

市においても、コロナ禍の事情により出動できないケースが多かったと思料されるが、年間1度も出動することもない消防団員が、令和元年度 60 名、令和2年度 149 名いる。また、年間1、2回の活動実績の団員は、令和元年度 127 名、令和2年度 352 名いる。

(活動実績数別団員数)

(単位：人)

出動回数	全団員数	0 回	1 回	2 回	3 回
令和元年度	1,807	60	61	66	63
令和2年度	1,696	149	164	188	168

全団員数は、令和元年度は、平成31年4月1日現在、令和2年度は、令和2年4月1日現在の人員数。

(出典：消防局提供資料より監査人が作成)

局では、まずは活動実績がない団員をなくすことを優先しており、活動実績がない団員については、原則として団長を通じて出動の働きかけを行った上で、出動の意思がない場合には退団を促す取り組みを行っている。なお、出動回数の少ない団員についても同様、出動の働きかけを適時行っている。

(4) 監査の結果（意見）

消防団員の成り手が不足している中ではあるが、年間の活動実績のない団員（階級は全て団員と仮定する）に支払われた年額報酬は概算で令和元年度 2,130 千円、令和 2 年度 5,290 千円である。これら報酬は公金であり、活動実績がない団員は、本人の継続の意思等を確認しながらも、複数年活動のない団員については最終的には退団を促す必要があると思われる。また、市では休団制度がないが、仕事が忙しいので活動できないなどの事情があるのであれば、一旦休団してもらい、活動できる時点で復帰してもらうことも検討の余地があるのではないかとと思われる。他の地方公共団体で採用されている休団制度は、休団時の地位がそのまま復活時の地位となり、団員にとっては一度退団して再度入団するよりは利用しやすい制度であると思われる。

また活動実績が少ない団員への対応では、局では何回以下が問題で、何回以上が問題ないかについては、本人の活動意思や取り巻く環境などを総合的に勘案しなければならず、慎重な判断が必要と考えているようである。これについては同意できることではあるが、年間 1、2 回の活動実績の団員（階級は全て団員と仮定する）に、支払われた年額報酬だけでも概算で令和元年度 4,509 千円、令和 2 年度 12,496 千円である。

これらを考慮すれば、局はもっと積極的にこの問題に取り組むべきであると思われる。団長を通じた出動の働きかけを行うだけでなく、局が主体となって出動回数の少ない団員との間で出動の働きかけだけでなく、消防団の環境・雰囲気等を汲み取るようなコミュニケーションの機会を積極的につくるべきである。

3.10 公益財団法人札幌市防災協会について

(1) 概要

市は平成 17 年以降、出資団体改革を進めてきており、出資の引揚げや派遣職員の引揚げなど、具体的な目標を定めながら、「団体の自立性・自主性や柔軟性を高める」

ように取り組んできている。

その上で、局は公益財団法人札幌市防災協会（以下「協会」という。）の出捐者の立場として、協会の経営責任の一端を担っているものと認識している。

協会は、防火防災に関する専門的知識や経験を有する者として理事長他局のOBが17人程度在籍（常勤）しており局の施策ではカバーしきれない、きめ細かな事業を実施していることから、市民生活にはなくてはならない団体であると思われる。

しかしながら、委託業務が競争入札になって収入単価も低くなっていると推察され、さらに新型コロナウイルス感染症の影響もあり、委託業務の実施回数（研修、実地訓練等）も制約を受けている。一方、市及び局は、協会には防火防災に関する専門的知識や経験を有する者が多数在籍しているため、今後も協会と緊密な連携を図りながら、両輪となって市民の防火意識の高揚に努めていきたいとしている。

また、「防災」については、市では危機管理対策室の所管事務であるが、同室の実施事業についても連携を強化していきたいと考えている。新型コロナウイルス感染症の影響により、市民と接する業務の実施が難しくなったことから、自主事業はもとより、局からの委託業務も一部を停止しているため、協会の収益も減少しており、厳しい財政状況となっている。

協会の最終収支（当期一般正味財産増減額）は、平成30年度▲31,013千円、令和元年度▲12,032千円、令和2年度▲18,483千円と赤字になっている。また、現預金残高も平成30年度96,777千円、令和元年度58,505千円、令和2年度35,490千円と大幅に減少しており運転資金の不足が見込まれている。市の出資率も下げて、自主自立を指導してきており、現行では有効な方策がない状況となっている。

このような状況から、昨年度末から月1回、協会と経営状況に関するミーティングを実施しており、効率的な組織運営や今後の事業などについて、その都度、指導調整を継続している。

（2）監査手続

- ア．協会について数年間の決算書を入手して内容を比較検討した。
- イ．協会の概要を把握するとともに、関連する法令、条例及び規則等を閲覧した。
- ウ．協会の中期運営計画を入手してその内容を検討した。

（3）監査の結果（意見）

中期運営計画に従い、人員の削減等によるコスト削減によりコロナ禍を乗り切り、収益改善して、融資を受けることが出来る状態にすることが必要である。

資金繰りが厳しい状況であり、市が資金的援助をすべきではないかとも思料するが、協会が主体的に事業や財政面を含めた経営全般を考えていく立場であり、出資も引き下げてきた経緯があるため、市の直接的な援助はできない状況である。

また、貸借対照表上、令和3年3月31日現在退職給付引当金が16,148千円であるにもかかわらず、対応資産である退職給付特定資産は13,620千円と不一致になっている。将来負担すべき退職給付引当金を特定資産として積み立てる趣旨からすると、每期退職給付引当金残高に合わせて積み立てるのが望ましい。